

事務所用

核軍縮と非核自治体・1999

- 核軍縮キーワード(98.1~99.5)
- 非核自治体への提案

監修●梅林宏道／前田哲男

発行●平和資料協同組合(ピースデボ)

発刊にあたって

本冊子は、昨年発行した「核軍縮と非核自治体・1998」に続くシリーズ第2号です。その意味でイア・ブックとしての継続性を示す初めての号となります。昨年のものは、核軍縮に関する最新の『キーワード』集という感覚で、多くの人に活用され、編集委員一同安心し、感謝しています。

本書の編集をしながらあらためて実感しましたが、一年のうちに状況は大きく変わりました。核軍縮は、まさに国際政治の生きたテーマであり、日進月歩していることが分かります。しばしば、98年版があれば99年版は必要ないという意見に出会いましたが、とてもそんな暢気な状況ではありません。キーワード的に考えても、「新アジェンダ連合」「モンゴルの非核地位」「東京フォーラム」「非核港高知方式」など、98年版にはなかった現状を象徴する言葉が登場しました。また、核兵器持ち込み疑惑、カナダの核兵器政策見直し、インド・パキスタンの核開発など以前からのテーマにも重要な進展がありました。

本書の背景には、毎月2回(1日と15日)というハイペースで定期発行を続けている『核兵器・核実験モニター』があります。それは、関心のある市民が、情勢を把握したり着想を得るのに役立つよう、国際性のある情報を迅速に提供する出版物として、ピースデポ(平和資料協同組合)の中心的事業として続けています。そこで蓄積されている膨大なデータが、本書の基礎資料として役立っています。

本書は、日本の非核自治体関係者、非核自治体の推進や活性化をめざしている市民に役立つことをめざしています。おおむね1998年1月から1999年5月までの世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を、分かりやすく、キーワードを中心に解説する冊子です。世界の非核自治体やNGO(非政府組織)の動きも伝えます。

本書でも紹介した通り、勇気ある国家連合「新アジェンダ連合」は、1998年6月、新しい世紀を「核兵器のない世界」実現の見通しをもって迎えたい、という趣旨の声明を発しました。21世紀、そして新しい千年期に向かって、核軍縮はますます重要な課題となっています。非核自治体とその市民が、もう一度原点に立って、自分たちの役割を問い合わせ迎えています。そのような機会に、この冊子が新しいヒントを得る助けとなれば、私たちにとってこのうえない喜びです。

1999年7月 「核軍縮と非核自治体・1999」編集委員会
代表 梅林宏道

ごあいさつ

冊子「核軍縮と非核自治体・1999」の発行をお祝い申し上げるとともに核廃絶に向けた貴組合の努力に敬意を表します。

この度の冊子「核軍縮と非核自治体・1999」の発行は、反核・平和運動の発展を示すものであり、平和を求める人々に限りない励ましと勇気を与えるものです。

核廃絶を目指す努力は、世界各国で粘り強く進められています。キャンベラ委員会報告やCTBT成立、軍人による反核声明等の特筆される成果も世界各国における粘り強い核廃絶への努力があったからだと言えます。しかしその一方で、インド・パキスタンの相次ぐ核実験の実施でも明らかのように、核戦争の危機をともなった地域紛争の火種は絶えず、核保有国による核実験は依然として繰り返されているのも、また現実です。

核廃絶に向けて一歩でも二歩でも前進させるためには、国内的には勿論のこと国際的にも自治体・市民による反核包囲網の形成が必要となっています。そのことは、世界各国の核に関する情報・資料を正確に知ることによって始めて可能となるものです。

その意味で、ピースデポの『核兵器・核実験モニター』誌が核廃絶を求める多くの非核自治体関係者や市民に活用されているのは、当然のことと言えましょう。そして、この度『核兵器・核実験モニター』の情報・資料を非核自治体職員や市民が活用しやすいように編成し、「核軍縮と非核自治体・1999」として発行されることは、大変意義あるものと考えます。この冊子が核廃絶を求める自治体・市民に大いに活用され、日本の反核・平和運動が益々発展することを願ってやみません。

最後に、ピースデポの益々の発展をご祈念申し上げ、発行のお祝いの言葉といたします。

1999年7月

日本非核宣言自治体協議会

会長

沖縄県北中城村長 喜屋武 騞

目次

発刊にあたって 編集委員会代表 梅林宏道 1

ごあいさつ 日本非核宣言自治体協議会会长 喜屋武 騞 2

第1章 核軍縮:1998の概観 7

1. 核軍縮概観 1998年1月～1999年5月 8
2. 核軍縮年表 1998年1月～1999年5月 18

第2章 核軍縮:1998のキーワード 25

A. 外交交渉における課題

1. インド・パキスタンの核実験 26
2. 新アジェンダ連合 27
3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の現状 28
4. 核不拡散条約(NPT)準備委員会 29
5. ジュネーブ軍縮会議(CD) 30
6. 国際司法裁判所(ICJ)勧告とマレーシア決議 31
7. 戦略兵器削減条約(START) 32
8. 国際刑事裁判所(ICC)と核兵器 33
9. 兵器用核分裂物質の生産禁止(カットオフ)条約(FMCT) 34
10. 核兵器の警戒態勢解除 35
11. 第一不使用宣言(先制不使用宣言)と消極的安全保障 36
12. 国際的非核地帯 37
13. 「テボドン」発射と地下核施設疑惑 38
14. ミサイル防衛と対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約) 39

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状 40
2. インド・パキスタンの核政策 42
3. 米ロの未臨界核実験 43
4. 米国の「備蓄兵器管理計画」と新型核兵器 44
5. 米国の核兵器使用ドクトリン 45
6. ロシア:深まる対米不信 46
7. 英国の戦略国防見直し(SDR) 47
8. 流動する北大西洋条約機構(NATO) 48

9. カナダ議会の勧告と政府回答 49
10. モンゴルの非核地位 50

C.日本政府の核兵器政策

1. 核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム 51
2. 新アジェンダ連合と日本 52
3. 戦域ミサイル防衛(TMD)と日本 53
4. 「ステップ・バイ・ステップ」政策 54
5. 「究極的核廃絶」国連総会決議 55
6. カットオフ条約(FMCT)と日本 56
7. 核兵器持ち込み密約 57
8. 日本国憲法と核兵器使用 58
9. 国連軍縮長崎会議 59

D.非核自治体とNGO(非政府組織)

1. 中堅国家構想(MPI) 60
2. ハーグ平和アピール市民会議 61
3. 東京フォーラムとNGO 62
4. 核兵器廃絶ネットワーク「アボリション2000」 63
5. NPT準備委員会とNGO 64
6. 各国の世論調査 65
7. 米バーモント州草の根運動 66
8. 「アボリション2000」非核自治体宣言 67
9. 日本の非核宣言自治体 68
10. 高知県の非核港湾化の試み 69
11. 非核港湾、各地の動き 70
12. 世界平和連帯都市市長会議 71
13. 日本非核宣言自治体協議会 72

4. 新アジェンダ連合・声明(98年6月) 86
5. 第53回国連総会における新アジェンダ決議(98年12月) 88
6. 第53回国連総会におけるマレーシア決議(98年12月) 91
7. 第53回国連総会本会議での投票結果(98年12月) 92
8. CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(99年6月) 93
9. インド原子力省と国防研究開発機関との共同声明と一問一答(98年5月) 94
10. 未臨界核実験米エネルギー省発表 第3回(98年3月)、第4回(98年9月) 98
11. 包括的核実験禁止条約(CTBT)に対する米国の保障措置(95年10月) 99
12. 未臨界核実験に関する欧州会議決議(98年2月) 100
13. 英戦略国防見直し・第4章(98年7月) 101
14. カナダ議会の勧告リスト(98年12月) 104
15. カナダ政府の回答・抜粋(99年4月) 107
16. NATOサミットにおける核政策見直し決定(99年4月) 113
17. モンゴルの非核地位に関する国連決議(98年12月) 113
18. 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト(99年4月) 114
19. 第53回国連総会での日本の軍縮方針演説(98年10月) 115
20. 「新アジェンダ決議」日本棄権の理由(98年11月) 119
21. 第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議(98年12月) 119
22. シャノン報告(95年3月) 121
23. カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説(98年8月) 122
24. 高知県港湾非核化に関する資料(97年12月～99年3月) 123
25. 核兵器に関する世界の文民指導者の声明(98年2月) 126
26. 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター(98年8月) 129
27. 「アボリション2000」声明(95年4月) 131
28. モオレア宣言(97年1月) 132
29. 米バーモント州決議関連資料(99年3～4月) 133
30. 「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市(97年3月) 134
31. 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト(99年5月) 135
32. 日本の非核宣言自治体の活動と事業 137
33. 本冊子98年版に掲載され99年版に掲載されていない資料一覧 141

第3章 提案——市民と自治体のために 73

資料 79

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見・抜粋(96年7月) 80
2. キャンベラ委員会報告書・要旨(96年8月) 81
3. 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月) 84

第1章

核軍縮:1999の概要

1. 核軍縮概観1998.1～1999.5

概観

1998年は、危険と希望が共存した年であった。将来、1998年が核軍縮の停滞が核軍拡競争へと逆流する転機の年として記録されるのか、核軍縮が加速される曲がり角として記録されるのか、前もって予想することは極めて難しい。いずれの方向にも、その核となるべきできごとがこの時期に発生した。

危険を知らせる重要なできごとは二つあった。一つは、98年5月に11回にわたっておこなわれたインドとパキスタンの地下核実験である。中国が1964年に核兵器保有国の名乗りをあげて以来、34年ぶりに核保有宣言をする国家が一挙に二ヵ国も登場したのである。それも、長く地域的対立と武力紛争を続ける当事国が、核軍拡を競い始めた。明らかな核兵器の拡散が起こったのであり、冷戦後の新しい形の核戦争の危機が姿を現した。同様な核拡散がさらに広がる可能性を、世界中が予感した。

もう一つは、ロシアの西側不信の深化である。米国の国土ミサイル防衛(NMD)や地域ミサイル防衛(TMD)開発、NATO(北大西洋条約機構)の東方への拡大に不信を増大させていたロシアの対米不信感情が、1999年3月24日のNATOによるユーゴスラビア空爆によって、決定的な転機を迎えたとの評価がある。政権レベルでは、いまのところ米ロ関係は不变である。しかし、戦術核の強化などロシア国内の核兵器政策の変化が始まっている。その行方を注視する必要がある。

希望の側面でもっとも大きいのは、「新アジェンダ連合」の登場である。98年6月9日に、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの八ヵ国が「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」という声明を発して、史上初めての核廃絶国家連合ともいるべきものを発足させた。(のちにスロベニアは、NATO核兵器国との強い圧力によって撤退した。)彼らの要求の中心は、五つの核兵器国とインド、パキスタン、イスラエルに対して、核兵器の早期廃棄の明確な約束と、約束を実行するための交渉の迅速な開始である。声明をもとに作成された国連総会決議は、98年12月4日、賛成114、反対18、棄権38の多数で採択された。

もう一つの希望は、NATO諸国における核兵器政策見直しの気運である。新アジェンダ連合の登場と関連しながら、この気運は拡大する可能性がある。2年がかりの核兵器政策の見直しにとり組んでいたカナダの下院外交貿易常設委員会は、98年12月に報告書を完成させ積極的な核軍縮政策を勧告した。99年4月、勧告に対してカナダ政府は、大枠では勧告にそった回答書を正式に提出

した。いっぽうトルコを除くすべてのNATO非核兵器国は、米、英、仏の圧力をはね返して、新アジェンダ連合の国連決議に反対せず、棄権投票をおこなった。さらに、1998年10月27日に発足したドイツの社民党・緑の党連立政権は、核兵器の第一(先制)使用政策などNATO核兵器政策の見直しを主張した。99年4月24日には、NATOワシントン・サミットで、内容は不明確ながらも、政策の見直し議論を軌道に乗せることができることが確認された。

新アジェンダ連合の登場にともなって、98年3月に発足した「中堅国家構想」など、NGO(非政府組織)と政府レベルの活動の連携が深まりつつあることも、過去一年の希望の侧面として特記すべきことである。これに関連して、日本でも政府呼びかけの「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」を契機に、98年8月以来、市民団体と外務省との対話が始まっている。

以下に、いくつかのテーマにしたがって、98年の動きを要約する。

(1) 新アジェンダ連合とNATO非核兵器国

98年6月9日に、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの八ヵ国が「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」と題する声明を発して、「新アジェンダ連合」を名乗って以来、この国家連合は、核軍縮を牽引する役割を担った。声明全体はキャンベラ委員会の報告を強く反映したものになっている。そして要求の眼目は、「核兵器国および核兵器能力国(インド、パキスタン、イスラエル)のそれぞれの政府に対して、おののが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な手段と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する」という部分にある。

声明の内容が国際社会の支持を受けたものであることを示すために、彼らは声明を基礎にした国連総会決議を提案した。

決議草案は、98年10月27日に第53回国連総会(1998年)第一委員会に提出された。この決議は総会でもっとも論争を呼んだ軍縮決議であり、核兵器国から反対投票を要求する強い圧力が同盟国に加えられた。新アジェンダ連合とそれを支援する各国NGOは、決議草案への支持をとりつけるための精力的な活動をおこなった。新アジェンダ連合はNATO各國の意向を打診するなかで、核兵器保有国が相手よりも先に核兵器を使わないことを誓う「核兵器の第一(先制)不使用」の要求を和らげ、NATO加盟の非核兵器国への支持を得やすいうように修正した。「中堅国家構想」のダグラス・ロウチ議長が中心となったカナダ政府への働きかけは大きな成果を生んだ。軍縮に熱心なアスクワージー外務大臣は、「NATO加盟国の中から、カナダ以外の一ヵ国でもカナダと共同歩調をとつて決議に賛成するならば、カナダは賛成したい」と述べた。ドイツ新政権のフィッ

シャー外相との会談の結果、カナダとドイツはともに棄権することに合意。これが引き金となってNATO非核兵器国の中トルコを除く12カ国が、すべて棄権するという雪崩現象がおきた。その結果、1998年12月4日の総会全体会議、賛成114、反対18、棄権38の賛成多数で採択された（決議53/77Y）。

つづいて新アジェンダ連合は、1999年5月12日、第3回核不拡散条約（NPT）準備委員会において、2000年NPT再検討会議についての共同声明を組織し発表した。新アジェンダ決議を支えた32カ国が共同提案し、ブラジル代表がスピーチした。その内容は、「2000年において核兵器の究極的な廃絶という期限のない目標をくり返すのでは不十分である。核兵器の全面廃棄を迅速に達成するという、あいまいさの残らない誓約を獲得することが不可欠である」という文言に集約されている。

1999年国連総会が、次の議論の舞台となる。

（2）核兵器政策の見直し—英國、カナダ、ドイツ、NATO

この時期の一つの特徴は、NATO加盟諸国で核兵器政策についての見直しが進行したことである。

英國の労働党政権の新核兵器政策は、「戦略国防見直し（SDR）—新しい世界に新しい軍隊」と題して98年7月8日に発表された。それは作戦配備核弾頭の上限を、前政権が設定した300発から200発に削減したり、数分の発射態勢を数日の発射態勢に警戒態勢を緩和したり、歓迎すべき措置を決定した。しかし、根本のところでは抑止体制を維持し、さらに「戦略以下」の核兵器使用の有効性を確認したものとなっており、核兵器永続化の危険性を強めた役割を指摘しなければならない。

カナダ外相は、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見とカナダ国内のNGOの要請に応えて、96年11月、下院外交貿易常設委員会に対して、カナダの核兵器政策の根本的見直しを命じた。アクスワージー外相は、カナダがNATOの一員としての義務を守るという立場を堅持するとしながら、「NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討すべきとき」という主張を述べている。2年後の1998年12月10日、外交貿易常設委員会は、「カナダと核の挑戦：21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」と題する報告書を作成した。報告書は、核兵器国に対して第一（先制）不使用宣言の要求を避けるなど慎重な配慮をしているが、核兵器の廃絶に向けて強い政策をとるようカナダ政府に15項目の勧告を提出した。

1999年4月、勧告に対して政府は正式に回答書を提出した。回答は、おおむね勧告を受け入れる姿勢を表明しているが、その表現には政権担当者特有のあいまいさが残されている。注目すべきことの一つは、「カナダ政府は、NATO

同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである」という勧告に対しても、政府が「委員会の勧告に同意する」と回答したことであろう。また、「NATOが核兵器政策を見直すよう、カナダはNATO内で強く働くべきだ」という勧告に対しても、政府は同意した。これらは今後の外交に新しい道を開いたと言える。

すでに「核兵器政策見直し」の過程で、カナダは新アジェンダ連合の国連総会決議にNATO諸国が棄権投票をするのに大きく貢献したことは、上述のとおりである。

1998年10月27日、ドイツでは社民党と緑の党の連立でシュレーダー政権が発足し、外相兼副首相に、90年連合・緑の党からフィッシャー氏が就任した。連立政権の合意事項には、「NATO核兵器の警戒態勢を緩和し、核兵器の第一使用を否定する」ことが含まれていた。このような背景のもとに、ドイツ新政権が、NATOの核第一使用政策の変更を求める行動を起こした。米国からの強い圧力にもかかわらず、新アジェンダ連合が提出した国連決議に対する第一委員会投票において、NATO各国が棄権投票の雪崩現象を起こしたことによって、ドイツは政治的な立場を強めることができた。フィッシャー外相は、11月25日、ソラナNATO事務総長とポンで会談し、第一不使用政策の主張を公式に伝えた。米国は、ドイツの提案を正面から非難した。ミュンヘンで1999年2月6～7日に開催された米独高官会議で、シュレーダー首相はNATOが第一使用政策の再検討をおこなうよう改めて主張した。

カナダとドイツの一一致した動きは、1999年4月24日のNATO首脳会議コミュニケに反映することになった。ワシントンで開催されたNATO創立50周年を記念するこのサミットは、NATOによるユーゴ空爆の最中であり戦争に関する喫緊の課題や、NATOの域外活動に関心が寄せられ、核兵器政策についての報道はなかった。しかし、コミュニケは、第一使用という直接の文言は使っていないが、NATOは「核兵器の重要性が減ったことを考慮して、信頼醸成措置や安全保障措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮などの選択肢を考察する」ことに合意した。その考察の手順が99年12月のNATO外相会談で決められる。NATO内部で、緩やかではあるが一時的ではない流動が始まったと考えてよいであろう。

（3）インド・パキスタンの核実験と包括的核実験禁止条約（CTBT）

CTBTの調印開始（96年9月24日）から約2年8ヶ月が経過した1999年5月末において、CTBTの調印国は152カ国に達した。しかし批准をすませた国はまだ36カ国であり、そのなかには発効に必要とされる44カ国のうち18カ国が含まれているにすぎない。

98年5月のインドとパキスタンの核実験は、CTBTの発効に決定的な打撃を

与えた。インドもパキスタンも発効に必要とされる44カ国に含まれている。その両国が、核兵器競争を始めたのであるから、CTBTにとっては極めて深刻な事態であった。その後、両国とも核実験の一時中止こそしているが、核兵器とその運搬手段であるミサイルの開発を進めている。

しかし、インドもパキスタンも、国内の反対世論の成長と国際的な圧力のもとに、CTBT批准の意図があることを明らかにし、核戦争の危機を回避する緊張緩和策をとった。パキスタンのシャリフ首相は98年9月23日に、またインドのバジパイ首相はその翌日に、CTBT調印開始後3年目(99年9月)までにCTBTに参加し、その発効に協力する用意があることを明らかにした。また、1999年2月20~21日にパキスタンのラホールで開催された、実験後初の首脳会談で、両国は、偶発核戦争、あるいは認可されない核戦争を防止する緊急措置をとることに合意した。

いっぽうで、その後、両国は激しいミサイル開発競争を見せつけた。インドは中距離ミサイル「アグニ II」(99年4月11日)の発射実験をおこない、パキスタンは中距離ミサイル「ガウリ II」(同4月14日)と短距離ミサイル「シャヒーン I」(同4月15日)の実験で応酬した。

米国やロシアの未臨界核実験もまた、CTBT発効への障害であると言われてきたが、インド・パキスタンの核実験によって、それが真実となった。米国は97年7月2日から99年5月までに6回の未臨界をおこなった(最後は99年2月9日)。ロシアもまた、正確な回数はわからないが数回の未臨界核実験をノバヤゼムリヤ核実験場でおこなったことが明らかになった。米国は、CTBT後も核兵器に固執し、核実験場を閉鎖する意図がないことを強く印象づけた。

米国の未臨界核実験は、膨大な「備蓄兵器管理計画(SSMP)」の小さな一部分にすぎない。米エネルギー省の内部文書によれば、SSMPには新型兵器開発につながる膨大な科学的研究が含まれる可能性がある(97年8月、「ニューヨーク・タイムズ」)。また、米国の民間研究団体「エネルギー環境研究所(IEER)」(ワシントンD.C.)は、SSMPの中心施設として新しくローレンス・リバモア国立研究所(カリフォルニア州)に建設されている国立点火施設(NIF)でおこなわれようとしている核融合実験は小さな核爆発をともない、CTBTに違反すると指摘した(1998年7月)。

(4) 米ロ関係悪化と核兵器削減の行きづまり

1997年3月21日の米ロ・ヘルシンキ・サミット以来、第二次戦略兵器削減条約(START II)に関する進展は皆無であった。のみならず、本書のカバーする期間は、米ロ関係の悪化が進行した。

米議会は調印後3年が経過した96年1月に、ようやくSTART IIを承認した。

しかし、条約の発効に必要なロシアの批准は議会の抵抗でまだ実現していない。1998年12月、エリツィン大統領と議会の調整がついてやっと議会に上程される見通しがたって「成立間近」という観測が流れた。しかし、それは米英のイラク攻撃で議会の保守派の揺りもどして実現しなかった。それ以後、エリツィン政権の懸命の議会工作によって、条約は条件つきで3月22日に議会に上程された。ところが、2日後にNATOによるユーゴ空爆が開始された。

NATOによるユーゴ空爆は、米ロ関係に深刻な影響を及ぼした。冷戦後築かれてきた米ロの信頼関係を、根底から崩しつつあり、それが軍縮・軍備管理交渉に深刻な影響を生みつつある。もはや「START IIは死んだ」とあるロシアの専門家は言う。

1999年4月29日、モスクワではさらに深刻な進展があった。国家安全保障会議でエリツィン大統領は、戦術核数千発を増強する計画にサインした。公式にはコソボ紛争と関係のない計画だと説明されたが、NATOのユーゴ空爆に反応したものだという解説もある。1991年に、ブッシュ・ゴルバチョフ両大統領のそれぞれの一方的イニシアチブによって、戦術核の廃棄や撤去がおこなわれた。これはおおむね実行されたと理解され、米国の場合にはさまざまな情報により、現状が確認されている。しかし、ロシアの戦術核の現状はよく分かっていない。戦術核撤去の措置は、協定に基づかないものであり、検証制度を備えていない。米ロ関係の悪化の結果、ブッシュ・ゴルバチョフ合意の破棄がありうるという観測が生まれている。

コソボの和平が実現した後、状況打開のために、99年6月20日にドイツのケルンで開かれたG8サミットで、クリントン、エリツィン両大統領が会談した。そのとき、99年秋にSTART IIIの予備会議を開くことが合意された。

(5) ジュネーブ軍縮会議(CD)とカットオフ条約

CDにおいては1998年8月11日に一つの進展があった。いわゆるカットオフ条約交渉のための特別委員会の設置が合意されたのである。この条約は正確には「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」でカットオフ条約(FMCT)、あるいはフィスバン条約と呼ばれる。1995年のNPT再検討・延長会議で、CTBTの次の優先課題として合意されたにもかかわらず、長いあいだ、交渉の場が形成されなかった。

しかし、それ以後、CDで別の交渉議題の優先順位をめぐって意見の対立がつづき、FMCTの交渉はまったく始まっていない。交渉が始まったとしても、交渉には大きな困難が予想される。それは、FMCTには、CTBTの場合ときわめてよく似た立場の相違があるからである。つまり、FMCTを核軍縮に直接貢献するような一段階と位置づけるか、カットオフを核不拡散の道具と考え、それによって

核兵器国の既得権を守ろうとするか、の違いである。この考え方の違いが、核分裂物質の将来の生産を禁止することに重点を置くのか、過去に生産され現在保有されているものにも規制が及ぶことに重点を置くのか、の違いとなって現れる。なぜならば、核兵器国(とくに米国とロシア)は、すでにあり余る兵器用核分裂物質を保有しており、将来の生産禁止によって何の痛痒も感じないからである。特別委員会に託された委任権限は、生産禁止の条約についての交渉であるが、現存物質の議論をすることを妨げないという内容(シャノン報告)になっている。つまり、核不拡散のFMCTが主眼ということになる。

そこで、CDに核軍縮のための特別委員会を置く必要があるという強い要求が生まれる。

CDで本書のカバーする期間におきたもう一つの進展は、99年1月に消極的安全保障(NSA)の特別委員会の設置が合意されたことである。これについても具体的な進展がない。また、米国の弾道ミサイル防衛システム開発の動きに対して、中国はそれを規制する必要性を強く訴え、「大気圏外での軍備競争の防止(パロス=PAROS)」の特別委員会の設置を主張している。

米国は、核軍縮特別委員会にもパロスにも、強硬に反対をしている。これらの対立がCDを長い期間空転させている。

(6) 破局寸前のNPT準備委員会

2000年に開かれる核不拡散条約(NPT)再検討会議の準備委員会が、97年4月にニューヨーク(第1回)で、98年4~5月にジュネーブ(第2回)で、99年5月にニューヨーク(第3回)で開催されてきた。1995年にNPTが無期限延長されたときに、条件の一つとして見直し体制の強化が合意され、新しく準備委員会が発足したものである。

第2回準備委員会は、第1回以上に具体的成果なく終わった。一般的な核軍縮問題のみならず、特別の時間を割いた3項目(NPT参加国への安全保障、中東問題、カットオフ条約)についても具体的な成果を残すことはできなかった。

第3回準備委員会(99年5月10~21日)は、2000年再検討会議に向かう最後の準備会であり、極めて重要なものであった。予想どおり、準備会は核軍縮の急速な進展を求める非同盟運動諸国(NAM)とそれに抵抗する米国など核兵器国が鋭く対立した。2000年会議の議題と運営方法について、この準備委員会が合意できなければ、手ぶらで2000年会議を迎えるなければならない。一時は第3回準備会議はその危機を迎えた。

大きな対立軸は2点あった。核軍縮の推進についてどのような議題を採択するか、95年中東決議(イスラエル加盟問題)をどう扱うか、である。この二つを議論する特別部会を2000年会議に設置することを、エジプトと南アフリカが強く求

めた。

危機は最終日の最後の数時間で回避された。さまざまな核軍縮議題を整理し、特別部会の設置についての強い要求を明記した議長文書が、「準備委員会は、2000年再検討会議に対するいかなる実質的な勧告についても合意に達することができなかつた」と書くことによって、採択されたのである。議長文書の核軍縮に関する整理は、ジュネーブ軍縮会議に核軍縮の特別委員会の設置という提案を含むなど、かなり評価できるものである。2000年会議にからうじて希望をつないだと言える。

(7) 日本政府と東京フォーラム

1998年6月5日、当時の小渕外務大臣が、インド・パキスタンの核実験を受けて「主要な非核兵器国が団結して圧力をかけば、核兵器国もインド・パキスタンも核軍縮に導くことができるかもしれない」と語って、核軍縮の国際会議の開催を示唆した。これは、日本の新しいイニシアチブとして大きな国際的関心と期待を呼んだ。この提案が「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」という専門家会議を誕生させた。98年8月30~31日に第1回(東京)、98年12月18~19日(広島)、99年4月9~10日(ニューヨーク)と過去3回の会議が開催された。99年7月23~25日に最終会議を経て報告書が提出される予定である。最終報告書は日本政府に向けられるものではなく、国際社会全体に向けられるものとなる。

政府が、専門家会議を招集して核軍縮に関する報告書を作成することを委任したという点において、東京フォーラムはキャンベラ委員会に比せられる。しかし、その後の経過は両者の大きな違いを示した。キャンベラ委員会の議長は政府職にあったバトラー国連大使が務め、文字どおり政府がリーダーシップを發揮したのに対して、東京フォーラムは、日本国際問題研究所と広島平和研究所の共催となり、日本政府はリードしなかった。また、キャンベラ委員会は核廃絶をめざす立場の専門家を集めたが、東京フォーラムの構成は目的を明確にした人選ではない。これらの違いが、東京フォーラムの報告内容やその国際的影響にどのような結果をもたらすのかを前もって断じることはできないであろう。しかし、日本政府に与えるインパクトに限定して考えたとき、東京フォーラムには日本政府の核軍縮政策の消極性を転換させる重要な役割が課せられていることはまちがいない。

本書がカバーする期間において、日本政府の核軍縮に対する姿勢に基本的な変化はなかった。日本政府は新アジェンダ連合への参加を拒否し、その国連総会決議に棄権という消極的対応を示した。国連総会におけるマレーシア決議案に対して98年もまた棄権投票をおこなった。「日米新ガイドライン」関連立法の成立(99年5月24日)によって、米国の核抑止力への依存がより強化された。

政府はカットオフ条約が核軍縮の最優先課題との立場をとっているが、核兵器国の備蓄核物質の扱いなどの鍵となる争点について、積極的な独自提案をしていない。したがって、国民の強い反核感情を意識したリップサービスをするが、実は米国の核戦略を積極的に支えようとするのが日本の核政策の本質であるという国際的な一般的評価は、昨年も不変であった。

(8) NGO—中堅国家構想、ハーグ平和アピール市民会議、アボリション2000

「中堅国家構想(MPI)」の誕生は、この時期のNGO活動の特筆すべきことであった。「志しを同じくする人々」とNGOの連携によって大きな成果を収めた対人地雷全面禁止のオタワ・プロセスの成功が、核兵器廃絶運動の分野で具体的な形をとったと見ることもできる。

MPIは、1998年3月に国際的な市民組織のネットワークによって設立された。その目的は、軍縮問題で実績があり、影響力のある中堅国家に連合を形成するように働きかけ、NGOとの連携を深めながら核兵器廃絶への動きを速めようというものである。カナダのダグラス・ロウチ元軍縮大使が議長を務め、そのもとで国際運営委員会が運動をリードしている。関与している国際的な市民組織は、核兵器に反対する国際法律家協会(IALANA)、地球的責任のための科学技術者国際ネットワーク(INES)、国際平和ビューロー(IPB)、核戦争防止国際医師の会(IPPNW)、地球的行動のための議員連盟(PGA)、平和と自由のための国際女性連盟(WILPF)など8団体である。

MPIの第一段階の目的は、偶然にも98年6月の新アジェンダ連合の発足によって達成された。新アジェンダ連合が、MPIと独立に国家自身のイニシアチブによって誕生したのである。そこで、MPIは当面の活動方針として、新アジェンダ連合を支援し、その国際的な地位を強めることに力を注ぐことになった。具体的には、新アジェンダ連合が提案した国連決議への各国政府への支持を広げるためのNGO活動にとり組んでいる。

「アボリション2000」は、1998年にはNPT準備委員会に合わせてニューヨークで年会を開催した。また、1999年にはハーグ平和アピール市民会議の終了後、5月15~17日にハーグとデルフトで年会を開催した。ネットワークを形成するグループの数は過去1年のあいだに倍増し、1,300をこえた。米国、カナダ、ニュージーランド、英国、ドイツには国内ネットワークができ、ヨーロッパには地域ネットワークも誕生した。99年の年会では、「アボリション2000」の名前の由来である2000年を迎えて、2000年運動の強化を決定した。テーマとしては、NPT2000年再検討会議で核兵器禁止条約についての交渉を現実化していくことが、最優先課題とされる。そして、それらの活動の出発として、2000年3月1~8日を「核兵器廃絶地球行動」の週間と定めた。

1999年5月11~15日に開催されたハーグ平和アピール市民会議は、世界から9,000人の平和運動家や市民が集まり、400の小会議がもたれたマンモス会議となった。NGOの活気が充満し、21世紀を「戦争のない世紀」にするという大テーマに挑戦する内容豊かな世紀末イベントとなった。核兵器廃絶の分野では、アボリション2000や中堅国家構想などがさまざまなワークショップを開催した。日本からはピースボートが「東北アジアの非核地帯化」のフォーラムを開催したり、被爆者が写真展を開催した。

2. 核軍縮関連年表 1998年1月～1999年5月

98年			
1月4日付	54年の米ビキニ水爆実験で、被爆島民ら対象の人体影響調査の意図や計画示唆する公文書。マーシャル諸島政府に公開の文書から。	4月1日	核兵器のない世界に向けた課題を研究する「広島平和研究所」オープン。初代所長に明石康氏。広島市立大学の付属機関。
1月5日	米ビキニ核実験での人体研究で、広島・長崎の被爆者のデータと比較、致死放射線量推定と明らかに。担当元軍医の証言など。	4月6日	英仏、CTBT批准書を寄託。核保有国としては初。批准国は13カ国に。条約発効に必要な44カ国では6カ国に。
1月6日付	米ビキニ「人体実験」問題で、第五福竜丸乗組員の血液データなどの採取を原子力委員会が指示。人種の相違による影響確認が目的。	4月10日	インドで開催の「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」展示のうち、インドの核政策など紹介した3枚が、インド政府の命令で撤去と判明。
1月6日付	旧ソ連空軍関係者ら約7,000人がセミパラチンスク核実験場付近に移住させられ、白血病など死者続出。生存者、「人体実験」と口政府に補償要求。	4月10日	北アイルランドの和平交渉、地方議会の設置などで合意成立。
1月7日	マーシャル諸島共和国外相、米ビキニ「人体実験」について「モルモット扱い」と語り、追加補償など求める考え明かす。	4月27日	第2回核不拡散条約(NPT)準備委員会、ジュネーブで始まる。5月8日まで。「アボリション2000」なども平行会議。
1月22日付	「第5福竜丸」のエンジン、東京都に寄贈、都立第五福竜丸展示館で永久保存。	4月28日付	広島、長崎両市、伊コモ市で5月2～29日、「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」開催。伊では3番目。
1月31日	ガンジー翁暗殺50周年にあわせて広島・長崎両市とインドの市民団体など、ムンバイ(ポンペイ)で原爆展。初日だけで1,500人来場。	4月30日付	広島・原爆資料館、1万点超える被爆資料の全面公開決定。データベース化完成に伴う巡回展示や貸出し要請にも応じる予定。
2月2日	核兵器廃絶に関する「世界の文民指導者の共同声明」発表。ゴルバチョフ氏など46カ国117名が署名。	5月8日	第2回NPT準備委員会閉会。核保有国の反対で、報告書に実質的内容盛り込めず。
2月2日	仏、高速増殖炉「スーパーフェニックス」即時廃止と解体を正式発表。解体は2005年以降。	5月11日	インドが、15時45分に同国西部ラジャスタン州ポカランで3回の地下核実験実施。
2月3日	16日からの総選挙で第1党が予想されるインド人民党、党綱領で「核兵器導入の選択肢の実行」との政策発表。	5月13日	インド、12時21分にポカランで2回の核実験を再び実施。
2月3日	98年版米国防報告、核兵器の使用指針見直しを公式に認め、冷戦時代に比べ核の安全保障上の役割低下と明記。	5月28日	パキスタンが、15時16分、バルチスタン州チャガイ丘陵で5回の核実験を実施。
2月25日	韓国大統領に金大中氏が就任。	5月30日	パキスタン、13時10分、チャガイで再び1回の核実験を実施。
2月23日	高知県、港湾の非核化のための県港湾施設管理条例改正見送り決定。外務省の否定的見解を地元選出代議士が県側に伝達。	5月31日	アナン国連事務総長、印パ両国首相に自制と緊張緩和求める声明。
3月13日	小泉厚相、厚生省が広島・長崎両県に建設予定の原爆死没者追悼平和祈念館について、建設の是非含めた計画見直しの考え方示す。	6月2日	ジュネーブ軍縮会議(CD)、臨時特別会合開催。印パ核実験非難の共同声明。
3月18日	インド人民党バジバイ氏、新政権の「統一綱領」発表。核兵器導入の選択肢保持。「具体的時間設定なし」と表明。	6月4日	国連安保理、印パを核保有国と認めず、CTBT無条件即時調印などを求める共同声明。
3月19日	パキスタン外務省、インド人民党バジバイ首相の核兵器への姿勢について「危険であり、インドが限界こえればわが国も対抗」と発言。	6月6日	国連安保理、印パ非難しNPT体制堅持などを求める日本主導の決議案を全会一致で採択。
3月19日	「第5福竜丸」のエンジン、東京「夢の島公園」に到着。正式公開は11月。	6月9日	アイルランドなど非核八カ国、「新アジェンダ連合」声明。
3月25日	米、3回目の未臨界核実験「ステージ・コーチ」をネバダ核実験場で実施。	6月17日	大森・内閣法制局長官、参院予算委で、憲法上は日本も核兵器使用可能との見解明かす。
3月25日	仏上院、包括的核実験禁止条約(CTBT)批准承認案を圧倒的多数で可決。	6月18日	米、印パ両国への制裁措置発表。援助や民間銀行の融資停止など。
		6月27日	北京で米中首脳会談。戦略核ミサイルの相互の照準はずして合意。
		6月30日付	印パの核実験受け、日本提案の「緊急行動会議」初会合、8月末に東京で開催と決定。
		7月3日	中ロとカザフスタン、キルギス、タジキスタンによる首脳会議、中央アジア非核地帯化構想に「積極的な評価」表明。
		7月8日	英、「戦略国防見直し」発表。トライデント・ミサイル搭載の核弾頭数を200以下に削減など。
		7月13日	ブラジル大統領、NPT加入文書とCTBT批准文書に署名。
		7月15日	米エネルギー環境研究所、レーザー核融合実験施設(国立点火施設、NIF)はCTBT違反の恐れありとの報告書発表。
		7月17日	国際刑事裁判所(ICC)設立のための外交会議、設立条約を賛成多数で可決。
		7月18日	朝鮮中央通信、軽水炉完成遅れるとの見通しに、核開発凍結解除を警告。
		7月21日	パキスタン政府、日本に対する書簡で、今後の核実験凍結を公式に約束。

7月24日	南米南部共同市場(メルコスル)加盟国4カ国と準加盟国2カ国が首脳会議、核兵器などのない「平和地帯」の樹立宣言。	11月10日	国連第一委員会、マレーシア決議を採択。
7月25日	東南アジア諸国連合(ASEAN)の外相会議で印パ名指しせず、核実験を「遺憾」と表明。	11月13日	新アジェンダ連合提出の国連決議案、第一委員会で採択。
7月27日	国際原子力機関(IAEA)、イラクの「核保有兆候なし」とする現状報告を国連安保理に提出。	11月13日	日本が国連に提出の核軍縮決議案、第一委員会で採択。
7月30日	ジュネーブ軍縮会議(CD)で、パキスタンがカットオフ条約交渉参加、インドとの相互核実験禁止協定締結の意思表明。	11月20日	クリントン大統領訪日、小渕首相と会談。北朝鮮問題に懸念表明。
7月31日	日本の自然学者18人、世界に「反核」での連帯を呼びかける声明。	11月23日	米国防総省、「東アジア戦略報告」改訂版発表。基本政策に変化なし。
8月6日	カーター、ゴルバチョフ氏ら、核兵器廃絶交渉開始を求める共同声明。	11月23日	米国務長官、独国防相と会談。「NATOの核戦略見直しあり得ぬ」と強調。核の第一使用放棄を提唱予定の独フィッシャー外相を牽制。
8月6日	印パ各都市で反核デモや抗議集会。カルカッタでは10万人規模に。	11月24日	国連軍縮長崎会議開会。23カ国約100名参加。26日に「長崎を最後の被爆地に」とする決議を採択。決議採択は初めて。
8月6日	広島市長、平和宣言で核兵器使用禁止条約に言及。核に頼らぬ安全保障訴える。	11月25日	江沢民中国国家主席来日、小渕首相と会談。共同宣言文書に侵略と明記。
8月7日	ケニアとタンザニアの米大使館で爆破テロ。257人が死亡。	11月25日	フィッシャー独外相、NATOのソラナ事務総長と会談。核の第一使用放棄を含むNATOの新安全保障構想提唱。
8月9日	長崎市長、平和宣言で、「核の傘」からの脱却を初めて求める。	12月4日	国連総会本会議、新アジェンダ決議、マレーシア決議、日本決議の三つの核軍縮決議を採択。
8月11日	ジュネーブ軍縮会議(CD)、カットオフ条約交渉をおこなう特別委員会設置を決定。	12月4日	国連総会、モンゴルに「非核兵器国地位」を投票なしで承認。一カ国対象の非核地帯承認は初。
8月20日	米、テロに関与したアフガニスタンとスー丹の施設に報復攻撃。	12月9日	ロシアが、北極海の島で未臨界核実験を実施。貯蔵プルトニウムの品質テストが目的。年内にもう1回予定。
8月25日	17カ国68名の世界的反核NGO代表ら、高村外相あてに「核の傘からの離脱を求める」公開書簡(国際レター)提出。	12月11日	モンゴル大統領訪中、共同声明に中国がモンゴルの「非核地位」を尊重と明記。
8月30日	政府提唱の「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議(東京フォーラム)」第1回会合、東京で開催。16カ国の専門家参加。今後1年で具体的提言まとめる。	12月11日	米エネルギー省、ネバダ州地下核実験場で5回目の未臨界核実験「シマロン」実施。米ロの未臨界核実験に抗議相次ぐ。
8月31日	朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が「弾道ミサイル発射実験」。テボドン1号の可能性。	12月16日	米英、対イラク空爆「砂漠のキツネ」作戦開始。国連大量破壊兵器廃棄特別委員会(UNSCO M)の査察拒否に対抗。19日に終了。
9月5日	北朝鮮、8月31日に3段式ロケットで人工衛星打ち上げと発表。	12月18日	第2回東京フォーラム、広島で開催。15カ国17人の有識者が出席。
9月11日	米国務省、北朝鮮の人工衛星打ち上げ失敗と結論。	12月25日	政府、安全保障会議で戦域ミサイル防衛構想(TMD)の日米共同技術研究に来年度から着手と正式決定。
9月20日	日米安全保障協議会(2+2)で戦域ミサイル防衛(TMD)構想の研究開始で合意。	99年	
9月23日	パキスタンのシャリフ首相、国連総会でCTBTに署名の意向を表明。	1月1日	橋本高知県知事、港湾の非核化をめざす条例改正を2月議会に提出と表明。
9月24日	インドのバジパイ首相、国連総会でCTBT署名に前向きと発言。	1月6日	政府、CTBT早期発効めざし、批准促進会議の今秋開催を関係諸国に働きかける方針を決定。
9月26日	米、ネバダ核実験場で4回目の未臨界核実験「バグパイプ」実施。	1月11日付	朝日新聞社の調査で沖縄への非常時核兵器持ち込みに関する密約が、今も米国家安全保障局(NSA)にあることが判明。14日、日米政府は新聞報道を否定。
9月27日	広島、長崎両市長ら、米未臨界核実験に抗議。	1月19日	朝鮮半島和平のための4者協議の第4回本会談。原則論で終始し、22日閉幕。
9月28日	ドイツ連邦議会総選挙で社会民主党が勝利。	1月20日	米国防長官、TMD配備を2007年に前倒しを発表。国土ミサイル防衛(NMD)は、配備目標を2003年から2005年にずらし、3倍の予算をかける。
9月30日	日本が対人地雷禁止条約を批准。批准国としては45番目。		
10月8日	金大中韓国大統領来日、小渕首相と会談。首相の「反省とおわび」を評価。		
10月12日	「中堅国家構想(MPI)」のグリーン氏来日。新アジェンダ連合への日本政府の支持求める。		
10月15日	米、対北朝鮮政策見直し決定。「地下施設」めぐる核疑惑が背景。		
10月21日	日本、北朝鮮の軽水炉建設のための費用負担協力凍結解除。		
10月23日	日本、「究極的核兵器廃絶」核軍縮決議案を国連第一委員会に提出。		
10月26日	新アジェンダ連合、国連決議草案を第一委員会に提出。		
10月27日	ドイツで社民党のシュレーダー党首が首相に就任。緑の党と連立始動。		
11月6日	米、印パへの経済制裁一部緩和の方針決定。両国のCTBT調印の意向に配慮。		

1月21日	中国外務省報道官、米のTMD構想予算計画を厳しく批判。	4月17日	インド、バジパイ政権、不信任。
1月29日	北朝鮮の党機関紙、米のNMD構想に反発の論評掲載。	4月19日	カナダ政府、下院外交貿易常設委員会の核政策に関する勧告に回答。
2月1日	台湾国防部長、TMD参加の意向を表明。	4月20日	韓国外交通産省、韓国が射程300キロのミサイルを保有することに米が原則合意と公表。
2月2日	米国国防報告、北朝鮮の弾道ミサイル開発に関する「重大な懸念」を表明。TMD、NMDの早期開発推進の方針。	4月24日	朝鮮半島和平に向けた4者協議の第5回本会談開幕。論議進まず27日閉会。
2月9日	米、ネバダ州核実験場で6回目の未臨界核実験「クラリネット」実施。9月末までにさらに1回を予定。広島、長崎両市長らが抗議文やコメントを発表。	4月24日	NATOワシントン・サミットで核政策の見直し開始を決定。
2月20日	インド・パキスタンの核実験後初の首脳会談はじまる(ラホール)。	4月26日	インド・バジパイ政権、下院解散、総選挙へ。9月までのCTBT批准困難に。
2月23日	高知県、「非核三原則の尊重」を定めた港湾条例改正案を県議会に提出。付属する要綱で外国艦船の非核証明を外務省に求める。3月11日、条例改正案は県議会で継続審議、廃案に。	4月29日	ロシアのエリツィン大統領、戦術核拡充を進める大統領令に署名。
2月25日	函館市議会に港湾の非核化をめざす「非核・平和行政の推進に関する条例案」が議員提案。3月3日、条例案は採決先送りとなり、廃案に。	5月7日	ユーゴを空爆しているNATO軍がベオグラードの中国大使館を誤爆。
3月1日	対人地雷禁止条約発効。批准国は日本を含めて67カ国。	5月10日	第3回NPT準備委員会、ニューヨークで始まる。
3月1日	苫小牧市長、「非核神戸港方式」を準用して艦船に非核証明書の提出を求める方針表明。	5月11日	ハーグ平和アピール市民会議始まる。15日に「公正な国際秩序のための基本10原則」と「21世紀の平和と正義の課題」(ハーグ・アジェンダ)を採択して終了。
3月2日	中国国家主席、訪中の米国務長官に台湾へのTMD導入に懸念を表明。	5月20日	米調査団、北朝鮮の地下核疑惑施設の視察開始。
3月3日	防衛庁長官、相手国による日本への攻撃着手が明白な場合、日本が先制攻撃するのは憲法上可能と新見解。4日、政府は「先制攻撃は憲法上認められない」との見解をまとめる。	5月24日	「日米新ガイドライン」関連法が参議院で自民、自由、公明3党などの賛成多数で可決、成立。
3月12日	東欧三カ国(ハンガリー、チェコ、ポーランド)がNATOに正式に加盟。19カ国の軍事同盟に。	5月26日	米のペリー政策調整官が訪朝、金永南最高人民会議常任委員長と会談。
3月16日	米朝、米国の食糧援助と北朝鮮の地下施設への立ち入り調査で合意。	5月27日	フィリピン、米国との訪問軍協定(VFA)批准。
3月17日	ロシア外務次官、平壤で北朝鮮との「友好善隣協力条約」に仮調印。	5月29日	パキスタン外務省、今年9月までのCTBT署名「困難になった」と述べる。
3月18日	「日米新ガイドライン」関連法案の総括質疑が衆院ガイドライン特別委員会で始まる。		
3月18日	川崎運輸相、非核証明書を提出しない理由で、自治体が外国艦船を拒否した場合、港湾法で行為の停止や変更命令を出す方針。		
3月23日	不審船に自衛艦が警告射撃。海上自衛隊に初の「海上警備行動」発動。		
3月24日	NATO、ユーゴスラビア空爆を開始。コソボ紛争で和平交渉が不調。		
3月24日	ウクライナ議会、NATOのユーゴ空爆に抗議し、非核国家の地位取消しを求める決議を可決。		
3月26日	石垣市、平和港湾宣言決議採択。「非核三原則の完全実施」を求める。		
3月31日	政府、情報収集衛星を国産にする方針固める。		
4月9日	ロシアのエリツィン大統領、長期化するユーゴ空爆に関し、97年の基本文書で合意のNATO諸国への戦略核の照準外しを元に戻すこともあると発言。		
4月9日	第3回東京フォーラム、ニューヨークで開催。		
4月11日	インド、中距離弾道ミサイル「アグニII」の発射実験実施。		
4月14日	パキスタン、新型戦略ミサイル「ガウリII」の発射実験実施。		
4月15日	国連事務総長、印パミサイル実験に対し、国際的なミサイル個性条約を創設する必要性を訴える。		
4月16日	中国外務省、ロシアと共にTMD構想に反対する共同コミュニケ発表。		

第2章 核軍縮：1998のキーワード

A. 外交交渉における課題

1. インド・パキスタンの核実験

1998年5月11日と13日、インドが行った核実験は、「平和目的」とされたインド最初の実験(74年5月)とは異なって、「核兵器導入の選択肢を行使する」との政策を公然と掲げた政権のもとで行われ、インド自身が核兵器保有国になると政治的意志に明白に裏づけられていた※。インドに対抗してパキスタンも5月28日と30日、核実験を行った。両国の公表された実験内容は次表の通り。

	インド	パキスタン
場所	ラジャスタン州タール砂漠 ポカラン地下200-300メートル	バルチستان州チャガイ丘陵地下
実験内容	・98.5.11 午後3時45分 ①核分裂装置 12キロトン ②熱核装置 43キロトン ③低爆発力装置 0.2キロトン ・98.5.13 午後0時21分 低爆発力装置を同時に2個 それぞれ 0.2-0.6キロトン	・98.5.28 午後3時16分 核分裂装置を同時に5個 最大のもの 40-45キロトン 他の4発は小さい ・98.5.30 午後1時10分 核分裂装置 14-15キロトン

爆発力(単位キロトン)は、地震データとの不整合があり、その信憑性に疑問が持たれている※。

印パの核実験に対し国際社会は直ちに反応した。バーミンガム・サミット(5.15)、ジュネーブ軍縮会議(6.2)、5カ国外相会議(6.4)、国連安全保障理事会(6.6)、G8外相会議(6.12)等を通じ、印パ両国に核不拡散条約(NPT)及び包括的核実験禁止条約(CTBT)への即時・無条件の参加を求めた。米印、米パ間協議と共に印パ間協議も続けられ、99年2月20~21日のパキスタンのラホールでの首脳会談では、偶発的核戦争の防止※や、ミサイル実験の事前通知などの信頼醸成措置で合意した。

こうした「平和」モードの中、インドは99年4月11日、核弾頭を運搬可能な中距離弾道ミサイルの実験を行った。「アグニI」(射程 1,500km)の改良型で「アグニII」とよばれ、パキスタン全土及び中国の主要部分に届く2,500kmの射程をもつ。パキスタンは直ちにこれに対抗し、4月14日に核搭載可能ミサイル「ガウリII」(射程 2,000km)、翌15日には新型の短距離ミサイル「シャヒーンI」(射程 600km)の実験を行った。

核運搬能力が「確証」されたことで、印パ間の核戦争の危機はより現実的なものとなったといえよう。状況の切迫さを考えれば、核兵器廃絶への誠実な努力が国際社会で直ちに開始される必要がある。

※ バジバイ首相率いるインド人民党(BJP)は、ヒンズー至上主義に立つ政党で1980年に創立、選挙公約に核抑止力の開発を掲げてきた。96年5月、第一次バジバイ政権が成立したが、わずか13日で総辞職。98年の選挙で再び第一党となり、3月19日に第二次バジバイ政権発足、その後に核実験を強行した。しかし、99年4月17日、与党第二党の政権離脱後の信任投票が議会で否決され、同政権は崩壊、インドは総選挙に突入した。

※ R.S.ノリス、W.M.アーキンによれば(「ブリティン・オブ・ジ・アドミック・サイエンティスト」1998.11/12、NRDCニューヨーク・ノートブック)、地図計のデータから判断して、インドの5月11日の核実験の爆発力は12キロトンにすぎないし、13日の実験は地図計には記録されていない。同様にパキスタンの5月28日の核実験の爆発力は4キロトン、30日の実験の爆発力は4キロトンにすぎない。実験内容・規模・目的を正確に推定するためには、より多くの情報が必要であるとしている。

※ パキスタンのアジズ外相の「印パ間の偶発的核戦争の可能性は考えられない」との発言に対する反論の中で、パキスタンの一物理学者は、「これまで両国内で事故や破壊行為や悲劇がしばしば起つた」と述べ、インドのボバール化学災害等に言及し、「核時代において安全について虚偽の意識を作り出そうとすることは愚行の極みだ」と批判している(「ジャパン・タイムズ」98.12.21.P. フードホイ「南アジアにおける危険な満足」)。

2. 新アジェンダ連合

「核軍縮が進まないのは核保有国に政治的意志が欠如しているからである」、「核保有国に対して核兵器を早急に廃棄するという新たな公約を要求する」、「我々はこの目的を追求するのに努力を惜しまない。我々は共同して核兵器のない世界という目標を成就する決意である」。

インド・パキスタン両国による核実験が世界に衝撃を与えた直後の1998年6月9日、アイルランド、ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、スロベニア※の8カ国の外務大臣が、「核兵器のない世界へ—新しいアジェンダ(課題)の必要性」と題する共同声明を発表した※。共同声明は、インド・パキスタンの核実験前からアイルランドの主導で準備されてきたもので、発表にあたり、アンドリュース・アイルランド外相は8カ国を「新アジェンダ連合」と呼んだ。

新アジェンダ連合のもっとも大きな意味は、歴史上はじめて「核兵器廃絶に向けた意志を結集した国家連合」が登場したことである。対人地雷禁止条約の締結を実現したのも、やはり「同じ志をもった国家連合」とNGO(非政府組織)の力によるものであった(いわゆる「オタワ・プロセス」)。冷戦時代の「東側対西側」といった対立や、「北の核保有国・同盟国」対「南の非同盟諸国」といった構造にとらわれない構成になっていることも、新アジェンダ連合の特色の一つである。新アジェンダ連合の登場は、近年の核軍縮の停滞を打ち破る大きな好機として、世界の市民と政治指導者たちを勇気づけた。

共同声明にひき続き、新アジェンダ連合は第53回連総会に核軍縮への原則と具体的措置を盛り込んだ決議案(「新アジェンダ決議」)を提出した。新アジェンダ決議をめぐる攻防は、第53回連総会での軍縮関連諸決議の中で最大の焦点となつた。

米、英、仏の核保有国は、決議を支持しないよう政治的、経済的圧力をかけたが、12月4日に賛成114、反対18、棄権38で採択された※。北大西洋条約機構(NATO)の12の非核保有国や日本は棄権した※。

その後99年5月12日には、新アジェンダ連合は第3回核不拡散条約(NPT)準備委員会※の場で、強い原理的主張を含んだ26項目の共同声明を32カ国との共同提案として発表した。

新アジェンダ連合は、今後連合そのものを広げていこうという方針ではない。今後の焦点は、来る99年の第54回連総会において再び提出されるであろう新アジェンダ決議がどのような内容のものになるか、また、その決議への支持がどれだけ広がるか(98年に棄権した国々がどれだけ賛成に回るか)、である。

3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の現状

「いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も禁止する」とした包括的核実験禁止条約(CTBT)は、1996年9月10日第50国連総会で賛成158、反対3、棄権5という圧倒的多数の賛成によって採択された。

このCTBTが発効する条件として条約には、1996年6月18日のジュネーブ軍縮会議(CD)*参加国で、原子炉など原子力技術を持つ44カ国が批准したのち、180日以内に発効するとされている(第14条第1項)。この44カ国の中には、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)などが含まれている。調印国は152カ国に及んでいるが、99年5月末までに批准したのは36カ国で、うち発効に必要な国は、日本、ペルー、スロバキア、オーストリア、英国、フランスなどの18カ国に止まっている*。日本は44カ国の中では最初に批准した。

CTBT批准で気にかかるのは第一にロシアの核政策の変化である。ロシアでは、通常兵力が弱体化するのに伴い核兵器維持論が強まっている。それを裏書きするように北大西洋条約機構(NATO)のユーゴスラビア空爆後の4月29日、エリツィン大統領は、戦術核数千発を増強する計画にサインした。ロシアでは、1993年に米ロ間で調印された第二次戦略兵器削減条約(START II)の批准が議会の抵抗にあって実現していないし、CTBT批准はその先という状況にある*。米国の上院は、ロシアがSTART IIに批准しなければ、CTBTを批准しないと主張している。

第二に、インドとパキスタンの動きである。98年5月に核実験を強行した両国は、同年9月下旬、99年9月までにCTBTに署名することに前向きな意向を示した(両国首相の発言)。しかし、その後両国とも9月までの署名は困難との姿勢に移行した(99年5月1日インド暫定首相発言、5月29日パキスタン外務省報道官発言)。

99年9月がCTBT発効の焦点となるのは、条約第14条第2項の規定から来ている。その規定は、CTBTが署名のために開放された日から3年(99年9月24日)を経ても発効しない場合には、国連事務総長はすでに批准している国の過半数の要請によって批准国会議を招集するというものである。この会議は、発効要件がどの程度満たされているか検討し、早期発効に向けて批准を促進する措置を検討するものである(CTBT批准促進会議)*。日本政府は、中国に批准を促すなど、CTBT批准促進過程に積極的に動いている。

CTBT機構準備委員会(ウィーン)が設立され、技術的検証制度の確立などのために活動している。

* 30ページ参照。

* 資料8(93ページ)に44カ国と批准状況一覧。

* 32ページおよび46ページ参照。

* CTBT批准促進会議は99年10月にニューヨークまたはウィーンで開催されるとの見方がある。

4. 核不拡散条約(NPT)準備委員会

* 核不拡散条約(NPT)は核兵器の拡散を防ぐことを目的にして1970年に発効した。この条約は、米、ロ、英、仏、中の5カ国を核保有国として公認し、それ以外の国が核兵器をもつことを禁ずると同時に、核保有国の核軍縮努力の義務を定めている(第6条)。インド、パキスタン、イスラエルなどは不平等条約だと主張して加盟していない。

* 英語の"progressive"は「漸進的」ではなく「前進的」と訳した。

来る2000年4月24日から5月19日にかけて、ニューヨークでは核不拡散条約(NPT)*再検討会議が開催される。これに向け、97年、98年、99年と3回にわたり準備委員会が開催されてきた。NPTは1995年再検討会議(5年ごとに開催)で無期限延長が決定されたが、これにより核保有国の特権的地位が無期限に許容されることを避けるため、「条約の再検討過程を強化する」ために準備委員会が設置され、同時にNPTの「原則と目標」文書が採択された。準備委員会は、2000年会議のもち方を討議するとともに、核保有国が「原則と目標」にある「究極的な核兵器の廃絶を目的として、系統的、前進的*に核兵器を削減する努力」をおこなっているかどうかを実質的に点検する多国間交渉の場ともなっている。

3回の準備委員会を通して、核保有国と非同盟諸国が厳しく対立してきた構造に変わりはない。主な対立点は二つある。一つは、NPT無期限延長と同時に採択された「中東決議」に基づいて、イスラエルのNPT加盟を強く求めるエジプトをはじめとするアラブ諸国と、これに難色を示す米国などの対立。もう一つは、核軍縮について実質的に討議する特別部会を2000年会議の場において設けるべきだと主張する南アフリカなどと、これに慎重な核保有国の対立である。

98年の第2回準備委員会(4月27日～5月8日)は、この対立を残したまま具体的な合意なく終了した。

99年、第3回準備委員会(5月10日～21日)でも両者の対立の溝は深く、2000年会議の議題や運営方法についてまったくの合意がなされないまま2000年を手ぶらで迎えるという危機を一時は迎えた。しかし危機は、最終日の最後の数時間で回避された。両翼ともNPT体制の崩壊だけは避けたいと望み、妥協がはかられたのである。妥協の成立には、議長をつとめた~~ペニスエラ~~大使の役割も大きかった。議長はさまざまな核軍縮議題を整理し、核軍縮と中東問題の特別部会の設置について強い要求があることを明記した議長文書が、「準備委員会は、2000年再検討会議に対するいかなる実質的な勧告についても合意に達することができなかった」と書くことによって採択されたのである。

議長文書の核軍縮に関する整理は、ジュネーブ軍縮会議(CD)に核軍縮の特別委員会を設置する*という提案を含むなど、かなり評価できるものである。

また、第3回準備委員会では新アジェンダ連合*を中心とする32カ国が、強い原理的主張を含んだ26項目の共同声明を発表した(5月12日、ブラジル大使が発表)。これら準備委員会におけるいくつかの積極的要因が2000年会議にどう活かされるかが注目される。

5. ジュネーブ軍縮会議(CD)

※ CDは、核軍縮などさまざまな軍縮課題についての多国間交渉の場である。7~8週間の会議を一年間に3会期開く。1979年に設置された。日本は当初より参加している。
※ 34ページ参照。

※ 核保有国が非核保有国に対して核攻撃をしないと約束すること。
36ページ参照。南アフリカなどは消極的安全保障を法的拘束力のあるものにすることを強く求める立場であるが、この課題はCDの場よりはむしろNPT再検討過程(29ページ参照)の中で議論するよう主張している。

※ CD99年第一会期:1月18日~3月26日、第二会期:5月10日~6月25日、第三会期:7月26日~9月8日

※ 議長は、CD参加国の中からアルファベット順に通常4週間ごとに交代する。前・現・次議長の三者を「トロイカ」と呼ぶ。

※ 34ページ参照。

※ 39ページおよび53ページ参照。

※ 27ページ参照。

1998年のジュネーブ軍縮会議(CD)*では、会議の作業プログラムについていくつかの重要な決定がなされた。まず、兵器用核分裂物質の生産禁止条約(カットオフ条約、FMCT)*を交渉するための特別委員会をCD内に設置することが決まった(8月11日)。そのほか、消極的安全保障の特別委員会設置も決まった(3月26日)*。

また、次の6点の議題について、CDにそれぞれ特別(専門)コーディネーターを任命することが決まった。議題は、①大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)、②対人地雷、③軍備の透明性、④CD議題の見直し、⑤CD参加国の拡大、⑥CDの機能の改善、の6点である。

これら98年の諸決定を引き継いで99年会期*が続いているが、上記諸議題の実質的な審議にはいまだ入ることができず、作業プログラムについての綱引きが続いている。

南アフリカなどは、核軍縮について議論する特別委員会をCDに設置すべきだと毎年主張してきたが、核保有国の抵抗を受け、実現には至っていない。核保有国側は、核軍縮の議題はCDの議長団(トロイカ)*の協議に任せるべきだとしてきた。この点について注目すべきことは、特別委員会ほど強力ではないが核軍縮について「情報と意見を交換するための作業班」を設置することを、99年に入ってNATOの非核保有国5カ国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー)が共同で提案したことである。核保有国の一一部には、この線の提案を受け入れる可能性が出てきているが、結論は出でていない。

FMCTについては、条約で禁止する対象に現存の備蓄物質を含めるのかどうかをめぐる各国間の対立*を残したまま、委員会の開催と審議に入ることができないでいる。米国などの核兵器国はFMCTの優先審議を求める提案をしているが、中国やロシアがPAROSについて特別コーディネーターの任命にとどまらず特別委員会または作業班を設置して議論すべきだと主張していること競合して、結論が出ていない。中国やロシアがPAROSを強調するのは、米国や日本が研究に着手している弾道ミサイル防衛(BMD)(戦域ミサイル防衛(TM-D)を含む)*などを脅威と感じるからである。

CDは61の参加国による全会一致を原則としているために、なかなか議論が前進しない傾向にある。その結果、「CD参加国の拡大」についても、新アジェンダ連合*を主導するアイルランドなど重要な国々が候補国に挙げられた(他に、マレーシア、カザフスタン、エクアドル、チュニジア。計5カ国)まま、結論が出ていない。

6. 国際司法裁判所(ICJ)勧告とマレーシア決議

・ 1996年7月8日、国際司法裁判所(ICJ)は核兵器の国際法上の地位について歴史的な「勧告的意見」*を出した。その重要性は、少なくとも二点ある。まず第一は、「核兵器による威嚇またはその使用は一般的に国際法に違反する」とした点である。より正確には、「極限的な自衛状況以外は、国際法に反する。極限的な自衛状況では合法か違法か判断できない」と指摘した。つまり、いかなる場合でも核兵器の合法判断はしなかったのである。

第二は、すべての国が核兵器廃棄のための義務を負っていることを、全裁判官が一致して次のように述べたことである。「核不拡散条約(NPT)第6条の『誠実に核軍縮交渉をおこなう義務』という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。…ここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。」*

この勧告的意見を受けて、96年以降毎年マレーシアが中心となって、「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」と題する国連総会決議を提出している。一般に、「マレーシア決議」とか「ICJ勧告のフォロー・アップ決議」などと呼ばれている。

この決議のポイントは、「核軍縮交渉を追求し締結させる義務がある」とのICJ勧告を受け、「核兵器禁止条約(NWC)のための交渉を開始する」という点にある。

96年総会では「97年のNWC交渉開始」を求めて初採択されたが、内容は実行されなかった。97年決議では、「98年のNWC交渉開始」を求めつつ、「期限を区切った最終的な核廃棄」との文言を、「具体的な時間枠をもって核廃棄するための段階的計画」という緩やかな表現に改めた。さらに98年決議*では、「NWCにつながるさまざまな分野の交渉を99年に開始する」とした。いずれも、NWCに至る交渉は日本などの主張している段階的アプローチであることを示しているものである*。「アボリション2000」*などに参加する専門家たちが作成し国連文書となったモデルNWCも、核廃棄にいたる段階的計画をたてているし、期限についても柔軟である。これらの提案国側の配慮にもかかわらず、日本は一貫して棄権を続けている。

98年決議は賛成123、反対25、棄権25で採択された。このほか、98年総会では新アジェンダ決議*が賛成114、反対18、棄権38で採択され、日本決議*が賛成160、反対0、棄権11で採択された*。

※ 国際司法裁判所(ICJ)は国連の機関である。当事国の提訴を受けて国家間の紛争を裁くほかに、提訴によって国際法的問題に勧告的意見を出す機能がある。勧告的意見には強制力はない。1994年12月、国連総会は「核兵器の使用や使用の威嚇が国際法に違反するか否かについてICJに勧告的意見を求める決議」を採択した。賛成78、反対43、棄権38での採択であったが、日本政府は棄権した。ここに言う勧告的意見はこの国連決議にもとづいて出された。

※ 資料1(80ページ)に該当部分の全文抜粋。

※ 資料6(91ページ)に全文。

※ 日本の段階的アプローチについては54ページ参照。
※ 63ページ参照。

※ 27ページ参照。資料5(88ページ)。
※ 55ページ参照。資料21(119ページ)。
※ 資料7(92ページ)に投票結果

7. 戰略兵器削減条約 (START)

第二次戦略兵器削減交渉(START II)は、1995年5月末現在、まだロシア議会の承認が得られず、発効していない。⁹

* STARTの最後のTはTalk(交渉)のTであったが、条約が成立したときには、Treaty(条約)のTと解される。

米国とソ連の間の戦略兵器削減交渉(START)※は冷戦時代のまっただ中の1982年に始まった。そして冷戦終結という歴史の流れの中で合意し、1991年に調印した。これが第一次戦略兵器削減条約(START I)である。しかし、調印後数カ月でソ連が解体して、その核兵器がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散された。そこで92年5月、5カ国が集まりリスボン議定書に合意し、発効の手順が定められた。94年12月、START Iは発効した。兵器削減の履行期限は2001年となる。

第二次戦略兵器削減交渉(START II)は交渉開始から一年足らずで93年1月に調印された。その内容は、2003年までに米ロとも戦略核兵器の弾頭数を3,000～3,500発まで削減すること、その際に陸上配備の多弾頭(MIRV)ミサイルを廃止し、潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭数は1,700～1,750発に削減するなど、である。START IIの批准に対する両国の議会の抵抗は強く、調印してから3年たった96年1月になってやっと、米国上院がこれを承認した。

ロシア議会はSTART IIの批准に強い抵抗を示し続けている。それには、①核兵器解体や条約に定められた型のミサイルへの転換に要する費用の負担問題、②米ロ間のABM条約※に違反する恐れのある米国のミサイル防衛構想※が米ロ間の戦略バランスを崩しロシアを不利にすることへの警戒、③北大西洋条約機構(NATO)の東欧への拡大に対する警戒、などの理由がある。

このような困難の打開のため、クリントン大統領とエリツィン大統領は、97年3月、ヘルシンキで会談した。会談では、ABM条約尊重の立場に変化はないこと、新規NATO加盟国への核兵器の配備はしないこと、START IIで廃棄する運搬手段の廃棄実行期限を遅らせる(2003年から2007年へ)ことなど、ロシア議会のSTART II承認が容易になる配慮が共同宣言に盛りこまれた。そして、START IIがロシア議会で承認されるとたちに、START IIIに向けた交渉を開始することが合意された。START IIIは、2007年までにアメリカもロシアも核弾頭を2,000～2,500発まで減らせることを主な内容とする*。

しかし、これによってもロシア議会のSTART II承認は進展しなかった。エリツィン大統領と議会の折衝は、一時は条約承認の議案上程の直前にまで進んだが、99年3月24日に始まったコソボ紛争に伴う北大西洋条約(NATO)によるユーゴ空爆によって、状況は決定的に悪化した。ロシアの専門家の中には、「STARTは死んだ」と評価する者もある*。

* 対弾道ミサイルシステム制限条約
※ 39ページ参照。

* 核戦力に関するヘルシンキ共同声明の全文は、「核軍縮と非核自治体・1998」の資料1にある。1999年6月20日、ケルン・サミットでクリントン、エリツィン両大統領は99年秋にSTART IIIについての予備会談を始めるに合意した。

* NATOによるユーゴ空爆が、ロシアのSTART批准に与えている影響については46ページ参照。

8. 国際刑事裁判所(ICC)と核兵器

「戦争犯罪」や「人道に対する罪」など、国際法違反の犯罪を犯した個人を裁く常設の国際機関である国際刑事裁判所(ICC)※を設立する条約が、1998年7月17日、ローマで採択された*。

条約をつくるためのローマ外交会議では、ICCと自国の利害関係を考える各国の思惑で議論は難航した。政治的利害から独立した公正なICC設立のため、人権NGOや女性NGOが中心となって精力的なロビー活動を展開した。最終的に条約は、投票による採択という異例の形で成立した。

ICCが裁くことのできる対象犯罪の中に「核兵器の使用」を含めるかどうかも、大きな争点の一つとなった。

米国などは、化学兵器・生物兵器などを対象犯罪とするが核兵器は含めないと主張し、直接または間接的な表現で核兵器を含めるとする国々およびNGOの主張と対立した。ローマ会議への日本代表団(小和田恒代表)は、核兵器を含めることにきわめて慎重な立場をとった。

結果として、核・化学・生物兵器はいずれも明記はされず、これら大量破壊兵器については条約発効後の修正に含みを残す表現となった。

条約は、対象犯罪についてまず、「集団殺害の罪」、「人道に対する罪」、「戦争犯罪」、「侵略の罪」の4つのカテゴリーを定めている*。

「戦争犯罪」については、①「1949年のジュネーブ諸条約への重大な違反」を8項目、②「それ以外の、すでに確立された国際法の枠組みの中での、国際武力紛争法および慣習法への重大な侵害」を26項目、③その他内戦などにおける戦争犯罪を16項目挙げている。

核兵器・大量破壊兵器については上記②(第8条b項)のうちの20番目の項目において、次のように表現されている(一部略)。

「過剰な危害や不必要的苦痛をもたらす性質をもつような、あるいは、本質的に無差別的で国際武力紛争法の侵害になるような兵器、発射体および交戦の物質や手段を使用すること。これは、このような兵器等が、第121条および第123条に従う修正によって、包括的な禁止の対象となり、かつ、本条約の付属文書に含まれた場合による。」

本条約は、60カ国が批准した時点で発効する*。第121条では、発効後7年が経過したのちに、締約国は条約の修正を提案することができるとき、その提案は締約国会議で諮詢されるとされている。第123条では、やはり発効後7年経過したのちに、国連事務総長は条約の再検討会議を招集できるとされている。

* 国際紛争を裁く国際機関としては国際司法裁判所(IJC)があるが、国家間の問題や国際法の解釈を扱う機関であって、個人を裁く権限はない。
※ 93年に旧ユーゴスラビアやルーマニアでの集団虐殺を裁く国連の特別法廷が作られたことなどをきっかけに、常設のICC設立を求める動きが活発化し、94年から条約草案検討の準備委員会が開催されてきた。

* 各カテゴリーの具体的な定義は、「集団殺害の罪」について5項目、「人道に対する罪」について11項目を挙げている。「侵略の罪」は非同盟諸国などの要求によりカテゴリーは定められたが、その具体的な定義づけは条約の中ではされていない。

* 99年6月現在、条約を批准しているのはセネガル、トリニダード・トバゴ、サンマリノの3カ国だけ。調印したのは82カ国。日本はまだ調印していない。(いずれも「ICCのためのNGO連合」調べ)。

9. 兵器用核分裂物質の生産禁止(カットオフ)条約(FMCT)

高濃縮ウラン(HEU)やプルトニウムなど兵器用核分裂物質の生産を禁止するための国際条約の交渉が、ジュネーブ軍縮会議(CD)の特別委員会で始まっている。この条約は、正確には「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」であるが、後述するような条約の適用範囲をめぐる論争を反映して、さまざまな略称がある。一般には「カットオフ条約」と呼ばれることが多いが、「核分裂物質条約(FMT)」「フィスバン条約」とも呼ばれる。本書では「FMCT」と略す*。

FMCTは、米国など、核兵器の解体が進んですでに兵器用核分裂物質が余剰になっている核保有国の側から提案された。1995年のNPT無期限延長の際の「原則と目標」文書の一項目としてもFMCTの即時交渉開始と早期締結が挙げられている。また、95年3月24日にカナダの軍縮大使ジェラルド・E・シャノンがCDに提出したいわゆる「シャノン報告」*を基礎として、核保有国や日本を含む同盟国はFMCTの早期交渉開始を常に主張してきた。

FMCTの内容に関しては、米国などが核分裂物質の将来の生産のみを禁止対象にすべきだと主張するのに対して、非同盟諸国は過去の生産や現在の備蓄物質についても管理の対象とするべきだと主張し、対立は深い。FMCTを核不拡散の道具にするか核軍縮に運動させるかの対立である。

その後、米国などが備蓄物質の透明性や説明責任を主張するなど譲歩がみられ、98年8月11日にCD内にFMCT特別委員会を設置することが正式に決まった。この際CD議長マイメスクル(ウクライナ)は、「FMCT特別委が設置されても核軍縮問題の別の特別委員会が併設されることを妨げない」との趣旨の声明を発表し、非同盟諸国への配慮を見せた。

しかし、その後特別委員会での審議は実質的には何も進んでいない。CDの99年第一会期冒頭では、特別委の議長の座をめぐって攻防が展開された*。FMCTの早期交渉開始を望む米、英、仏の核保有3カ国は、99年第二会期冒頭に「FMCT特別委は年度ごとの再招集過程を省き、作業終了まで継続されるべき」と提案した。しかし、FMCTだけが特別扱いされ、それに比べ核軍縮のとり扱いが弱い(非同盟諸国)とか、PAROS*のとり扱いが弱い(中国など)といった批判を受け、提案は頓挫している。このようにFMCT交渉が遅れる間に、インドやパキスタンなどが核開発に必要な核分裂物質を生産し貯蔵しているとの見方もある。

日本政府は、FMCT交渉を包括的核実験禁止条約(CTBT)成立後の最優先課題と主張している。

* 核分裂物質は「fissile material」である。とり扱う物質に着目すれば「核分裂物質条約」または「FMT (Fissile Material Treaty)」となる。核分裂物質を「禁止する(ban)」というニュアンスからは、「フィスバン条約」なる。「将来の生産を止めること」(カットオフ=cut-off)というニュアンスからは、「カットオフ条約」または「FMCT (Fissile Material Cut-Off Treaty)」となる。

* 資料22(121ページ)に全文。

* CDでは、年度が変わることに特別委員会は解散され、あらためて召集されるのが通例となっている。

* 「大気圏外での軍備競争の禁止」。30ページ参照。

10. 核兵器の警戒態勢解除

核兵器保有国が核兵器をいつでも発射できるよう一触即発の発射態勢を保って警戒している状態を解除することをディ・アラーティング(警戒態勢解除または臨戦態勢解除)という。核軍縮のためのすぐにもとり組むべき現実的な措置の一つとして、最近の多くの核軍縮提案のなかに含まれるようになった。

オーストラリア政府が主催したキャンベラ委員会*は、核兵器廃絶への第一段階の「ただちにとるべき手段」として掲げた6項目のなかの一つに、「核戦力の臨戦態勢の解除」を掲げた。また、98年6月9日に発表した声明*や12月4日に採択された国連総会決議*において、新アジェンダ連合はこの問題の緊急性を指摘している。1998年8月、国連軍縮研究所(UNIDIR)は、警戒態勢解除についての専門家の論評を特集したニュースレター(第38号)を発行した。

警戒態勢解除の先例は、1991年9月にブッシュ大統領が当時戦略空軍司令官であったリー・バトラー将軍の勧告のもとに、何十年も数分の予告での発進態勢に置かれていた米戦略爆撃機に対して態勢解除を命令したことに求められる。技術的には簡単な問題であった。爆撃機が核爆弾を装備して飛行せず、空中発射ミサイルの核弾頭は分離され貯蔵庫に置かれた。乗務員は通常の任務飛行をおこない、弾頭装着と応戦の模擬訓練をすることができた。

地上配備の大陸間弾道ミサイル(ICBM)や潜水艦発射弾道ミサイル(SLB M)の警戒態勢解除の実際的プロセスも技術的にさほど困難ではない。検証可能な実際の措置としては、次のような提案が専門家から出されている。

(1) 戦略爆撃機については、搭載する核爆弾を飛行場から離れた基地に貯蔵する。

(2) ICBMについては、核弾頭をミサイルから分離し弾薬庫に保存する。シュラウド*をミサイルからはずす。

(3) SLBMについては、パトロール海域をミサイルの到達距離よりも遠い区域に限定する。ミサイルに付属する誘導装置やシュラウドをミサイルから離し別の船に乗せる。

警戒態勢の解除は、日常的に核兵器を扱うことによる核兵器事故の危険をなくしたり、偶発核戦争の防止に貢献することはもちろんあるが、核兵器国のおいだの緊張の緩和をもたらすことを通じて、核兵器の削減や廃棄への速度を速めるのに貢献する。しかし、この措置は核兵器の使用ドクトリンと直結した問題であり軍人の抵抗が強い。たとえば、通常兵器の劣性を核兵器で補おうとするロシアの新ドクトリンでは、通常兵器と同様な準備態勢を必要とする。

* 資料2(81ページ)に要旨全文。

* 資料4(86ページ)に全文。

* 資料5(88ページ)に全文。

* ミサイル・ノーズ・コーンとも呼ばれ、発進時の発熱からミサイルを保護する覆い。

11. 第一不使用宣言(先制不使用宣言)と消極的安全保障

※ 原語は「No-first-use」。これまで核戦略で「Preemptive strike」が「先制攻撃」と訳されてきたが、これとは概念が異なる。そこで、本書では「第一不使用」の訳を用いる。
※ 資料4(86ページ)に全文。

※ キャンベラ委員会はオーストラリア政府が主催した核兵器廃絶のための専門家会議。95年11月に設置。96年8月に報告書を提出。資料2(81ページ)に要旨全文。

※ 1995年4月5日。CD/1309。

※ 米国の場合:「米国は、以下の場合を除き、NPTの締約国である非核兵器国に対して、核兵器を使用しないことを再確認する。すなわち、米国、その準州、その軍隊若しくはその他の兵員、その同盟国、又は、米国が安全保障上の約束を行っている国に対する侵略その他の攻撃が、核兵器国と連携し又は同盟して、当該非核兵器国により実施され又は支援される場合を除き、それらの非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する。」1995年4月5日。CD/1305。他の3カ国も同様の表現。

核保有国が相手国よりも先に核兵器を使用しないことを第一不使用(先制不使用)*という。また、核保有国が非核保有国に対して核攻撃をおこなわないと約束することを消極的安全保障といふ。

1998年6月の新アジェンダ声明*は、第14項目で「核兵器国のあいだで相互に第一使用をしない約束や、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇をおこなわないこと」を求めている。(この表現はキャンベラ委員会報告*に基づいており、どちらも「核兵器を先に使わない約束」であることに変わりはないので、両者が混同されて議論されることがある。

5つの核保有国の中で、中国は「いかなる場合も核兵器を使用する最初の国にならない」*として、第一不使用と消極的安全保障に関する国際的法的拘束力のある文書の締結を求めている。いっぽう、米国をはじめとする残りの4カ国は、次のような例外規定において消極的安全保障を宣言している。それは、自國や同盟関係にある国が、核保有国と連携した非核保有国によって攻撃される場合には、その非核保有国に対して核攻撃の可能性を残しているのである*。

しかし米国政府高官はその後、この例外を拡大するような発言をくり返している。それは、第三世界の大量破壊兵器への報復として核兵器を使用するという示唆である。例えば、96年4月11日、米国はペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)の締約国に核兵器の使用・威嚇をおこなわないことを約束する議定書に署名したが、この日ロバート・ベル大統領特別補佐官は、この議定書は「締約国が大量破壊兵器を使って攻撃してきた場合に、これに対して米国が使用可能な選択肢を制限するものではない」と述べている。また、98年1月から2月にかけて、米国は国連査察を拒否するイラクに対して、イラクが大量破壊兵器を用いるならば核兵器で応戦することもありうると一度示唆し、その後すぐに否定した。

NPTに加盟している非核保有国が、消極的安全保障を法的拘束力のあるものにするようNPT準備委員会などで強く要求している背景には、米国などによるこうした「あいまい政策」がある。

他方、第一不使用宣言を米国などがおこなわない背景には、「もし米国が第一不使用宣言をすれば、米国の核の傘に頼っている日本やドイツが核武装に進む危険性がある」*、「第一不使用宣言をすれば日本やドイツの安全が保障されず同盟国としての責務が果たせない」とした議論がある。そのため、日本の核兵器政策と、第一不使用の問題は密接に関係していると言える。

※ 97年9月に来日したグレアム元米大統領軍縮問題特別代表が、第一不使用宣言を米国がすべきであると主張しながらも、第一不使用宣言に米国内で反対論が強いと説明したときのことば。

12. 國際的非核地帯

国際条約によって地球の一定地域を核兵器の保有、使用などを法的規制力を持って禁止する地域が国際的非核地帯である。1967年にラテンアメリカ非核地帯が設立されたのが最初の例であった。

1996年4月にアフリカ非核地帯条約が調印されたことによって、南半球のすべての陸地と海のほぼ三分の二の非核化がこのような非核地帯として宣言された。ラテンアメリカおよびカリブ非核地帯条約(トラテロルコ条約、調印1967年2月14日、発効68年4月22日)、南太平洋条約(ラトンガ条約、調印1985年8月6日、発効86年12月11日)、東南アジア非核地帯条約(バンコク条約、調印1995年12月15日、発効97年3月27日)、アフリカ非核地帯条約(ペリンダバ条約、1996年4月11日、未発効)という四つの国際的非核地帯条約と南極大陸条約(調印1959年12月1日、発効61年6月23日)によって実現した状況である。アフリカ非核地帯化条約がまだ発効していないこと、いくつかの条約では核兵器保有国が議定書に未署名であること、核兵器搭載の艦船の航行が禁止されていないことなど、不十分な点が残っているとはいえ、これは人類が地球を非核化する過程における重要な一里塚と言える。ブラジルは、これらの条約がカバーする地域と周辺海域を含めることによって南半球非核地帯化条約に発展させることを、1997年以来国連で提案している。

非核地帯を北半球に広げることが今後の課題となる。1998年国連総会においては、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンが中央アジア非核地帯についての支持を求める決議が全会一致で採択された。エジプトは、近年毎年、中東非核地帯の提案をしている。その他に、NGOレベルでは、インド、パキスタンを含む南アジア非核地帯、南北朝鮮や日本を含む東北アジア非核地帯、東方に拡大するNATO加盟国を含む中央ヨーロッパ非核地帯などが議論されている。1999年5月に開催されたハーグ平和アピール市民会議*においては、これらすべてが議論された。

そんななかで日本における東北アジア非核地帯実現のための議論が拡大している*。具体的な案としては、板門店を中心とした半径2,000kmの円内を非核地帯とする案や、朝鮮半島と日本の非核三カ国(モンゴルを加える案もある)による三カ国条約を中心として、米、日、中の核兵器国による消極的安全保障を議定書で求める案などが提案されている。東北アジア非核地帯が、世界的な核軍縮のために大きな意義があることはもちろんであるが、それ以上にこの地域安全保障にとって重要な意味をもつ*。

※ 日本国は一般論として「非核地帯拡大」を訴える外交政策をとりながら、東北アジア非核地帯は時期尚早として否定している。

※ たとえば梅林宏道「非核地帯構想こそが対案である」(『世界』99年4月)参照。

13. 「テポドン」発射と地下核施設疑惑

- ※ 日本海に落下した1段ロケット(8月31日)という初期情報から、日本上空を通過する2段ロケットによる新型ミサイル・テポドンの打ち上げへと変化し(8月31日)、やがて北朝鮮は3段ロケットによる人工衛星の打ち上げであつたと発表した(9月4日)。
- ※ テポドン(大浦洞)は米国の命名で、偵察衛星が最初に確認したミサイル試射場のある村の名前をとったもの。ポン(芦洞)も同様。テポドン1号の射程は約1,500km。
- ※ スペース・コマンド。米コロラド州ピーターソン空軍基地にある。

米国は、以前から開発を確認していた二段式ミサイル・テポドン1号^{*}が発射されたことを直ちに確認したが、慎重な分析を続けた。9月8日、米宇宙軍^{*}は記者発表をおこなって「北朝鮮の発表に対応する地球周回物体も27メガヘルツの電波も観測できない」と述べた。9月11日、米国務省は「北朝鮮は小型の人工衛星の打ち上げを試みたが失敗した」という分析結果を発表した。9月15日、米国防省は「テポドン1号の改良型で、3段目に人工衛星打ち上げ用の三段式ロケットをつけた」と分析し、推定5,000kmの射程と発表した。

日本政府は、十分な根拠を示さないまま、最初から人工衛星説を否定してかかった。10月30日、防衛庁は最終報告書を提出した。そこでは、事実認識は米国と変わらないながら、米国や韓国の人工衛星失敗説に否定的な見解を変えず、ミサイル発射実験であったとする見解を示し、「北朝鮮の脅威」を強調した。日本政府は、発射後直ちに朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)への拠出金の凍結という対抗措置をとった。しかし、米国などから批判を浴び、10月21日には解除し、建設費分担に関するKEDO理事会決議に署名した。また、日本政府は事件をフルに利用して地域ミサイル防衛(TMD)の米国との共同研究に踏みきった^{*}。また、偵察衛星の開発に踏みきった。

「テポドン」発射事件は、当然なされるべき事前通告がおこなわれなかつことで、北朝鮮との関係改善が急務であることを示した。しかし、「北朝鮮のミサイルの脅威」を一方的に煽ることはバランスを欠いた行為である。9月3日に、衆議院、参議院でそれぞれ全会一致の抗議決議をあげたが、いずれも日本が北朝鮮に与えているミサイルの脅威について考慮していない^{*}。

「テポドン」事件は、北朝鮮の地下核施設疑惑とともに進行した。背後には、米国内における政治力学があった。朝鮮政策の行き詰まり感を反映して、クリントン政権の対北朝鮮政策の失敗を主張し「94年米朝枠組み合意」の見直しを迫る勢力が、政府への圧力を強めていた。日本では、「朝鮮半島2月危機説」(99年)がまことしやかに語られた。しかし、核施設疑惑については、米国の偵察衛星による情報以外に情報源はないのが現状である。米国調査団による現地検察^{*}の結果と、ペリー北朝鮮政策調整官の訪朝^{*}を踏まえた報告書が、今後の情勢を判断する鍵となる。

※ 53ページ参照。

- ※ テポドン1とほぼ同じ1,500kmの射程距離をもち、はるかに高精度の巡航ミサイル・トマホークを米軍は横須賀に配備して、ビョンヤンを常時射程におさめている。トマホーク発射管をもった米軍艦は現在6隻横須賀を母港にしており、ミサイル発射管総数は550基にのぼる。中東やユーゴにおけるトマホークの役割を考えれば、北朝鮮への脅威が極めて大きい。

- ※ 1999年5月20日～24日におこなわれた。
- ※ 1999年5月25日～28日におこなわれた。

14. ミサイル防衛と 対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)

米国内政治によって世界的な核軍縮が阻まれている最大の要因の一つは、弾道ミサイル防衛(BMD)推進問題である。

BMDの本格開発には、冷戦時代に作られ今なお米ロ間の戦略バランスの一部をなしている対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)^{*}の破棄ないし改訂をしなければならない。大統領は、ABM条約破棄を推進する共和党の强硬派議員の壁に阻まれて、CTBT^{*}批准の議案を上院に上程できないままである。上院外務委員長はそのような共和党強硬派によって握られているが、1999年1月、彼は「今年の上院は国土ミサイル防衛(NMD)への道筋をつけたい。政府がABM条約の新議定書を提出しなければ、上院は大統領が望むCTBTを取り上げることはしない」と言って大統領に圧力をかけた^{*}。

1972年のABM条約では、米ロとも一定の条件のもとにABMシステム配備を2カ所に制限することに合意した。さらに76年議定書によって、1カ所に制限を強めた。これが米ロが戦略兵器削減条約(START)プロセスによって、核兵器を削減するときの重要な枠組みとして機能してきた。

クリントン政権は、1997年に「3+3計画」と呼ばれるNMD配備計画を採択した。2000年までの3年にNMDの開発を完了し、もし配備の決定がなされば、さらに3年をかけて配備をする(最短2003年)、というものである。しかし、前述のような議会の圧力と1998年7月に出された「ラムズフェルド報告」^{*}が朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とイランのミサイル計画の急進展を警告し、同8月末に北朝鮮が三段式テポドン^{*}を発射したことによって、情勢は変化した。

1999年1月20日、コーベン米国防長官はABM条約の破棄をもにおわせながら、議定書の再交渉方針を明らかにした^{*}。再交渉によって原条約にもどって2カ所に制限を緩めるという妥協が、米ロ間でおこなわれる可能性がある。この妥協の際に、2カ所という「薄い」NMDに打ち勝つために必要であるとして、ロシアは2,000発レベルの弾頭数の維持や、多弾頭(MIRV)ミサイルの継続的保持を要求する可能性がある。それは、STARTプロセスが凍結、ないし破綻することを意味する。

中国は、ABM条約の当事国ではないが、それを前提として戦略構想を立ててきた。したがって、NMDが配備された場合、それに打ち勝つために核兵器の増強を決定する可能性が強い。かつ、中国のミサイルの多弾頭化に決定的に追い込んでしまう可能性がある。中国は、ジュネーブ軍縮会議で、ミサイル防衛システムの禁止を強力に主張している^{*}。

- ※ 飛んでくる敵弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムで、ロソ連やロシアでは戦略的防衛ミサイルとして核兵器を使用している。
- ※ 包括的核実験禁止条約。28ページ参照。

- ※ ジェシー・ヘルムス上院議員:「ウォール・ストリート・ジャーナル」1999年1月25日号。

- ※ 1997年の米国防認可法によって任命されたロナルド・ラムズフェルド元国防長官を議長とする「米国に対する弾道ミサイルの脅威評価委員会」が作成した報告書(1998年7月15日)。
- ※ 38ページ参照。

- ※ 米国のNMD推進法が、1999年3月17日上院で、3月18日上院で可決し成立した。クリントン政権は拒否権を発動しなかった。

- ※ 問題を宇宙軍拡の問題としてとれ、「大気圏外での軍備競争の禁止(PAROS)」の特別委員会の設置を求めている。30ページ参照。

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状

核弾頭には、いつでも使用できる状態で作戦配備兵器として部隊が管理しているもの、必要時に作戦配備するための予備として貯蔵されているもの、廃棄を待って貯蔵されているものがある。5つの公然たる核保有国(米、ロ、英、仏、中)の1998年末の作戦配備の核弾頭数を表にまとめた。

作戦配備されている核弾頭の数

(98年末現在)

核兵器の種類	米国	ロシア	英国	フランス	中国	計
戦略核	ICBM・IRBM	2,000	3,590	0	0	113
	SLBM	3,456	1,576	200	384	12
	戦略爆撃機 核爆弾	950	806	0	0	150
	核ミサイル	800		0	45	0
小計	7,206	5,972	200	429	275	14,080
戦略的防衛ミサイル	0	1,100	0	0	0	1,100
非戦略核*	970	2,800	0	20	120	3,910
合計	8,180	9,870	200	450	400	19,100

* 戰場で使う戦術核や核巡航ミサイルはこの分類に属する。

出典:S.ノリス、W.アーキン、J.ハンドラーのデータをもとに整理。これらの他に予備弾頭、解体待ちの弾頭がある。(ICBM=大陸間弾道ミサイル、IRBM=中距離弾道ミサイル、SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル)※数字は四捨五入で丸めたために合計に不一致がある。

米国では、最後の戦略原潜(SSBN)となるオハイオ級の18隻目が1997年9月に就役した。全体としての戦略・戦術核兵器を合わせた核弾頭数は、8,120(96年末)、8,230(97年末)、8,180(98年末)と、過去3年間微減しているものの、ほぼ同水準を保っている。現在、米国の海兵隊はすべて非核部隊であり、陸軍も一部輸送部隊以外は非核部隊であると考えられている。しかし、現在も米国の戦略原潜は、冷戦時代と同じ密度のパトロール態勢をとっている*。

旧ソ連の核兵器はロシア以外には核弾頭はゼロになった*。ただし、STARTでは運搬手段が破壊されたときに核兵器が廃棄されたと数えるために、1998年7月、ウクライナにまだ破壊されていない戦略核兵器(ICBMと爆撃機)が866発残っているという計算も成り立つ。ロシアの作戦配備核弾頭数は、11,750(96年末)、10,240(97年末)、9,870発(98年末)と見積もられる。ロシアの場合、米国にはない戦略的防衛核ミサイルが配備されている。ロシアの非戦略核の数はフォローすることが難しくなっている。

* どの瞬間をとっても10~8隻が海底に潜んで発射態勢を整えている。

* カザフスタンからは1995年4月に、ウクライナからは96年6月に、ペラルーシからは96年11月に、最後の大陸間弾道弾(ICBM)核弾頭がロシアに移管された。

※ S.ノリスらの推定値。ロシア戦略ロケット軍は年間20~40基という生産ペースを発表している。

※ 47ページ参照。

ロシアではSTART IIが進行したときに直面する重ICBMの廃棄義務に備えて、単弾頭ICBM・トポルM(SS-27)の生産が年間10~15基のペース*で続いている。

英国は戦略核爆弾を1998年3月末に全廃した。この時点で英国空軍は非核部隊となり、英国の核兵器は、米国のトライデント・ミサイルを発射するバンガード級の戦略原潜に一本化された。その三隻目の戦略原潜が98年夏に就役した。四隻目は98年末に進水し、21世紀初めに就役する。また、98年7月の労働党政権による「戦略国防見直し(SDR)」*により作戦配備核弾頭の上限を、前政権が設定した300発から200発に削減した。

フランスは、95年に再開した核実験を完了した後、地上配備の核兵器を全廃した(96年9月に完了)。その結果、フランスの戦略核戦力は2種類の戦略原潜(ル・ドゥタブル級とトリオンファン級)計5隻とミラージュ2000N爆撃機に搭載する空対地核ミサイルからなる。トリオンファン級戦略は1999年に二隻目が就役し、合計4隻まで建造する計画をもっている。その他に現在では核兵器国の中で唯一、空母艦載機に搭載する戦術核爆弾をもっている。表の20発の非戦略核がそれである。

中国の核兵器についての情報は乏しい。表のICBMのうち、北米大陸にとどく射程をもつものは、東風(ドンファン)5Aの7隻だけであると見積られている。中国は多弾頭(MIRV)ミサイルや射程の飛躍的に長い潜水艦発射弾道ミサイルであるジュイラン(巨浪)-2の開発が続けられていると伝えられる。しかし、当面は経済開発を最優先課題としており、核兵器開発のペースを急激に速めることはないと考えられている。

これら公然たる核兵器国のはかに、イスラエルは中距離、短距離の運搬手段をふくめて、推定100~300発の核弾頭を持っていると信じられている。また、98年5月のインドとパキスタンの核実験で示されたとおり、両国とも秘密裡に核兵器開発を進めてきた。しかし、実戦配備された核弾頭の存在に関してはいまなお明確な情報がない*。

イスラエルのものを含めると、98年末現在、地球上に作戦配備されている核弾頭数は約19,500発になる。その94%が米国とロシアのものである。このほかに、予備や解体を待って貯蔵されているものが約10,000~15,000発と推定される。合計すると98年末において地球上には約30,000~35,000発の核弾頭が存在する。核兵器の爆発力が地球上の人口を何回も殺すことのできるといわゆるオーバーキルの異常状態が続いている。

※ 42ページ参照。

2. インド・パキスタンの核政策

1998年5月11日の核実験後、インドのバジパイ首相は国会演説(5.27)で「インドは今や核兵器保有国である。これは否定できない現実である」と宣言し、核保有国を米、英、仏、ロ、中の5カ国に限定する現行の核不拡散条約(NPT)体制に挑戦した*。政府はまたインドの核ドクトリンを発表し(98.8.4)、「最小限の核抑止政策を行う」、「核兵器の第一使用(相手より先に核兵器を使うこと)を行わない」、「非核保有国に対し核兵器を使用しない(消極的安全保障)」の三点を示した*。

98年5月28日のパキスタンの核実験後、シャリフ首相は声明において「核選択の決定は国家の自衛のために行われた」と弁明した。さらに「核であれ通常兵器であれ、これらの兵器は侵略を抑止するためのものである」と述べた。インドに対する軍事的な劣勢を前提にすれば、これはパキスタンが「核の第一使用」を示唆したものとも考えられる。

インドは、2段階の熱核兵器のための確証されたプルトニウム設計、爆発力が10~15キロトンの標準的な核分裂兵器、および2~3キロトンの小型の戦術兵器をもち、核兵器50個分に十分な核物質(プルトニウム)をもっていると見られている。他方、パキスタンは30~35キロトンの核分裂兵器をもち、10数個の核兵器を装備するだけの十分な核物質(ウラニウム)をもっていると見られている。

インドは中国への抑止力として、パキスタンはインドよりはるかに劣る空軍力を補うため、ミサイル開発を進めざるをえない。印パによる核弾頭搭載可能ミサイルの開発状況は次表の通りである*。99年に競って実験が行われ、南アジアにおける核軍拡競争は確実に進行しているといえよう。

* 核不拡散条約(NPT)第9条には、「核兵器国」の定義として「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しあつ爆発させた国をいう」と書かれている。

* 第一不使用と消極的安全保障については36ページ参照。

* パキスタンの核搭載可能ミサイル「ガウリ」は北朝鮮の「ノドン」に大部分基礎をおいていると報告されている。

	名称	射程距離 km	備考
印	アゲニ I, II	I : 1,400, II : 2,500	実験: I 89.94, II 99.4.11
	プリスピ I, II, III	I : 150, II : 250, III : 350	旧ソ連 S A - 2 に基づく
	サガリカ	300~500	潜水艦発射、開発中
パ	ガウリ I, II	I : 1,500, II : 2,500	実験: I 98.4, II 99.4.14
	ハトフ I, II, III	I : 80, II : 300, III : 800	実験: III 97
	シャヒーン I	I : 600	実験: I 99.4.15
	M11	280	中国製、約30基保有

出典:R.S. ノリス、W.M. アーキン「核実験後の印パ最新情報」、「核兵器・核実験モニター」79・80号、およびカーネギー国際平和基金「データ・シート」1999.4.15より作成。

3. 米国の未臨界核実験

* 28ページ参照。

* 資料11(99ページ)に全文。1997年9月22日、クリントン大統領がCTBT批准を上院に送付した手紙にも、同じ内容が盛られた。

* 44ページ参照。

* 資料11(99ページ)のB項に書かれている。

* 資料12(100ページ)に全文。

未臨界核実験(臨界前核実験とも訳される)とは、プルトニウムなどの兵器用核分裂物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わないものである。包括的核実験禁止条約(CTBT)*の義務条項の文言には違反しないが、その前文に描かれた精神に反する。

米国はすでに1997年7月から99年2月までのあいだに6回の未臨界核実験をおこなった。99年9月末までにさらに1回を予定している。

米国の未臨界核実験にはあらかじめ定められた必要回数も終了時期もなく、データが必要な限り実験をおこなうと米エネルギー省は説明している。クリントン政権は、威力ゼロ(ゼロ・イールド)まで、すべての核爆発を禁止するCTBTに参加するにあたって、国内を説得するのに6項目の条件(保障措置)*をつけた。そのもっとも中心的な条件は、今後長期にわたって、貯蔵核兵器の信頼性と安全性を確保するための「科学的備蓄兵器管理(SBSS)プログラム*」を実行することであった。未臨界核実験は、第一義的にはそのための実験であるとされている。

しかし、核兵器物質の経年変化が核兵器の信頼性や安全性に及ぼす影響を調査することは、未臨界核実験という手段でなくても可能であることから、実験批判派の科学者は「本当の目的はネバダ核実験場と核実験の専門家を将来のために維持すること」だと主張している。後者が重要な目的の一つであることは、米エネルギー省自身が認めていることである*。

米国がこれまでにおこなった未臨界核実験を整理すると以下のようになる。

◆第1回(97年7月2日)「リバウンド」

異なる高圧力条件下での衝撃波に対するプルトニウムの反応の調査。
(使用プルトニウム約1.5kg)

◆第2回(97年9月18日)「ホログ」

核爆発のコンピューター・シミュレーションの精度向上。(同127g)

◆第3回(98年3月25日)「ステージコーチ」

さまざまな古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。(同0.97kg)

◆第4回(98年9月26日)「バグパイプ」*

さまざまな古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。(同204g)

◆第5回(98年12月11日)「シマロン」*

実際の核弾頭から取り出されたプルトニウムを使用。(量は非公開。)

◆第6回(99年2月9日)「クラリネット」

高性能火薬の爆発の衝撃で飛び散るプルトニウムの速度と表面効果の観察。(量は不明。)

◎いずれもネバダ核実験場の地下約300メートルのトンネル内で。

ロシアは、北極海のノバヤゼムリヤ島核実験場地下で、96年に2回、97年に2回(数回との報道も)、98年12月8日に1回の未臨界核実験をおこなったとの報道がある。1998年2月、欧州議会は未臨界核実験反対の決議*をあげた。

4. 米国の「備蓄兵器管理計画」と新型核兵器

* 3ページ参照。

* 資料11(99ページ)参照。SBSSは「Science Based Stockpile Stewardship」の訳。
* 「Stockpile Stewardship and Management Plan」の訳

* エネルギー省国防プログラム作成。文書のタイトルは「備蓄兵器管理計画、1996年2月」。裁判の過程で入手された。

* CTBTのことを指す。

* 43ページ参照。

* 米国は、国際社会に対して「新しい設計の核弾頭は生産しない」と約束してきた。94年9月に発表された「核兵器態勢見直し」(ニューヨーク・ポストチャーリビュー)でも、このことを明記している。

* 96年末もしくは97年初頭に配備が始まった。核爆発のエネルギーが地中で衝撃波に変換されるときの効率は、爆発がおこる深さに大きく左右される。深くもぐってから爆発すればするほど、地下の強化された標的を有效地に破壊できる。したがって、B-61の弾頭ケースを強化して、できるだけ上空から投下して衝突スピードを上げるために改良が行われた。

* 28ページ参照。

米政府は、すべての核爆発を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)*を受け入れるにさいして「科学的備蓄兵器管理(SBSS)プログラム」*の実行を前提とした。これは「備蓄兵器管理計画(SSMP)」*と呼ばれるより大きな計画の一部である。エネルギー省は、核爆発実験なしに今後長期にわたって核兵器の信頼性と安全性を確保するためにSSMPが必要であると説明している。

1997年8月、核兵器に関する調査で有名な米国の非政府組織(NGO)である「天然資源保護評議会(NRDC)」が、「グリーンブック」と呼ばれるSSMPについての機密解除された報告書*入手し、『ニューヨーク・タイムズ』紙に持ちこんだ。同紙は8月18日づけでW.J.ブロード記者の署名入りの長文の紹介記事を掲載し、これによってSSMPの実態が初めて多くの人々の知るところとなった。記事の冒頭は次のように書いている。

「冷戦が終わって何年も経つにもかかわらず、米国が核兵器設計の新規および改良の仕事に熱心にとり組んでいることが、機密扱いを解かれた連邦政府の文書によって明らかになった。

その文書は、大量破壊兵器の製造の新しい進歩を止めることをめざした条約*を、米国が台なしにしていることを示すものだと批判者たちはいう。政府当局者は、この指摘を強く否定し、その仕事はその国際条約に合致するものであると主張している。」

SSMPはネバダ核実験場を使った未臨界核実験*や巨大レーザー施設である国立点火施設(NIF)を建設したりすることを含む年間45億ドルを費やす膨大な計画であるが、グリーンブックは、計画の多くが貯蔵核兵器の「信頼性や安全性の確保」のためよりも「新規設計*や改良」に関心を注いでいることを明らかにした。

新型核兵器の例としては、既存の戦略核爆弾B61を地中貫通型に改造したB61-11*が分かりやすい例として論争の焦点となった。エネルギー省は爆弾の爆発力に変化はなく機械的部分を改造したのみであるから新型兵器ではないと主張し、NRDCなど批判者は、効率的に地下要塞を破壊できるという、これまで不可能であった軍事的機能をもつ兵器である以上、新型兵器であると主張している。

98年7月には、米国の民間研究所団体「エネルギー環境研究所(IEER)」が、ローレンス・リバモア国立研究所(カリフォルニア)に建設中のNIFでおこなわれようとしている核融合実験は小さな核爆発を伴い、包括的核実験禁止条約(CTBT)*に違反すると指摘した。

5. 米国の核兵器使用ドクトリン

* Single Integrated Operational Plan の頭文字

1998年10月1日、米国の注目すべき新しいSIOP-99が発効した。SIOP*とは、「単一統合作戦計画」と訳される米国の最高の核戦争計画文書であり、もちろん最高機密文書である。SIOP-99が注目されるのは、それが1997年11月に16年ぶりに米国の核兵器政策指針の根本を変える大統領決定命令(PDD60)を反映した初めてのSIOPとなるからである。

PDD60の内容については、97年12月7日付『ワシントン・ポスト』紙が報じた情報以上には、新しい情報が出ていないが、その背景となる米国の核兵器ドクトリンについてその後多くの研究報告が出され、それがPDD60への理解を深めてきた。

(1) PDD60の最大のポイントは、1981年にレーガン大統領によって出された「長期にわたる核の撃ち合いを含む世界的な核戦争に勝利する」という方針を16年ぶりに放棄し、核兵器の主要任務を核攻撃があった場合に徹底的に敵を破壊することのできる核報復の態勢を維持することへと限定したことにある、と理解されている。しかし、この方針転換は、国際関係の変化をとらえた外交戦略から生まれたものではなく、米国防省の核戦争計画者たちが固執するSIOPによる標的計算から生みだされた結論であると指摘された*。

(2) またPDD60は、核兵器の第一使用(先制使用)*と化学・生物兵器への使用を正式に認めているという評価が定着した。それが、他の米軍内部文書によって裏書きされてきたからである。たとえば、現在の米国の統合作戦本部が用いている作戦ドクトリンは、「米国の核戦力の基本的目的は、大量破壊兵器、とくに核兵器の使用を抑止すること、および圧倒的に優位な通常兵力の脅威の出現したときの防護として役立つことである」と明記している。

また、情報公開された米戦略軍文書を分析したハンス・クリステンセンらは、1994年の「核態勢見直し」で不拡散問題を担当した米国防省グループの「全員一致の見解は、大量破壊兵器の拡散を抑止するには、あらゆる核の選択肢を残すことが望ましいというものであった」と記述している(1998年3月)。

さらに、上記軍事ドクトリンは、化学・生物兵器に対する核兵器について「米軍に大量破壊兵器が使用されれば、相当な戦術的、あるいは作戦上の損失を受けるだろう。(中略)低威力の核兵器を報復に使用するという選択的能力は、国家最高司令部にとって有用な選択肢である」と述べている。

(3) ロシアの核戦力や軍事的・政治的指導部を主要な核標的としていることに変わりはないが、SIOPが柔軟に変更可能なものになったことが判明し、地域紛争に関連した核攻撃標的が加わってきたことが明らかになった*。

6. ロシア：深まる対米不信

※ 32ページ参照。

第二次戦略兵器削減条約(START II)*がロシア議会で承認されないこと、象徴されるロシア市民の米国への不信は、これまで北大西洋条約機構(NATO)の東方への拡大問題やABM条約違反の国土ミサイル防衛(NMD)システム開発などに主として起因していた。

しかし、1999年3月24日に始まったNATO軍によるユーゴスラビア空爆は、米ロの信頼関係を根底から崩しつつあり、それが軍縮・軍備管理交渉に深刻な影響を生みつつある。IPPNW(核戦争防止国際医師の会)のヨーロッパ支部は、1999年5月初め、ロシアに調査団を派遣しロシア専門家の意見を聴取したが、彼らはロシア市民に植えつけられた西側不信の根深さを報告し、核戦争すら視野に入れる時代の再来を警告した。

START II批准への影響は悲劇的であった。1998年12月にやっと議会に上程される見通しがたって「成立間近」という観測が流れたが、米英のイラク攻撃でロシア議会の保守派が揺りもどした。エリツィン政権の懸命の議会工作で、やっと条件つきで議会に上程されたのが99年3月22日であったが、2日後にNATO空爆が開始されたのである。もはや「START IIは死んだ」とあるロシアの専門家は言う。

1999年4月29日、モスクワではさらに深刻な進展があった。国家安全保障会議でエリツィン大統領は、戦術核数千発を増強する計画にサインした。公式にはコソボ紛争と関係のない計画だと説明されたが、NATOのユーゴ空爆に反応したものだという分析もある。増強という言葉の意味は必ずしも明らかではない。退役させる予定の戦術核兵器(短距離核ミサイル、核砲弾など)を近代化して再配備するとの見方や、単に退役計画が滞っている現状を利用して、保守派の説得材料に使っているだけだという見方もある。

1991年に、ブッシュ・ゴルバチョフ両大統領のそれぞれの一方的イニシアチブによって、戦術核の廃棄や撤去がおこなわれた。この措置は、協定に基づかないものであり、検証制度を備えていない。したがって、米ロ関係の悪化が、これを逆流させる可能性は否定できない。ロシアモスクワの米国・カナダ研究所のセルゲイ・ロゴフ所長は、ブッシュ・ゴルバチョフ合意の破棄がありうると警告した*。

IPPNWの調査団が5月はじめにロシアを訪問し、多くの政策決定者や専門家に面会した。彼らは「ロシアの核政策は急速に変わりつつある。以前は核兵器廃絶に好意的であった中道政治家たちが、いまや米国の攻撃から身を護るために、核兵器を保持し続ける必要がある」と語っていると報告した*。

※ 「ワシントン・ポスト」紙、1999年5月23日。

※ 1999年5月11日に「ハーグ平和ビル市民会議」で報告された。

7. 英国の戦略国防見直し(SDR)

1998年7月8日、英政府は21世紀に向かう英国の戦略国防見直しの結果を発表した。97年5月に18年ぶりに政権の座についた労働党が、公約として着手した14カ月の作業の結果である。インド・パキスタンの核実験のあと、核保有国としてはもっとも小さい核兵器を保有している英國が、どのような核兵器戦略を打ち出すかは、極めて大きな意味をもっていた。しかしながら、重要な歴史的瞬間を有効に活かすことのできなかった不十分性が指摘される。

「戦略国防見直し(SDR)——新しい世界に新しい軍隊」と題する報告書は、11章からなる本文とそれぞれの章の内容を補足説明する11エッセイからなっている。このうち核戦略に関するのは、本文の第4章「抑止力と軍縮」*と補足説明の第5エッセイ「抑止力、軍備管理および拡散」である。

SDRの責任者ジョージ・ロバートソン英国防大臣は、10代の青年としてスコットランドの米軍戦略原潜基地の反対闘争に参加したことから政治活動に参加したというスコットランド人である。労働党はこのような歴史の侧面をもっている。

SDRについて、まず何よりも大きな問題点は、今後数十年にわたって国家の安全保障に核兵器の抑止力の必要性を認めたことである。

「核抑止力は、核兵器のいかなる使用においても生じる恐ろしい結果ゆえに、論争の多い複雑な問題であり続けている。ここには簡単な回答はない。このような兵器がもはや必要ではないならば、世界はもっといい場所になるだろう。しかし、完全核軍縮の条件はまだ存在していない。」とエッセイ5は述べている。

また、「われわれとNATO(北大西洋条約機構)は、核兵器への依存性を根本的に減少させてきた。しかし現状においては、核抑止力は大型の戦略的軍事脅威の再現に対する保障を与え、核による強制を阻止し、ヨーロッパにおける平和と安定を維持するのに、まだ重要な役割をもっている。」つまり、核抑止力の必要性はロシアの核の脅威という冷戦時代の残滓に求められている。これらの議論は、インドやパキスタンに核武装を促しているようなものである。核兵器の拡散の危機の時期に出された戦略見直しとしては、極めて緊張感が乏しく不十分なものであると言わざるをえない。

いっぽうで、SDRには一定の前進と評価できる点もある。それは、①すでに核兵器の種類をトライデント潜水艦だけにしほっていたが、その作戦配備弾頭数の上限を従来の300発から200発へ減少させたこと(3分の1の削減)、②数分の発射態勢から数日の発射態勢へと警戒態勢を緩和*したこと、③核兵器や核物質の公開性を拡大していること(今回は1隻のトライデントに搭載される弾頭数を48発と明記した)、などである。

※ 35ページ参照。

8. 流動する北大西洋条約機構(NATO)

北大西洋条約機構(NATO)の核兵器政策がさまざまな要因で流動化している。一つは新アジェンダ連合^{*}の勇敢な決起によって引き起こされた。新アジェンダ連合は第53回総会(1998年)に、「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する決議案を提案した。同総会でもっとも論争を呼んだ軍縮決議であり、NATO核兵器国はこの決議案に反対するよう加盟国に強い圧力をかけた。しかし、トルコと核兵器国を除くNATO加盟国すべて(16カ国の中の12カ国)が、圧力に抵抗して棄権投票をおこなった。その結果、決議は賛成114、反対18、棄権38の賛成多数で採択された(決議53/77Y)^{*}。

NATO加盟国に起こった棄権投票の雪崩現象の背後には、カナダの役割があった。軍縮に熱心なアクスワージー外務大臣は、「カナダ以外のNATO加盟国が一カ国でも共同歩調をとるならば、カナダは決議に賛成したい」と述べた。ドイツ新政権のフィッシャー外相との会談の結果、カナダとドイツはともに棄権することに合意。これが雪崩現象の引き金となった。

カナダのアクスワージー外相は、1996年に下院外交貿易常設委員会に対して、カナダの核兵器政策の根本的見直しを命じた^{*}。そのとき外相は、カナダがNATOの一員としての義務を守るとしながら、同時に「NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討すべきとき」という考えを述べている。この再検討の結果、核兵器政策の見直しについて、NATO内でリーダーシップをとることがカナダ政府の公約となつた^{*}。

いっぽうドイツでは、1998年10月、社民党と緑の党の連立でシュレーダー政権が発足し、外相兼副首相に、90年連合・緑の党からフィッシャー氏が就任した。連立政権の合意事項に、「NATO核兵器の警戒態勢を緩和し、核兵器の第一使用(先制使用)を否定する」ことが含まれていた。ドイツ新政権は、NATOの核兵器第一使用政策の変更を求める行動を起こした^{*}。米国は正面からこの政策を非難したが、1999年2月6~7日のミュンヘン米独高官会議で、シュレーダー首相はNATOが第一使用政策の再検討を行うよう主張した。

NATO(北大西洋条約機構)設立50周年を記念するサミットが、4月23~24日ワシントンで開催された。サミットでは、いわゆる新戦略概念の発表と同時に、「21世紀のための同盟」と題するコミュニケ(新戦略概念を補う45節よりなる文書)を発表した。その第32節は、「(NATO)同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討をおこなう」と書き、核兵器政策の再検討を定めた^{*}。99年12月に開催されるNATO外相会議において見直しのプロセスが決定される。

* 27ページ参照。

* 資料5(88ページ)に全文。

* 49ページ参照。

* 下院外交貿易常設委員会の勧告は、NATOの戦略概念の再検討において、「核問題を含むべきであるという議論を強力に展開すべきである」と要求し、政府は「同意する」と回答した。資料14(104ページ)、15(107ページ)参照。

* 国連第1委員会で、新アジェンダ決議についての雪崩現象が起きたことが、ドイツの行動を助けた。

* 資料16(113ページ)に全文。

9. カナダ議会の勧告と政府回答

1998年12月10日、カナダ下院外交貿易常設委員会は、核兵器政策の見直しの報告書を政府に提出した。アクスワージー外務大臣が要請し、2年以上の歳月を要した。カナダの外交上の制約のもとで、直接とるべき行動については慎重な表現が使われているが、核兵器の廃絶に向けて並々ならぬ決意を表明した歴史的文書である。報告書の結論は、新アジェンダ連合との協力や核兵器廃棄のための交渉開始の奨励など15項目の勧告^{*}にまとめられている。

核軍事同盟であるNATO(北大西洋条約機構)の一員であり、NORAD(北美大陸防空司令部)のパートナーとして米国と密接な核戦争体制を維持してきた米国の隣国カナダが、その核兵器政策の見直しを実行したことは、目を見張るべきことである。

1996年の秋、ロイド・アクスワージー外務大臣が、カナダ下院外交貿易常設委員会に核兵器政策の見直しを命じたもっとも大きな動機は、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(96.7.8)であった。

報告書の正式なタイトルは「カナダと核の挑戦:21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」である。約100ページのもので、カナダ議会のホームページで全文を見ることができる。

与党である自由党のほかに、ケベック連合、新民主党、進歩保守党の3党が報告書に無条件支持を表明した。97年総選挙では、これら4党で80%の国民の支持を得ている。下院野党である改革党は、報告書に反対し「少数意見」を提出した。しかし、改革党は勧告のいずれにも具体的に反対せず、「報告の全般的な結論に反対」したに過ぎない。

1999年4月19日、カナダ政府は勧告に対して正式の回答書を提出した^{*}。回答書は「カナダの核軍縮および不拡散政策に関する外交貿易常設委員会の勧告への政府の回答」と題され、一つ一つの勧告に順を追って政府の賛否を記している。NGOは、政府が、「新アジェンダ連合」との協調やNATOの核政策の見直しを正式に表明したことで、今後の外交に新しい道を開いたと評価している。

またNGOに関わる部分について「政府はNGOと年次会議を開催することに合意する。協議過程を実施する最良の方法を検討する」と回答した。これから毎年、NGOと政府との協議の場が持てることになったのである^{*}。

これらの肯定的な側面と同時に、政府回答は、議会勧告が「MOX(ウランとプルトニウムの混合酸化物)燃料の選択肢の放棄」を主張したにもかかわらず、MOXにゴー・サインを出した。NGOは、この点を強く批判している。

* 資料14(104ページ)に全文。

* 資料15(107ページ)に主要部分抜粋。

* 政府の回答書は、冒頭に議会委員会報告書が作成された経緯に触れて、カナダの代表的NGO「プロジェクト・プラウシェア」が政府に提出した報告書が、一つの契機であったことを述べている。

10. モンゴルの非核地位

1998年12月4日、国連総会決議によって、モンゴル国は一国のみの非核兵器地帯宣言を国際的に認知させ、「非核地位」の立場を獲得した。

中国とロシアという二つの巨大な核兵器国に挟まれているモンゴルは、1992年の新憲法でモンゴル人民共和国からモンゴル国となり、非同盟路線を選択した。モンゴルは一国非核地帯となることによって核の脅威をかわし、自国の独立、領土保全、そして安全保障を確保しようとしたのである。非核地帯を実効あるものとするためには、核保有国を含む多くの関係国と拘束力のある協定を作らなくてはならない。モンゴル一国でこれを達成するのは大きな事業である。

今回の国連決議は、一国非核地帯になろうとするモンゴル国の立場を、「非核地位」という新しい言葉で国際社会全体に認知させるためのものと理解することができる。「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」決議^{*}は1998年12月4日、第53回国連総会において全会一致で採択された。

決議は前文で「領土を非核地帯として宣言する」モンゴル国の意思を歓迎し、国際的に「モンゴル一国のみの非核地位を制度化する」試みを認知した。また、この試みが、モンゴル一国のみならず地域の平和と安全保障を前進させるという認識を述べている。

また、国連総会全体の意思として、①モンゴルの非核地位を歓迎すること、②非核地位を強化するための措置をとることに核兵器国を含む各国が協力すること、③国連もそれを支援し、進展を2001年の総会に報告すること、を満場一致で決議している。

モンゴルのエンクサイカーン国連代表は、決議採択後の記者会見で、この方法は「一国でも国際的に認知された非核地位をもつ権利があることを国際社会が受け入れる」ことに基づいており、「国連が、従来とは違った方法で、新しい非核地域作りにとり組み始めたのだ」と語った。

モンゴル国は国連決議を基礎として、ロシア、中国などと協定を結ぶことになる。幸い中国もロシアも構想を支持しており、個々の協定だけでなく、すべての核兵器国や国連を含めた協定にすることも考えている。

このようなモンゴル国らしい挑戦は、日本の核兵器政策に一石を投じた。日本の非核三原則は、一種の一国的非核地帯宣言であるが、信頼感に乏しい^{*}。日本が望むなら、モンゴル国のように日本の非核地位を国際的に認知させる方法があることを、モンゴルの試みは教えている。

* 資料17(113ページ)に全文。

C. 日本政府の核兵器政策

1. 核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム

- * 当初の正式名称は「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」であったが、第1回会合を経て「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」に改称された。改称の理由を外務省は、「緊急行動会議」との言葉の意味が「主に外国人にわかりにくいから」と説明している。印パの核拡散への緊急の対処論議からスタートしたものが、より世界規模での核軍縮問題を討議するようになってきた変化の現れと解ることもできるだろう。
- * この二団体に加え、日本の外務省の三者で事務局を担っている。
- * 参加者リストが資料18(114ページ)にある。

- * 明石康氏は、当初主催団体の広島平和研究所所長として共同議長に就任したが、その後99年4月の東京都知事選挙出馬のため同研究所を離職し、第3回会合は欠席した。しかし東京フォーラムの共同議長の立場は続いている。
- * ワシントンのシンクタンク。
- * キャンベラ委員会はオーストラリア政府が主催した核兵器廃絶のための専門家会議。95年11月に設置。96年8月に報告書提出。資料2(81ページ)に要旨全文。

* 46ページ参照。

* 43ページ参照。

* 27ページ参照。

インド、パキスタン両国の核実験を受けて、1998年6月に当時の小渕外相が「緊急行動会議」と称する国際会議を招集したい意向を発表し、これを受け外務省が準備を進め、国際的専門家会議「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」が発足した^{*}。

日本政府が呼びかけたものであるが、広島平和研究所(広島市立大学)と日本国際問題研究所(外務省の外郭団体)の二団体が主催する形をとっており^{*}、5つの核保有国やインド、パキスタンを含む各国から、約20名の専門家が、政府代表としてではなく個人の資格で参加している^{*}。

第1回会合が98年8月30~31日に東京で、第2回会合が同年12月18~19日に広島で、第3回会合が99年4月9~10日にニューヨークで開催された。最終回となる第4回会合が7月23日~25日に東京で開かれ、そこで国際社会への提言を含む報告書が発表される予定である。明石康・元広島平和研究所所長^{*}と松永信雄・日本国際問題研究所副会長が共同議長をつとめ、報告書の起草委員長にマイケル・クレポン・米国スチムソンセンター^{*}所長が就いている。

報告書でどのような勧告が出されるかが注目されるところである。「キャンベラ委員会^{*}が冷戦後の核廃絶への目標を示したのに対して、いかにしてそれを達成するかという、政策志向をもった勧告をまとめたい」(明石共同議長)との意識のもと、「多数意見と少数意見にわかれても、全員が一致できるあいまいな内容のものよりは、今世紀最後の本格的な核軍縮提案として力強い内容のものにしたい」(クレポン起草委員長)という方向で起草作業が続いている。

フォーラムは非公開だが、①NATOのユーゴスラビア空爆などで核軍縮をめぐる国際状況は悪化しているとの認識^{*}で一致していること、②米ロの大幅な核削減とそれに続く他の核保有国の交渉開始の必要性、③「期限つきの核兵器禁止条約への交渉開始」は非現実的との見方が強いこと、④インド、パキスタンに核保有国の地位を与えないこと、しかしそのためには核保有国の大幅な核軍縮が必要との見方でほぼ一致していること(インドからの参加者は自国の主張が受け入れられないとして第3回会合を欠席した)、⑤報告書で未臨界核実験^{*}についての言及がありうるが意見が一致していないこと、⑥新アジェンダ連合^{*}などについても言及される可能性があること、などが伝えられている。報告書を日本政府がどのように活用していくのかも注目すべき点である。

*57ページ参照。

2. 新アジェンダ連合と日本

* 27ページ参照。

1998年6月9日に新アジェンダ連合が正式にスタートする前に、日本政府は連合への参加の打診を受けていたが、断った。その理由はいくつかの機会で表明されている。

* 資料4(86ページ)全文。

* 98年8月29日、第1回東京フォーラムにあわせて開催された市民集会での発言。

* 資料5(88ページ)全文。

* 資料20(119ページ)解説記事。

* 辻元清美議員(社民)、「第3回NPT準備委員会での新アジェンダ共同声明の共同提案国に日本が加わらなかった理由は何か」との質問に答える中で、「背景として第53回国連総会の新アジェンダ決議があると思う」と前置きしてこう答弁した。

* 48ページ参照。

まず、98年6月の新アジェンダ声明*を支持できない理由について、外務省の森野泰成・軍備管理・軍縮課首席事務官は、声明が核兵器の第一不使用(先制不使用)政策を掲げている点にある、と説明している*。声明はその第14項目で、「核兵器国のあるいだで相互に第一使用(先制使用)をしない約束や、…いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力をもつた制度が発展させられるべきである」と述べている。森野氏はこの点を指して、「核兵器の先制不使用で果たして日本の安全が守られるのか、必ずしも確信を持てない。現在の国際環境では、核抑止力を含めた日米安全保障協力が重要である。核兵器の先制不使用は核の抑止力を減らしてしまうのではないか」と述べた。

次に、国連総会での新アジェンダ決議*を棄権した理由について、日本の国連代表団は、「少しばかり行き過ぎであり、少し機が熟れない要素が含まれている」と述べている。「機が熟れない」とは、主文14節の「核軍縮に関する国際会議の呼びかけ」や主文19節の「核兵器のない世界は究極的には国際条約によって下支えされる必要がある」(核兵器禁止条約に含みをもたせた表現)などの点であるとされる*。また、「少しばかり行き過ぎ」というのは、核兵器国への批判が強すぎるとの認識と見られ、同様の見解は99年5月28日の衆議院安全保障委員会での次のような外務省答弁でも表明されている*。

「この決議について、我が国としても支持しうる部分も多々あったわけだが、その一方で、やはり核兵器国と非核兵器国との対決、対立を助長するというような記述も入っていたために、いろいろ検討したけれども、最終的にはこれに棄権した。」

新アジェンダ決議に対し、カナダとドイツは共同して、決議への反対を迫る米国に対抗して棄権戦略をとり功を奏した*。日本の棄権は、賛成か棄権か悩んだ末の棄権であり、評価できるものではない。

99年の国連総会で新アジェンダ連合が前年同様の強い原理をもった核軍縮決議案を提出するならば、日本政府がこれに賛成票を投じるよう、国会・地方議員、非核自治体そして市民が声を大にする必要がある。そのためには、世論が被爆国の役割の再確認すること、また、外務省が掲げている第一不使用政策の是非や核抑止論、「核の傘」論などについての政策論争が国民的に高まることが求められている。

3. 戰域ミサイル防衛(TMD)と日本

* 防衛庁はTMD(戦域ミサイル防衛)と呼ばずBMD(弾道ミサイル防衛)と称する。

* 米国ではNTWDと略称されるもので、直訳は「海軍戦域防衛」。イージス護衛艦の対空ミサイルシステムに高高度域用ミサイルSM3を搭載、洋上で発射・撃破する。

* 38ページ参照。

日米両政府は、1998年9月20日の日米安全保障協議委員会(2+2)で、飛来する弾道ミサイルを高空で迎撃・阻止する「戦域ミサイル防衛(TMD)」開発計画*について、「1999年度から共同技術研究に入る」ことに合意した。日本政府は12月25日の安全保障会議で正式決定し、99年度防衛予算に9億6000万円を計上、「海上配備型上層防衛システム」*の弾頭最先端部ノーズコーン、キネティック弾頭、赤外線シーカー、第2段ロケットモーターの4点を分担することとした。研究期間は5、6年の予定とされる。

TMDは、米政府が冷戦下進めたSDI(戦略防衛構想=スター・ウォーズ計画)の終了を宣言(93年)、戦略防衛構想局(SDIO)を弾道ミサイル防衛局(BMD)に改組して、同盟国の参加を奨励するようになって以降、日米間の主要な防衛協議の議題となっていた。従来「参加・導入を前提としない事務的な研究」とされてきたTMD関与に共同研究の位置づけが与えられた背景に、北朝鮮による“テボドン打ち上げ”(98年8月)*への対抗策があることは明らかで、この出来事を契機に日本政府は、ミサイル迎撃システムの開発・導入を視野に入れた方向に転換させた。

TMD参加は、日本の安全保障政策に以下の問題点を投げかける。

①「宇宙開発は平和目的に限る」とした衆議院決議(69年5月)と、同趣旨を定めた「宇宙開発事業団法」(69年)の規定との整合性。TMDが宇宙に配備された軍事システムであるのは明白なので、日本がこれに参加することは国会決議と法に反することになる。

②「集団的自衛権」との関連。日本周辺のTMDは日・米・韓の共同運用でしか成り立たない。その場合、日本が直接攻撃を受けていない段階で迎撃システムが作動する事態が予測される。これは「集団的自衛権の行使は違憲」とのべてきた政府見解に背反する。

③「武器輸出三原則」との関連。開発研究～開発実験～初期配備に移行していけば、武器システムの第三国移転問題を避けて通れない。

④経費と効果の問題。米で進行中の陸上発射上層型ミサイルTHAADの場合、すでに32億ドルをついやし2006年までさらに130億ドル必要とされながら失敗続きで実現のメドはまったく立っていない*。海上配備型も同程度はかかる。防衛予算を膨らませるだけの壮大なムダに終わるおそれがある。

⑤近隣への影響。中国はつよく反発している。「日米新ガイドライン」で出動領域を拡大させた日本が、“TMDの鎧”を身にまとえば——それじたい防御兵器であっても——相乗効果として軍事力増大と映るのはまちがいない。

* 99年6月10日にはじめて成功との報道。

4. 「ステップ・バイ・ステップ」政策

第53国連総会第一委員会(軍縮)において日本の林陽軍縮大使は、次のように日本の核軍縮への姿勢を述べている。

「日本政府は核軍縮を達成するために、具体的で現実的な措置をとるという『ステップ・バイ・ステップ』の方法を提唱してきた」、「我々は、軍縮という高尚な目的を心に留めておかなければならぬ一方で、我々が現実的であるべきことは、それに劣らないほど重要である」、「我々は現在どこにいて、最終目標がなんであり、次の最も良い段階は何であるべきか、という視点を保ちつつ、課題にとり組んでいく必要がある」。*

* 資料19(115ページ)に全文。

* 資料6(91ページ)に全文。

* 資料5(88ページ)に全文。

* 96年12月2日の外務省主催の「NPT延長後の核軍縮セミナー」の基調報告。

* 資料3(84ページ)に全文。

* 28ページ参照。

* 56ページ参照。

* 55ページ参照。資料21(119ページ)に決議全文。

この、いわゆる「ステップ・バイ・ステップ」政策は、核兵器禁止条約(NWC)への交渉開始を求める国連総会のマレーシア決議*を「現実的でない」としたり、新アジェンダ決議*を「行き過ぎ」などとして、決議に棄権をする根拠となってきた。

例えば、96年12月には池田行彦外相(当時)は次のように述べている。

「一つの考え方として、核兵器国に対して即時、あるいは期限を付して核廃絶を約束させるための条約交渉を直ちに開始すべきという主張がある。このような主張は、核廃絶という目標を直ちに実現しようとする、いわばdirect approach(直接的アプローチ)とでもいるべきものだが、現実の国際社会においてかかるアプローチを進めていくための諸条件が存在するか否か疑問なしとしない。」*

しかし、ここで批判されているような単純な「直接的アプローチ」を主張する国は極めて少数の国である。たとえば積極的な核兵器廃絶の行動プログラムとしてジュネーブ軍縮会議(CD)に提出されている非同盟28カ国提案*は、核兵器廃絶の目標を2020年にすべて「ステップ・バイ・ステップ」に進もうと提案している。また、マレーシア決議も「ステップ・バイ・ステップ」の内容をイメージしている。NGOの出しているモデルNWC案でも期限を柔軟に示している。

では、日本政府が主張する「現実的なステップ」とは何か。冒頭の林演説では、包括的核実験禁止条約(CTBT)の次はカットオフ条約(FMCT)であり、さらに、「FMCTに続くべき実現可能な措置についての審議が開始されることは、時期尚早ではまったくない」ともしている。

日本政府がCTBT批准促進に積極的であること*や、FMCT交渉に向けた一定の貢献をしていること*は事実である。「FMCT後の措置」は内容は明らかでないが、日本提案の国連決議でも触れている*。しかし問題は、これらの個別措置が相互に結びき、核兵器廃絶への包括的な道筋につながるかどうかである。その点への日本政府の説明はきわめて弱い。

5. 「究極的核廃絶」国連総会決議

1994年の第49国連総会以来、日本政府は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」と題する決議を提案し、採択されている。決議文は年により少しずつ変わっているが、最新の98年12月4日に採択されたこの決議(53/77U)*は、賛成160、反対0、棄権11であった。97年から中国が棄権から賛成に転じた結果、すべての核兵器国が賛成に投じている*。

しかし反対ゼロという結果はそれ自体が評価されるべきことではなく、反対票が出ないように内容を定めてきたと言える。そのような意図から、98年決議案も当初提案からいくつかの修正がなされている。

決議の中心となる「核保有国に究極的核兵器廃絶を呼びかける」という部分(主文第3項)については、95年のNPT無期限延長の際採択された「原則と目標」文書*とまったく同じ文言を使っており、核軍縮へ向けた新しい要素をもっていないと言える。

94年に最初にこの決議の原型となる案が提出されたとき、米国の強い抵抗に会った。結果的には現在と大差のない表現で核保有国に究極的核廃絶のための核軍縮を求める内容の決議案に修正された。しかし、それでも米、英、仏の西側核保有国は棄権に回った。つまり、このときには「究極的核廃絶」という内容は、先駆的なインパクトのある決議だったのである。

また、最新決議では、インド、パキスタンの核実験を非難する国連安保理決議1172に言及していたのを途中で修正し、とりさげている。インド、パキスタン非難の急先鋒であった日本が、自国の決議の反対票を避けるために後退したという印象が否めない。結果として両国は反対ではなく棄権した。

さらに、98年決議の目玉として日本政府が自慢していた部分である、米ロ二国だけでなく五つの核兵器国が「適切な段階」に核兵器削減交渉をすべきであるとした点(主文第4項(e))についても、米国などの抵抗を受け、「五カ国が一つのテーブルで交渉する」という意味合いを薄めた表現に修正してしまった。*

そのほかの98年決議の特徴は、これまで日本単独案だった決議がカナダやニュージーランドを含む15カ国共同提案となったことである。これは、単独提案として日本独自の立場を強調してきた経過を考えると重要な路線変更であるが、路線変更によって何を得ようとしているのか明確ではない。

* 修正前のものは、「五つの核兵器国による保有核兵器の一方的削減へのさらなる努力、および適切な段階における、5核兵器国の核兵器削減交渉の開始」。修正後は、「五つの核兵器国による保有核兵器の一方的および交渉を通じての削減へのさらなる努力」。

* 34ページ参照。

* 修正前のものは、「FMCTに続くべき、可能な措置に関する多国間の議論の開始」。修正後は、「核軍縮および核不拡散に関する可能な将来の措置に関する多国間での議論」。

なお、修正によってカットオフ条約(FMCT)*成立を待つことなく、新しい課題についての多国間協議の必要性が明確になった(主文第4項(c))*.この点は改善と言える。

6. カットオフ条約(FMCT)と日本

日本政府は、米国などと同様、核不拡散条約(NPT)の「原則と目標」などを論拠として兵器用核分裂物質の生産禁止条約(カットオフ条約、FMCT)^{*}の早期交渉開始を主張してきた。

例えば、1996年12月2日の「核不拡散条約(NPT)延長後の核軍縮セミナー」での当時の池田外相挨拶では、日本政府の基本姿勢は「現実的・段階的アプローチ」であるとした上で、第一にNPT体制の重視、第二に包括的核実験禁止条約(CTBT)^{*}の重要性、第三にFMCTのジュネーブ軍縮会議(CD)^{*}での早期交渉開始をうたっている。その際、「これまでの核軍縮に関する多くの多国間条約交渉と同様、カットオフ条約の交渉においても、有効な検証措置をいかに整備するかといった点を含め、多くの困難な問題を解決していかなければならぬ」としている。

98年の第2回NPT準備委員会^{*}においては、日本政府代表団は「2000年の再検討会議に向けた勧告に盛り込むべき追加要素」と題する作業文書を提出し(5月1日)、その第一項目として「兵器用核分裂物質の透明性」を掲げている。ここでは、軍事的・技術的情報が流出しないことに留意した上で、兵器用核分裂物質の透明性を促進し、核軍縮に寄与すべきであり、そのためにはFMCTと並行して、まず「余剰の」兵器用核分裂物質の透明性を高めるべきであると述べている^{*}。何をもって「余剰」とするかはあいまいであるが、「将来の生産禁止のみか、備蓄物質も扱うのか」といった核保有国と非同盟諸国との対立の中で、日本のこのような中間的な姿勢が、双方の歩み寄りに一定の貢献をしたと評価されている。

98年8月11日にCD内にFMCT特別委員会が設置されると、林暘軍縮大使はこれを歓迎する意見表明をおこなった^{*}。そこでは、「シャノン報告」^{*}はFMCTを生産禁止条約と明確に定義づけているとした上で、「しかし、現存する核分裂物質の在庫の問題は、放置できないような重要な問題です。単に特別委員会の設置に同意を得たことよりも、この問題の扱いに成功するか否かに、CDの力量の有無が問われている」と述べている。

さらに同大使は、「カットオフ条約に続く次の適切な多国間の方策を特定する努力を、CDが続けるべきであると、強く確信しています」と述べ、FMCTの先の核軍縮努力の必要性について言及した。しかし日本政府が何をイメージしてこの発言をしているのかについて、その後のCDでの日本の行動をみると明らかでない。

^{*} 34ページ参照。

^{*} 28ページ参照。
^{*} 30ページ参照。

^{*} 29ページ参照。

^{*} 日本政府は第2回NPT準備委員会の直後、5月10~11日にFMCT交渉でおきる技術的問題についての専門家によるセミナーをジュネーブで開催した。

^{*} 資料23(122ページ)に全文。
^{*} 資料22(121ページ)に全文。

7. 核兵器持ち込み密約

「非核三原則」が公式に表明されたのは、1967年12月11日、衆議院予算委で佐藤首相が「核は保有しない。製造もしない。持ち込ませない」と述べたことによってである。以後、この政策は“国是”とされる。佐藤氏は「核拡散防止に貢献した」功績により、1974年度ノーベル平和賞を受賞した。

それ以前も「重光・アチソン口頭了解」(1955年)や「岸・アイゼンハワー共同声明」(1957年)などにより、核持ち込みを拒否する日本側の姿勢は表明されていたが、にもかかわらず冷戦下の在日米軍基地では、数え切れないほどの“核持ち込み疑惑”が指摘されてきた^{*}。主なものだけあげても、「核積載可能な米艦艇は、すべて核兵器を装備しており、日本に寄港する際に核兵器をとり外すことはない」(ラロック証言)、「日本政府は核搭載艦船の寄港をOKしている」(ライシャワー証言)、「日本は核攻撃の出撃基地だった」(エルズバーグ証言)、「米艦船の寄港は事前協議の対象にしない」(マッカーサー証言)、「返還後の沖縄にも核持ち込みを認める」(若泉証言)などがある。また三沢、横須賀、岩国、佐世保、沖縄の米軍基地からも、核装備部隊の所在や核貯蔵施設の存在を示す疑惑追求がなされた。横須賀に向かう空母タイコンデロガから水爆搭載機が海中に転落した事故(1965年)も起きている。これら建前と実態の断層を読み解く鍵が、日米間に「核兵器持ち込み密約」があるとする推測だ。

密約の存在を必然的なものとする理由として、つぎの二点がある。

- ①日本政府が、一方で「非核三原則」を唱えながら、同時に「アメリカの核抑止力に依存する」両立しがたい立場をとり続けたこと。
- ②安保条約の「事前協議」を適用し「米側の核兵器持ち込み要請はいかなる場合もノー」としつつ、しかし米政府のNCND(核の所在を肯定も否定もしない)政策をチェックする実効措置を講じようとなかったこと。

“密約文書”的存在はいまだ公式確認されていないが、米側の発言から見て、1960年の安保改訂のさい、岸首相とアイゼンハワー大統領との間に「日本はNCND政策を尊重する」という秘密文書が交わされた疑いがつよい。沖縄返交渉で佐藤首相は、それを再確認したのだろう。つまり「核抜き本土並み」は見せかけだけであり、非核三原則も実質は“二原則”でしかなかったことになる。1991年9月、ブッシュ大統領が「すべての海洋戦術核の撤去」を発表したことにより、実態的な面で核持ち込みの可能性はなくなったといえるが、“密約”が取り消されないかぎり、アメリカの政策しだいで再配備があり得ると考えておかねばならない。

8. 日本国憲法と核兵器使用

1998年6月17日の参議院予算委員会において、政府は「核兵器の使用は合憲」との見解を示した。従来より自衛目的での核兵器の保有は合憲とする政府見解はあったが、使用に関して憲法解釈が示されたのはこれがはじめてである。答弁の前後で政府は、この見解は純粋な法律論であり、実際の政策は国是である非核三原則にのっとる旨をくり返し強調しているが、「核使用は合憲」と日本政府が公式に表明したことは、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見※に正面から挑戦するものであり、国内外に強い衝撃を与えた。

※ 31ページ参照。

以下、該当部分を引用する。

- 高野博師(公明):核兵器と憲法の関係についてお伺いします。(中略)憲法上核兵器を持つということが許されるのかどうか…。
- 佐藤謙・防衛庁防衛局長:…純粋な法律論からすれば、自衛のための必要最小限度を超えない…範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項(憲法第9条第2項)の禁ずるところではない、こういうふうに解しているところでございます。(中略)
- 高野:それでは、核兵器の使用について、憲法からいうとどういう解釈になりますか。(中略)
- 大森政輔・内閣法制局長官:…昭和53(1978)年3月31日の参議院予算委員会におきまして、当時の…真田内閣法制局長官から「核兵器の保有に関する憲法第9条の解釈について」という文書に基づく説明をしております。その要旨は…自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第9条2項によっても禁止されておらないということから、論理的な帰結として、要するに、右の範囲内にとどまる限りは核兵器であるからといって禁止されていないと。(中略)
- 高野:僕は、保有じゃなくて使用について聞いているんです。
- 大森:核の…保有との関係におきまして先ほど述べられました法理は、純法理上の問題としては使用との関係においても妥当するものであろう…と思います。(中略)
- 高野:…核保有に関する政府の解釈は、使用についても妥当するということである。使用もできるということでおろしいでしょうか。念のため確認します。
- 大森:先ほど引用いたしました昭和53年3月31日の当時の真田法制局長官の見解をベースといたしますならば、核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならば、それも可能であるということに論理的にはなろうかと思います。

9. 国連軍縮長崎会議

※ 30ページ参照。

「国連軍縮〇〇会議」と呼ばれる会議(〇〇には開催地名が入る)は、軍縮をめぐる国際世論の形成と軍縮交渉の促進に貢献することを願う政府関係者や研究者、ジャーナリストなどが個人の資格で参加し、それぞれの立場から自由に討議することを目的とするもので、国連総会やジュネーブ軍縮会議(CD)※など、政府代表で構成される通常の軍縮会議とは、組織も性格も異なる。ジュネーブ軍縮会議がしばしば「国連軍縮会議」と呼ばれるので、それと区別するため地名を入れて、「国連軍縮〇〇会議」と呼ばれるようになった。

同趣旨の軍縮会議は、もともと国連軍縮局が世界各地で開催してきたもので、1988年の第3回国連軍縮特別総会で日本政府が軍縮会議の日本開催を提唱し、翌89年の第1回京都会議以後、毎年日本で開催されている。これまでの開催地の内訳は、京都、広島各3回、長崎2回、仙台、札幌各1回となっている。

10回目の長崎会議は、「核兵器のない世界に向けて」をテーマに、98年11月24日から27日まで、被爆地・長崎市で開催された。会議には、政府関係者、軍縮専門家やジャーナリストなど世界24カ国から約100人が参加し、基調講演・全体会議を通して、核軍縮や廃絶に向けての活発な論議が交わされた。

今回の長崎会議は、同年5月にインドとパキスタンが相次いで核実験を強行したこと、核拡散の危機が現実となり、世界情勢が緊迫した中での開催となり注目を集めた。

テーマが核兵器問題に絞られたこと、すべての全体会議が市民へ公開されたこと、被爆者や若者との意見交換の場が持たれたことが今回の会議の特徴である。

※ 会議の報告書は長崎原爆資料館図書室、またはビーステボで閲覧できる。

また、日本での開催10周年という節目を迎えることや、被爆都市・長崎での開催であることを記念し、軍縮会議で初めて『長崎会議決議』が、参加者の総意によって採択されたことも、大きな成果であった。決議は、「核兵器のない世界に向けて前進するために国際社会の全ての構成国はさらに協力するよう奨励する。長崎を核兵器の惨禍に苦しんだ世界最後の被爆地とする決意を再確認する」と述べている。この会議で、核兵器のない21世紀へ向けて大きな一步を踏み出すことができたこと、次代を担う子どもたちのために、これからも被爆の実相を世界へ伝え、核兵器廃絶を求める国際世論を呼び起こす必要があること、が確認された※。

D. 非核自治体とNGO(非政府組織)

1. 中堅国家構想(MPI)

「中堅国家構想(Middle Powers Initiative)」は、1998年3月に設立されたNGOの名称である。このNGOは、核保有国政治リーダーたちに核兵器廃絶への交渉を促すために、軍縮問題で実績があり影響力のある「中堅国家」を動かすことを目的にして設立された。その活動は、セミナー、出版などの啓発活動、とりわけ各国の政府関係者や議員たちへの啓発活動が中心となる。カナダのダグラス・ロウチ上院議員(元軍縮大使)が議長をつとめ、国際運営委員会が運動をリードする。米国ケンブリッジの核戦争防止国際医師の会(IPPNW)本部に事務所を持つ*。

「中堅国家の連合を作る」というMPIの初期の目的は、1998年6月の新アジェンダ連合の誕生*によって、予期せずして達成された。(新アジェンダ連合の成立過程はMPIとはまったく無関係に進められていた。)MPIは核兵器禁止条約(NWC)を国家間交渉の議題にのせることを目的としているので、その意味では新アジェンダ連合の声明や決議はMPIがめざしているものよりは慎重な内容である。しかしMPIは、新アジェンダ連合にはNWC交渉へと国際政治を動かしていく萌芽があると考え、当面の方針として、新アジェンダ連合支持、とりわけ国連総会での新アジェンダ決議により多くの国が賛成をするよう働きかけることを最重要課題としている。

1998年の国連総会での新アジェンダ決議に対して、NATO(北大西洋条約機構)の非核保有国が棄権戦略に出て米国など核保有国側を外交的敗北に追い込んだ*が、この背景の一つには、MPIの活動がカナダ政府をはじめ各國政府の関係者に影響を与え、政府間の情報交換を促進する役割を果たした功績がある。

MPIは、日本政府に対しても働きかけを強めている。98年10月には、MPI国際運営委員の中心人物であるロバート・グリーン氏*が来日し、国会議員や外務省高官に積極的に面会して新アジェンダ連合への支持や、国連に新しい動きを作るために日本が果たすべき役割について述べた。99年8月にはダグラス・ロウチMPI議長が来日し、市民、ジャーナリスト、政治家に向けてMPIの構想と日本の役割について広く述べる機会をもつ。

* 共催団体には、核兵器に反対する国際法律家協会(IALANA)、地球的責任のための科学技術者国際ネットワーク(INES)、国際平和ピューロー(IPB)、核戦争防止国際医師の会、核時代平和財団(NAPE)、地球的行動のための議員連盟(PGA)、世界の現状フォーラム(SWF)、平和と自由のための国際女性連盟(WILPF)が参加している。
※ 27ページ参照。

※ 48ページ参照。

* 元英海軍中佐。新著「核兵器廃絶への新しい道」1999年、(高文研)の著者。

2. ハーグ平和アピール市民会議

3年におよぶ準備を経て1999年5月11日～15日、オランダのハーグにおいて「ハーグ平和アピール市民会議」が開催された。1899年5月に開催された初めてのハーグ万国平和会議の100周年を記念する今世紀最後の大平和会議であった。核兵器に反対する国際法律家協会(IALANA)、国際平和ピューロー(IPB)、核戦争防止国際医師の会(IPPNW)、世界連邦運動・世界政策研究所(WFM)の4国際組織が呼びかけ団体になるとともに調整委員会をつとめ、67団体が組織委員会を形成して会議が組織された。日本からは、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)、ピースボートが組織委員会に参加した。

会議は活気と創意の溢れる大きな成功をおさめた。会議後に事務局が発表した統計によると、100カ国以上の国から9,000人以上の活動家、政府代表、コミュニティー指導者が集まり、歴史上最大の平和会議となった。400以上の小会議が開催され、21世紀の平和の文化を生みだした。参加者の中には、ナン国連事務総長、バングラデシュのシェイク・ハシナ首相、ヨルダンのヌール女王、南アフリカのツツ大司教、ガーテマラのノーベル賞受賞者リゴベルタ・メンチュ・ツム、地雷禁止運動のノーベル賞受賞者ジョディ・ウイリアムスなど80人の政府や国際政府組織の代表、数百人の国際市民組織の代表が含まれた。ユニセフ、ユネスコ、ユニフェムの代表も参加した。ビルマのウン・サン・スー・チーが極秘裏に持ち出されたビデオ・テープで姿を見せメッセージを送った。1,500人の青年が参加し独自の課題を発表した。

会議は準備段階からテーマを四つのより糸に分類して討議を進めてきた。つまり、①軍縮と人間の安全保障、②国際人道法・人権法と制度、③武力紛争の防止、解決、平和転換、④戦争の根源と平和の文化、である。第4のより糸を除いて、すべて100年前の万国平和会議のテーマを現代にひきついだものである。

会議は「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」*と題する行動プランを採択した。ハーグ・アジェンダは「新しい外交」あるいは「民主外交」*と呼ばれる、冷戦後目覚ましい進展をとげた分野の生きた実例を創造しようとしている。これは、市民団体、政府、政府間組織が協力して問題の解決に当たろうというものであり、対人地雷禁止条約、国際刑事裁判所(ICC)設立条約*、核兵器の違法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見*などに、その成果を生みだしている。

ハーグ・アジェンダは新しいさまざまな運動を生みだしているが、なかでも「戦争防止地球行動」*の今後が注目される。

* 最終的に国連文書となり、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語になって国連ホームページ(<http://www.un.org>)に掲載されている。草案段階のものが「核兵器・核実験モニター」第92号に訳されている。

* New Diplomacyと Democratic Diplomacyの訳。
※ 33ページ参照。

※ 31ページ参照。

* Global Action to Prevent War の訳。Global Action International Network to Prevent War の頭文字をとってGAINと呼ばれる。

3. 東京フォーラムとNGO

※ 51ページ参照。

インド、パキスタンの核実験という衝撃に対する日本政府の反応が「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の発足^{*}という形で現れたとすれば、NGOの側も新しい要素を多く含んだ動きを始めた。

※ 資料26(129ページ)に全文および署名者一覧。

まず、東京フォーラム第1回会合に先だって、98年8月25日、高村外相宛に68人の世界の主要な核廃絶NGO活動家の連名による「国際レター」が提出された^{*}。内容は、東京フォーラムをきっかけにして日本政府は「核の傘」政策を見直せという要求を柱とするものであった。

続いて8月29日には、東京フォーラムに対して市民の提言を提出することを目的にした市民集会が東京で開催され、外務省の担当事務官がパネリストとして市民活動家や被爆者と同じテーブルにつき、はじめての対話が実現した。ここでは、「新アジェンダ連合」への参加を断った理由を問われた外務省事務官が「第一不使用政策は支持できない」、「非核兵器に対しても核攻撃の選択肢を考えている」など、米国政府も公式には明言しないような「本音」を語り、参加した市民に衝撃を与えた。

「国際レター」や市民集会の提言は、事務局を担う外務省を通じて東京フォーラム参加者に配布された。

この流れは広島、長崎に引き継がれ、98年12月12日には東京フォーラム第2回会合に向けた市民集会が広島で、99年3月13日には第3回会合に向けた市民集会が長崎で開催された。両集会とも、外務省および東京フォーラム主催団体の広島平和研究所からパネリストが出席した。提言もその都度まとめられ、フォーラム参加者に配布された。一連の流れの最終回となる市民集会が7月20日に東京で開催される。その集会には、東京フォーラム共同議長である明石康氏や阿部信泰軍備管理・科学審議官がパネリストとして参加する。

※ 27ページ参照。

※ 63ページ参照。
※ 60ページ参照。

こうした流れの中で特徴的なことは、①核軍縮政策について市民と日本政府の対話の扉が開いたこと、②日本のNGOが新アジェンダ連合^{*}やアボリション2000^{*}、中堅国家構想(MPI)^{*}といった国際的な核軍縮動向との連動を意識し始めたこと、③長い歴史をもつ反核諸団体の構成員から新しい若者のグループまで、さまざまな層からの参加によってこうしたとり組みがなされていること、などである。しかし東京フォーラムについての国際的認知はまだ低く、フォーラムがどのような報告を発表するか、そしてそれを政府やNGOがどう活用していくかとあわせて、今後の課題となる。

4. 核兵器廃絶ネットワーク「アボリション2000」

※ 29ページ参照。

※ 資料27(131ページ)に全文。

※ 資料28(132ページ)に全文。

※ 日本からは43団体が参加している。参加を希望する団体は、ビースデボまでご連絡ください(連絡先是裏表紙)。

※ 61ページ参照。

※ 3月1日は、1954年に米国が太平洋ビキニ環礁で水爆実験をおこない、第五福竜丸が被爆した記念日でもある。

※ 「アボリション・カレンダー」の日本語版はビースデボにある。

このネットワークは、1995年4月～5月に核不拡散条約(NPT)再検討延長会議^{*}のとき、世界からニューヨークに集まった非政府組織(NGO)の中から生まれた。NGOは、熱気あふれる議論を通して、いまこそ核兵器の廃絶(アボリション)をめざす世界的な反核運動を結成する時期であるという共通認識のもとに、11項目の目標を掲げた声明に合意した^{*}。同年11月、ネットワーク「アボリション2000」は、ニューヨークで採択された「声明」を基本文書としてオランダのハーグで正式に発足した。

97年1月には、フランス・ポリネシアのタヒチ・モオレアで第2回年会を開き、もうひとつ的基本文書となった「モオレア宣言」を採択した^{*}。この宣言は、「核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けている」という認識をのべて、これらの人々が「自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利」が保証されるべきことを述べている。

この二つの声明を支持する団体であれば、簡単な申し込み手続きをとることでアボリション2000のネットワークに参加できる。99年5月末現在で1,300を超える団体が参加している^{*}。

アボリション2000は毎年1回年会を開き、全世界の運動家が集まる。98年には、第2回NPT準備委員会と並行して5月1～2日にジュネーブで開催された。99年には、ハーグ平和アピール市民会議^{*}直後の5月15～17日に、オランダのハーグ市およびデルフト市で開催された。

99年年会で決まった主要なことからは、以下の通りである。①2000年4～5月のNPT再検討会議に対するとり組みを今後一年間の運動の柱と位置づけること、②2000年3月1～8日^{*}を「核兵器廃絶地球行動週間」とし、NPT再検討会議に向けた政策決定を各国政府がおこなうであろうこの時期に、全世界で多様な行動を一斉におこなうこと、③この期間以外にも核廃絶に関連するさまざまな記念日を「アボリション・カレンダー」^{*}としてまとめ、それぞれの国や組織の事情で可能なとり組みを連続させ、情報交換すること、④アボリション2000の声明を支持する団体をさらに増やしていくこと、などである。

これらの目的達成のため、今までよりも強いリーダーシップを發揮できるよう、7カ国9名からなる「アボリション2000調整委員会」が選出された。同時に、「調整委員会」と意見交換をしながら、それぞれの国や地域でアボリション2000のネットワークと活動の強化をはかるための数10人規模の「グローバル評議会」をおくことが決定された。

5. NPT準備委員会とNGO

1995年の核不拡散条約(NPT)再検討会議で、ジャヤンタ・ダナパラ総裁(現軍縮担当国連事務次長)が非政府組織(NGO)の功績に感謝する閉会の辞を述べた^{*}。これを受け1997年4月のニューヨークでの第1回準備委員会^{*}では、NGOに次のような地位が与えられた。すなわち、申請をしたNGOは、公開会議に出席し傍聴することができる。また、準備委員会の文書を入手したり、政府代表たちに自分たちの資料を配付することができる。また、全体会議の場で、NGOに半日(約3時間)の発言の機会が与えられた。

98年の第2回準備委員会(ジュネーブ)、99年の第3回準備委員会(ニューヨーク)でもほぼ同様な方法が踏襲された。第3回準備委員会では、NGOは以下の13のテーマについて発言した(99年5月11日)。

- (1)これまでのNPT順守と再検討過程の評価
- (2)NPTとの関連での米ロ関係の分析
- (3)NATO—核戦略見直し、第一不使用、対抗拡散先制攻撃
- (4)地域的拡散問題
- (5)包括的核実験禁止条約(CTBT)
- (6)研究所における核実験と核兵器開発
- (7)核エネルギー—より明らかになったこと
- (8)核時代における先住民の視点
- (9)核兵器—廃棄への道筋
- (10)核軍縮への多国間協定およびフォーラム
- (11)全般的かつ完全な軍縮
- (12)核兵器、倫理、道徳、法
- (13)まとめ

こうした公式の発言の時間以外は準備委員会は非公開で進められてきた。しかし、各国の代表と信頼関係を確立したNGOの関係者が、精力的にロビー活動を展開し、審議内容をインターネットやさまざまなメディアを通して世界に公開することにつなげている。とりわけ99年の第3回準備委員会の場では、中堅国家構想(MPI)^{*}のメンバーなどが真剣な取り組みをおこなった。逆にNGOの政策提言や声明が各国代表にも伝えられる。こうした政策レベルでの影響を与える関係は、日本の政府とNGOの間ではほとんど作られていない。双方にとって今後の大きな課題である。

* 「過去25年以上、非政府組織(NGO)はNPTのために貴重な貢献を行ってきた。—条約の目標にむかうさらなる前進を激励し、アイデアを出し、市民の立場から支持し、擁護してきた。私は彼らの献身に対して心からなる謝意を表したい。(中略) NGOとNPT加盟国との間の意志疎通のあり方は改善されるべきである。その目的を達成するために、NGOが書面や口頭で政府代表たちに1日か2日の意見表明を行う可能性に考慮が払われるべきであろう。それによつて、NPT準備委員会や再検討会議のあいだ、NGOと政府代表の間の意見交換を最大限に奨励することになるであろう。」

* 29ページ参照。

* 60ページ参照。

6. 各国の世論調査

* 63ページ参照。

※ 調査方法は次のとおり。
●米国:アボリション2000がレイク・シン・スネル社に委託。1997年3月27～30日に実施。抽出標本、1,006人。
●英国:非核自治体全国運営委員会がギャラップ機関に委託。1997年9月5日～10日に実施。抽出標本、1,008人。
●オーストラリア:オーストラリア平和委員会とオーストラリア基地反対キャンペーンがロイ・モーガン調査会社に委託。1998年11月11～12日に実施。標本は全州にわたる。
●カナダ:カナダ平和同盟がアンガス・リード・グループに委託。1998年2月26日に実施。抽出標本、成人1,502人。
●ドイツ:核戦争防止国際医師の会(IPPNW)の委託により、1998年6月2日に実施。抽出標本、1,005人。
●ノルウェー:ノルウェー反核医師の会が、専門機関「4-fakta」に委託。1998年7月に実施。抽出標本、成人1,009人。
●ベルギー:市民団体「マザー・アース」が専門調査機関「マーケット・リスボンス」に委託。1998年9月21日に実施。抽出標本1,015人。
●日本:日ロ同時調査の一環として朝日新聞社が1998年10月4～5日に実施。抽出標本、全国の有権者3,000人。
●ロシア:イタル・タス通信社と朝日新聞社がヴォクス・ボブリ世論調査サービス会社に委託。1998年9月下旬～10月にかけて実施。抽出標本、選挙権のある18歳以上の2,400人。

核兵器の全面廃棄を求める意見が核保有国や同盟国の市民の間で大勢を占めていることが、アボリション2000などに参加するNGOが専門機関に委託して実施した世論調査で明らかになった。

1997年3月、米国のNGOが核兵器に関する国民の意識を探ろうと専門会社に調査を依頼。これを参考にして英国、オーストラリア、ドイツなど6カ国のNGOも同じ試みを始めた。調査人数は米国を含め、いずれの国も1,000人前後である。調査結果の概要を下に掲げた^{*}。

核保有国が核兵器を保有し続けることや、日本など同盟国が核保有国の「核の傘」に頼ることについて、各 government は「国民の支持があること」を理由に掲げてきた。しかし今回の結果はこれを否定している。

米国(1997年3月)

- 核兵器廃棄に向けて米国は交渉を進めるべきか。
賛成87%、反対10%
- すべての核兵器を廃棄すべきだと思うか。
賛成77%、反対21%

英国(1997年9月)

- 核兵器廃棄に向けて英国は交渉を進めるべきか。
賛成87%、反対11%

オーストラリア(1998年11月)

- 核兵器廃棄に向けてオーストラリアは交渉を進めるべきか。
賛成92%、反対7%

カナダ(1998年2月)

- 核兵器廃棄に向けてカナダは交渉を進めるべきか。
賛成93%、反対6%
- 核兵器は世界を安全にするか、危険にするか。
危険75%、安全22%

ドイツ(1998年6月)

- 核保有国は核兵器を早急に廃棄すべきか。
賛成87%、反対9%

ノルウェー(1998年7月)

- 核兵器廃棄に向けてノルウェーは交渉を進めるべきか。
賛成92%、反対5%

ベルギー(1998年9月)

- 核兵器廃棄に向けてベルギーは交渉を進めるべきか。
賛成72%、反対10%

日本(1998年10月)

- 核保有国はどんな理由があろうと核兵器をなくすべきか。
なくすべきだ78%、仕方がない18%

ロシア(1998年9～10月)

- 核保有国はどんな理由があろうと核兵器をなくすべきか。
なくすべきだ61%、仕方がない31%

7. 米バーモント州草の根運動

バーモント州は米国東部ニューイングランドの古く小さな州である。バーモント州では草の根民主主義の伝統を受け継いだタウン・ミーティングの投票制度がある。それは、市民が提起した重要な政策問題に対して投票がおこなわれるもので、自治体行政に直接関係ない問題に対しても、法的拘束力や役人に政策変更の義務を生じない形で、市民の意見が表明できる制度である。この制度を利用して、市民運動「バーモント・キャンペーン」が、核兵器問題の投票を求めた。「米国フレンド・サービス委員会(AFSC)」「平和と自由のための国際女性連盟(WILPF)」の各支部などがキャンペーンを構成した。

1999年3月2日、タウン・ミーティングが州内の39自治体で行われたが、そのうち33自治体において「核兵器廃絶要求条項」が採択された。条項は、「米国を含めすべての核兵器保有国に、相互的で検証可能な方法で核兵器を早期に廃棄するためのタイム・テーブルをもり込んだ核兵器廃絶条約を早急に確立すること」を求めたものである。また、条項は「州の上院および下院が同様な決議をあげて、バーモント州選出国会議員にとどけ実行を求める」よう要請した*。

投票は全員一致で採択された自治体もあれば、圧倒的多数で採択された場合もある。州最大の市であるバーリントン市では75%にあたる7,000人以上が賛成し、州都モントプリアでは74%が賛成票を投じた。

タウン・ミーティングの要求に基づいて、3月23日、州上院で、また4月28日、州下院で同一の決議が採択された。決議の主文は、「核兵器廃絶へ早期のタイムテーブルを確立するような検証可能な条約のために、合衆国政府が全核兵器国と直ちに交渉を開始することを要請する。また、この決議の写しをバーモント州選出国会議員に送付するよう州官吏に命じる」という内容である*。

バーモント州の町集会投票は、19世紀半ばに、米国で初めて奴隸制度廃絶の決議をあげた伝統がある。今回のバーモントの運動を支えた組織の一つであるWILPFのメンバーは「今日の核兵器擁護論者は、核兵器は必要悪であり、もっとも効率的で、法に反するものではないと主張している。これはちょうど、19世紀の奴隸制度擁護論者が言っていたことと同じだ。また、擁護論者が最後まで強い抵抗を示したこと、現在の核擁護論者と似ている。しかし、奴隸制度は廃止された」と、投票の意味を語っている。

この投票を成功させた市民運動は、98年8月に「核兵器廃絶のためのバーモント・ウォーク」を組織し、モントプリアからスプリングフィールドの約150キロメートルを6日間で歩いたり、さまざまな集会を開いたりして運動を重ねた。

* 資料29(133ページ)に条項の全文。

* 資料29(133ページ)に州決議の全文。

8. 「アボリション2000」非核自治体宣言

「核兵器禁止条約(NWC)の即時交渉開始と2000年までの締結」という内容を支持する宣言や決議をあげている自治体は、1999年5月8日時点で226自治体を数えている。国別ではオーストラリア146、ニュージーランド31、米国26、英国14、カナダ7、ドイツ1、日本1となっている。日本は浦安市議会が同趣旨の決議を97年6月26日に採択した。米国ではバーモント州でNWCの即時交渉開始を求める決議が33自治体(州そのものを含めると34自治体)であげられた*が、ここでは数えなかった。

過去約1年間で34自治体の増加があった。ニュージーランド17、米国11が増加の多かった国であるが、市民団体のとり組みの強さによってこの傾向は決まっている。

この宣言や決議の背景には、核兵器廃絶のためのNGOの国際的ネットワーク「アボリション2000」*の活動がある。1997年1月タヒチで開催されたアボリション2000のモオレア会議では、核兵器保有国は核軍縮義務があるとした国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(1996年7月8日)*をふまえたモデル自治体宣言が提案された。その骨子は次の3項目であった。

- (1)自らを非核地帯として宣言し、非核地帯の世界全土への拡大を支援する。
- (2)すべての核兵器の警戒態勢を解除し*、すべての核弾頭を運搬手段からとり外し、そして核兵器国がこれらの兵器の無条件の第一不使用*に同意することを要求する。
- (3)すべての核兵器保有国に対し、すべての核兵器を来世紀の早い時期に禁止し廃棄する核兵器禁止条約の交渉の即時開始、そしてこれらの交渉の2000年までの締結を要求する。

日本では、この第3項が新しい自治体宣言の中心部分であると考えて「アボリション2000決議」としている。

モデル宣言文の提案に呼応して、自治体決議が世界の自治体に広がった。とくにオーストラリアで急速に広がった。米国のサンタバーバラ市の市議会決議は、決議文の写しを米上下院議員と大統領に送ることを命じた第4項を追加した以外は、モデル宣言文と同じなので資料として全訳を掲載した*。

2000年を翌年にひかえたいま、核兵器禁止条約の交渉を2000年内に締結するという決議内容は、現実的ではないという考えがあるであろう。その見解は、どのような条約を想定するかによっても変わってくる。バーモント州の決議のように、それぞれの市民団体が具体的な形を創造することが、しばらくの転換期には必要となる。

* 66ページ参照。

* 63ページ参照。

* 31ページ参照。

* 35ページ参照。

* 36ページ参照。

* 資料30(134ページ)。

9. 日本の非核宣言自治体

* 57ページ参照。

「非核三原則」*の堅持や核兵器廃絶の要求などの立場を宣言する内容をもった自治体宣言や議会決議をもっている自治体を、非核宣言自治体と呼んでいる。その成立の経緯は、議会決議を受けて自治体宣言が出されたり、自治体首長のイニシアチブで宣言が起草されたものを議会が承認したり、議会決議のみであったり、さまざまである。

日本における非核宣言自治体第一号は、1958年に非核宣言を行った愛知県半田市である。その後80年代に入るまでは、非核宣言自治体総数は比較的ゆるやかな増加を見せるにとどまった。

82年に70であった非核宣言自治体は、同年の第2回国連軍縮特別総会をきっかけとした80年代の反核運動の高まりの中で、89年には1,671に達した。年ごとの増加を見ると、毎年100から300の増加で、85年には533増加と群を抜いている。90年代に入ると毎年70前後の増加で推移してきた。フランス・中国の核実験が問題となった95年には128の増加、96年には32の増加と低迷したが、97年は95増加、インド・パキスタンの核実験のあった98年は80増加となっている。

98年7月15日現在、都道府県も含めた宣言自治体数は、全自治体数(3,306)の71.2%にあたる2,354となった。その内訳は、24府県、595市、21区、1,370町、344村である（「日本非核宣言自治体協議会」調べ*）。また、秋田、千葉、神奈川、山梨、長野、三重、奈良、滋賀、鳥取、広島、香川、沖縄の12県では、域内全自治体が非核宣言ないし決議をおこなっている。

非核宣言自治体のとり組みは、核実験が起きたときの抗議文の送付などのほか、市民への啓発活動、とりわけ被爆体験・戦争体験の継承のためのプログラムが中心となっている。また、最近の傾向としては、核・戦争問題に限らず、宣言のなかにある「青い空、みどり豊かなふるさとを守る」との観点からの公害・環境問題セミナー*や、「自由と人権を尊び、差別や貧困をなくすことも、すべて平和の問題」との観点から、国籍や民族による差別解消を目的としたふれあいセミナー*なども催されている*。

いっぽうで、国際平和問題を常時担当する部署が自治体の中にはない場合が多いためか、激しく変化する国際動向に対応した新しい企画がほとんど生まれていないこともまた事実である。

また、最近の動きとしては高知県その他に見られるように港湾の非核化を条例や宣言でめざすとり組みが各地で増えている*ことも見逃せない。

10. 高知県の非核港湾化の試み

* 57ページ参照。

高知県は、「非核三原則」*を徹底させ、港湾の非核化をめざす条例をめざしたが、外務省などの圧力により当面の挫折に追い込まれた。経過は次のようなものである。

1997年12月に高知県議会は、84年の同県の非核平和宣言を前提とする「港湾の非核平和利用に関する決議」*を採択した。これに基づき、橋本大二郎県知事は、核兵器を搭載した外国艦船の県港湾施設使用を規制することを趣旨とした県港湾施設管理条例の改正を計画した。

まず県は、条例改正にあたって、98年5月29日、外務省あてに、外国艦船の港湾使用に関する国内関連法と条例改正との間に矛盾はないかどうか照会した。これに対し外務省は、同年12月28日、高知県知事あてに条例改正は、権能を逸脱したものと回答してきた*。

外務省の回答の論点は、①外国軍艦の寄港については国際法上、国内法の執行はできず、米国軍艦については日米安保条約に基づいて出入りが認められている、②自治体が港湾管理者として、危険物取り扱い規制や施設使用規制の権限をもつとしても、外国軍艦の寄港への同意・不同意は別問題である、③自治体が寄港の同意・不同意への決定に関与することは自治体の権能の範囲を逸脱するものであり、認められないとした。

このやりとりを受けて県が99年2月23日に県議会各派に提案したのは次のような内容であった。まず、港湾施設管理条例に「非核三原則」の理念をうたう一文を追加する改正をおこなう*。そして付属する「事務処理要綱」で、外国艦船の寄港にあたっては、①まず県知事が外務省に対して当該艦船が核兵器を積んでいないことを証する文書の提出を要請し（当初、外国艦船に直接非核証明書を求める考えであったが、外務省とのやりとりを踏まえ軌道修正した。この点で「神戸方式」*と異なる）、②その結果に基づき県が港湾施設の使用決定をおこなう、というものである。

この案に対してもさまざまな圧力がかかったため、県は3月9日、さらに修正をおこない、①外務省からの非核証明は「文書等」による（注：必ずしも文書でなくてもよい）とし、②外務省からの回答結果は県民に公表するにとどめ、港湾施設の使用の決定を県がおこなうとの条項を削除した。この最終案*は、いわば非核三原則の順守についての県民への説明責任を外務省に求めた内容であり、もはや、「自治体の権能逸脱」といった国の批判は論拠を失った。

にもかかわらず、同条例改正案は3月11日、「継続審査」扱いとなり、実質廃案に追い込まれた。

* 資料24-1(123ページ)に全文。

* 資料24-2,3(123~124ページ)にやりとりの全文。

* 資料24-4(125ページ)に全文。

* 70ページ参照。

* 資料24-5(125ページ)に全文。

* 日本非核宣言自治体協議会(72ページ参照)は毎年、往復葉書きによるアンケートを実施している。自由意志にもとづくアンケートであるため、回答がない自治体のデータが欠落したり、時間をおいて回答があったときに、過去のデータの修正が必要になったり、さらには自治体の合併による変動があったり、複雑な要素がある。

* 例：「水俣・つくば展」、つくば市、98年12月。

* 例：「人権ネットワーク——ともに生きる社会をめざして」、伊丹市、97年11~12月。

* 資料32(137ページ)に主な事業例を整理した。

* 69,70ページ参照。

11. 非核港湾、各地の動き

1975年3月、神戸市議会は「核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否する」と決議した。この決議を担保するために導入されたのが「非核神戸方式」。すなわち神戸港に入港を希望する外国軍艦には「非核証明書」の提出が義務づけられ、証明書の提出が無い場合には、港湾管理者である市長は「入港許可」を発行しない、という「行政指導」である。

1975年以来、核保有国フランスの3隻およびインドの1隻を含め18隻の外国軍艦が入港した。1987年5月のチリ海軍の練習用帆船「エスマラルダ」までの17隻は、すべて事前に「非核証明書」を提出した。

1998年5月、カナダの軍艦「プロテクター」が非核証明書を提出せず入港した。11年ぶりの軍艦入港だった。おりしも「日米新ガイドライン」関連法案*が国会に提出された直後のことである。政府は非核神戸方式を「骨抜き」にしたいという意図あらわに、「非核国カナダの軍艦に非核証明書は必要ない」と主張。神戸市長は結局入港を拒否できなかった。

だが注目しなければならないのは、同艦が接岸したのが神戸市が管理する埠頭ではなく、国の直接管理下にある自衛隊専用埠頭であったという事実である。非核神戸方式は、市が管理する埠頭への「接岸」には港湾管理者である市長の「許可」が必要であるとした「神戸市港湾条例」の規定に支えられている。

一方、「入港」自体は港長である海上保安部と市長に対する「届け出」を出せばよい。カナダ艦は、市長の許可権限の及ばない自衛隊桟橋に接岸することによって、「非核神戸方式」を「破る」のではなく「迂回して」入港したのである。

1999年5月24日に成立した「周辺事態法」で有事における自治体の協力項目として港湾施設の使用が挙げられている。政府は「自治体が協力しないからといって制裁はしない」と言っている。このようなスタンスをとらなければならない一つの背景には、このような港湾管理者としての首長の大きな権限がある。戦前、港湾管理権は國のものだったが、戦後民主化の一環として自治体に移された。自治体の許可権限は、平和憲法と一体のものだ。

神戸のような非核港湾化の動きは今、少しずつ形を変えながら、全国に広がりつつある。高知県の条例化は困難に直面した*が、知事はタオルを投げていない。室蘭や苫小牧でも神戸方式導入を志向した運動が始まっている。98年3月26日、沖縄県石垣市議会は、75年の神戸市議会決議とほぼ同じ趣旨の「石垣市平和港湾宣言決議」を採択した。3月市議会に提案され、「継続審議」となった函館市非核平和市民条例案には、「非核」と並んで「市の施設の平和目的使用」が明記されている。

* 「周辺事態法」など、米軍に対する自衛隊や自治体・民間の後方での支援や協力を定めた一連の法律。

* 69ページ参照。

12. 世界平和連帯都市市長会議

広島市と長崎市が主宰する「世界平和連帯都市市長会議」は、インドとパキスタンが核実験をおこなうことに対し、1998年6月2日、平岡敬広島市長が市長会議の会長名でインド、パキスタンの加盟7都市に両政府が核兵器による力の政策を捨て、両国が信頼関係を醸成するため、核兵器廃絶へ市民の先頭に立って努力するよう要請する親書を送った。

そして、1999年5月に開催されたハーグ平和アピール市民会議*では、国際ピースメッセンジャー都市協会と共に、「平和と人権のための地方自治体の役割」をテーマとしたワークショップを開催した。議長役の秋葉忠利広島市長は、コソボ紛争に関連して「非戦闘員の保護を原則に、都市が連携し、都市を爆撃から守るために非核・非武装地域にしよう」と訴えた。

世界平和連帯都市市長会議は、1982年の第2回国連軍縮特別総会において荒木武広島市長が世界の都市に広島と連帯することを呼びかけたことに始まる。翌年の1月、荒木市長と本島等長崎市長は連名で「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を発表し、核戦争防止のために賛同を呼びかけた。当初、世界23カ国、72都市であったが、今は、世界100カ国・地域、456自治体が加盟している。会長は広島市長、副会長は長崎市長と世界7都市の市長が就いている。事務局は財団法人・広島平和文化センターに置かれている。なお、規約に明記されているわけではないが、広島・長崎を除いて国内自治体は、加盟対象となっていない。

市長会議は核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起することが目的とされているが、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の解消、難民問題、人権問題の解決、環境保護などにも取り組んでいる。

活動としては、各都市が市民に原爆被爆の実態を伝え、平和意識の醸成を図るように、加盟都市に原爆関係資料を寄贈し、原爆展の開催に協力している。1998年にはインドのムンバイ市とニューデリー市で「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を開催し、大きな反響を呼んでいる。

また、広島・長崎が原爆に被爆した8月6日と9日を前後して4年に一度、加盟都市と国内の参加自治体による世界平和連帯都市市長会議が開催される。1997年は、世界33カ国、117都市の代表が参加し、「平和・公正・自由—世界の調和を目指して」をテーマに第4回会議を開催した。8月9日に世界大戦の世纪であった20世紀から、21世紀を「平和の世紀」とするためのヒロシマ・ナガサキアピールを採択している。

13. 日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会は1984年に結成され、今年1999年は16年目を迎える。この協議会には、1998年12月1日現在、2,354の非核宣言自治体のうち294の自治体が加盟している（昨年より宣言自治体数80、加盟自治体数5の増となった）。

会則には、「この協議会は、非人道的な核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする」とうたっており、毎年8月5日には、非核宣言自治体全国大会と並行して広島で年次総会を開催している。

全国大会では、自治体からの報告や情報交換が行われ、講師による特別講演があり、大会決議が採択されている。98年は「破局9分前の世界で」をテーマに、国際基督教大学教授の最上敏樹氏が講演を行った。また、この大会では5月にインドとパキスタンが核実験を強行したことから、「私たちは、ここに核戦争が、いつ起こるか予想のつかない身近な恐怖であることを、あらためて認識せざるを得ない厳しい現実に直面した。しかしながら、この厳しい現実に決して屈してはならない。なぜなら、『対人地雷全面禁止条約』が、NGO（非政府組織）といった草の根的平和運動の成果であることを知っているからである。私たちは、この条約成立経過と同様に、核兵器廃絶による人類にとって真の恒久平和の実現を、この全国大会のような草の根的平和運動によって、達成させて行く為の努力を粘り強く続けていく」との内容の決議が全会一致で採択している。

この決議文は、98年10月23日付けで、それぞれ、英語、フランス語、中国語、ロシア語に翻訳し、会長名の書簡を添えて各国の元首に宛てて送付（インド、パキスタンは英語で送付）された。送付先は、核保有国5カ国のすべて及びインドとパキスタンの在日大使であった。それに日本政府（内閣総理大臣あて）と国際連合（国連事務総長あて）にも送られた。

協議会は、インド・パキスタンの核実験に抗議文を送るとともに、98年6月5日には、両大使館に直接の抗議に訪れた。また、米国やロシアの未臨界核実験に對して、その都度、両国政府に抗議の手紙を出している。

また、本冊子の昨年版「核軍縮と非核自治体・1998」は、98年に同協議会の加盟全自治体に配布された。1999年5月時点の会長は、喜屋武馨・北中城村村長（沖縄県）、事務局は藤沢市市長室秘書課・国際・平和担当が行っている。*

* 連絡先：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1
藤沢市役所 市長室秘書課国際・平和担当

TEL 0466-25-1111 内線2140～2
FAX 0466-24-5927

第3章

提案—市民と自治体のために

提案一市民と自治体のために

●1999～2000年を特別の年に

21世紀を目前にして、「核兵器のない21世紀」を実現するために、非核宣言自治体に課せられている責任は大きい。今世紀が生みだした人類最大の負の遺産を清算するための方法について、人類は今世紀中に合意点を見出すべきである。そのために努力を傾ける必要性を、日本の市民と非核宣言自治体はまず自覚したい。そして、1999～2000年を核兵器廃絶への特別の年にすることを提案する。

(1)新しい事業への挑戦

この期間に、これまでよりも一歩前進したとり組みを開始しよう。それぞれの自治体によって、政治状況やこれまでのとり組みの歴史に違いがある。準備のないことに、一足とびにとり組むことはできない。段階に見合った新しいとり組みに挑戦することを提案する。

(2)国際的に発信しよう

この期間に非核宣言自治体がとり組むすべての事業を、国際的に発信しよう。国をこえて各国の自治体同士が学びあうことが多い。自治体のおかれている状況は国によってことなるが、それでも多くのヒントがある。とりわけ日本の自治体からの発信の意味は大きい。日本国内では広島、長崎の自治体が被爆地として特別の意味をもっているが、国際的にみたとき、日本の自治体すべてが被爆国の自治体としての立場と役割をもっている。

(3)市民活動を基礎にしよう

活発な非核宣言自治体は、活発な市民活動ぬきには考えられない。とくに専門的な知識や技量の蓄積と継承のために、コアとなる非政府組織(NGO)や市民グループの助成と協力が大切である。海外のユニークな自治体活動(本期には米バーモント州の草の根活動が光った*)を知り、学ぶために、これらのコア市民グループと自治体との協力が欠かせない。(※66ページ参照)

●緊急提案—「新アジェンダ連合」政府への激励の手紙

いま、核兵器廃絶の国際政治を牽引する大きな役割を果たしているのは、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国で構成するいわゆる「新アジェンダ連合」(27ページ参照)である。これらの国は核兵器保有の大國の圧力に曝されている。非核宣言自治体やその議会から激励の手紙を受けることは、彼らの活動を支援し強めるのに大きな力となる。新アジェンダ連合の声明(資料4)を援用して、以下のような雛形の手紙を送ることを提案する。

「○○国外務大臣閣下。

20世紀から21世紀への転換期にあるいま、日本の非核宣言自治体の一つである○○市(議

会)は、核兵器廃絶の見通しが一日も早く得られることを望んでいます。貴国らが、声明「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」において、「国際社会は、核兵器の維持が限らない将来にわたって正当であると見なされるような見通しをもって、3000年期に突入してはならない」と述べ、迅速な核兵器の廃棄を要求していることを歓迎し、支持するものです。

貴国ら新アジェンダ連合が、核兵器の早期廃絶のために、国際社会においてますます積極的な役割を果たされんことを、私たちは心から期待します。」

「新アジェンダ連合」各国の郵送先は以下の通りである。

- ◆ ブラジル連邦共和国外務大臣閣下
ブラジル大使館気付
〒107-0061 港区北青山2-11-12
- ◆ エジプト・アラブ共和国外務大臣閣下
エジプト大使館気付
〒153-0042 目黒区青葉台1-5-4
- ◆ アイルランド国外務大臣閣下
アイルランド大使館気付
〒102-0083 千代田区麹町2-10-7
- ◆ メキシコ合衆国外務大臣閣下
メキシコ大使館
〒100-0014 千代田区永田町2-15-1
- ◆ ニュージーランド国外務大臣閣下
ニュージーランド大使館
〒150-0045 渋谷区神山町20-40
- ◆ 南アフリカ共和国外務大臣閣下
南アフリカ大使館
〒102-0093 千代田区平河町2-7-9 全共連ビル
- ◆ スウェーデン王国外務大臣閣下
スウェーデン大使館
〒106-0032 港区六本木1-10-3-100

手紙が出された場合、平和資料協同組合にコピーを送っていただきたい。国際的にそれを知らせる役割を果たしたい。

●具体的なことがら

資料32(137ページ)に、日本の非核自治体がこれまでとり組んださまざまな活動が整理されている。それは、自治体がとり組むことのできる活動についてのヒントとなる。また、98年版で提案した多くの事項は、現在もなお有意義なものである。以下には、それらを含めて、さまざまレベルの具体的な提案やヒントを掲げる。

(1) 東京フォーラム勧告への反応

1999年7月25日に出されようとしている「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書(51ページ参照)は、日本の非核宣言自治体にとっても大きな意味をもっている。報告書の勧告内容に大きな関心を払

い、積極的に活用して核軍縮を推進する一助とすることを提案する。内容が明らかではない現段階では、具体的な内容に触れた提案をすることはできないが、積極的な部分への支持と、不十分な部分への要求の両方が必要である。

(2) 被爆体験の継承

被爆地への市民の派遣活動や、原爆パネル展など被爆体験を継承する活動は、すでに多くの自治体がとり組んでいる。これは、被爆者の老齢化が進むなかでさらに強調されるべき課題である。次のような点に留意したい。

①被爆地へのツアーについては、事前の学習会をもつ。

②被爆地へのツアーについては、参加者のなかから翌年の世話を人となる市民を生み出す。

③インド、パキスタンなどの市民を招待して、日本の自治体市民とともに被爆地へのツアーを組織する。

④海外の姉妹都市との共同事業とする。海外の姉妹都市が非核宣言都市である場合、とりわけ有効な事業となる。(たとえば、被爆地へのツアーを姉妹都市からの参加をうる共催行事にしたり、姉妹都市において原爆展を開催する。)被爆体験を海外に伝える仕事は、広島、長崎だけの仕事ではない。

(3) 担当職員の研修—2000年NPT再検討会議の活用

①核不拡散条約(NPT)の2000年再検討会議(2000年4月24日～5月19日)の公開部分を傍聴するために職員を派遣する。とくに、政府代表に対してNGOが意見発表するセッションの傍聴が有益である。また、並行して開かれる国際的NGOの行事に参加させる。通訳の問題があるが、市民からボランティア通訳を募つて市民参加の形で行うのも一法である。一自治体だけではなくて、地域自治体の共同のとり組みとともに財政負担を軽減するのに有効である。

②毎年5月に非核自治体担当職員の合同研修会を開催する。地域ブロックでとり組むこともできるし、全国的にとり組むこともできる。平和資料協同組合ではその立案や実行に協力することができる。

(4) 日本政府、各国外政府への抗議、要請、陳情、激励

インド、パキスタンの核実験や、米国やロシアの未臨界核実験が行われたときに、圧倒的な数の自治体から直接に関係国に抗議や要請がとどくことは大きな意味がある。この種の活動はますます強化されるべきである。

①多くの場合、早く反応することが、より効果がある。そのために、NGOと自治体との協力関係を作つておくことが有用である。

②抗議に傾きがちであるが、核兵器廃絶にいい働きをした政府を国際的に激励することも大切である。前述した新アジェンダ連合への激励は、その具体例である。

③毎年10月～12月にかけて、国連総会において核軍縮のための諸決議が討議・採決される。今年からは、新アジェンダ連合が提案する決議にとくに注目したい。まず第一委員会での投票があり(11月半ば)、次に総会での投票がある(12月上旬)。この頃に、担当者が警戒態勢をとる習慣が必要である。このことを通じて担当者の知識も増加する。

④自治体が行ったこれらの活動は、広報で市民に知らせて、啓発活動の一助にする。

(5) 「アボリション2000」を支持する決議

「2000年までに核兵器禁止条約(NWC)の締結を求める」と主なる内容とする決議が世界的に広がりつつあることをキーワードにおいても紹介した。日本では、まだ1つの自治体が決議しているにすぎない。世界に連動する運動として、日本でも広く決議を広げてゆく必要がある。内容については、2000年が間近いことを考慮した工夫が必要になっている(67ページ参照)。

(6) その他の活動

①世論調査

昨年版に英国の非核自治体が、核軍縮について市民対象の科学的世論調査を行った例を紹介した。その後も各国で市民団体が同様なり組みをおこなっている(65ページ参照)。市民が安全に暮らすためにどのような意識をもっているかを知ることは、自治体の仕事にふさわしい。調査結果が、世論形成の力となる。信頼度の高い調査会社に委託して行けばよい。

日本の場合、米国の「核の傘」や「東北アジア非核地帯」に関する設問が考えられる。

②核兵器廃絶のコア・市民グループの育成

核兵器を廃絶することが、世界的な事業になりつつあるときに、日本で持続的にこの問題にとり組んでいる市民が余りにも少ないので驚くほどである。国内を見ているだけでは関心を持続させることができなくなることが、主要な理由と考えられる。非核自治体が、持続した市民の関心を喚起するために、まずコア・市民グループを育成することが課題となる。そのためには、さきに述べた職員の場合と同様に、市民が海外の活動状況を学ぶ機会をつくるのが有効である。

(7) 制度についての提案

自治体が単独あるいは共同で、核問題の知識のある専門スタッフ(常勤あるいは非常勤の嘱託)を持つことができれば、これまで述べた諸活動の前進に、きわめて大きな役割を果たすにちがいない。パートタイマー、あるいはNGOとの契約によって専任スタッフに置き換えるという選択もあるだろう。情報の収集と配布、諸連絡が主たる仕事になる。

非核平和課、平和記念館、(財)平和文化センターなどの専門スタッフを拡充する方法もある。

資料

(翻訳は『核兵器・核実験モニター』による。)

資料1 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見・抜粋

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方針で答える。(13票対1票)

- A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
- B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
- C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)
- D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)
- E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)
- F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

資料2 キャンベラ委員会報告書・要旨

核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書・要旨

1996年8月14日

キャンベラ委員会は、核兵器とその及ぼす脅威を世界から除去するため、即時の断固とした努力が必要であると信じている。核兵器の破壊力は強大である。そのいかなる使用も破滅的である。

核兵器を永久に保持しつつ、偶発的にも決定によつても、それを使用しないことが可能であるという議論は信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。

二極対決の終焉で核の破滅の危機が去ったわけではない。ある意味では、偶発的、あるいは誤算による使用の危険が増加している。核兵器保有国における政治的動搖や国家権威の低下は、核兵器や兵器材料の安全な取り扱いや管理を保証している現制度を無能にし、惨事の確率を増加させかねない。核兵器能力がそれほどには進んでいない他の諸国や国に準じた集団、あるいは将来このような能力を保持したいと望んでいる国や集団も、同様の運命に見舞われる可能性がある。

永らく核兵器は、戦場で個別の目標を捕捉するには、余りにも破壊力が強く、無差別すぎると思われてきた。核兵器の破壊力が極めて強大であるため、相手の核兵器使用を抑止できると信じる以外に、同等な軍備をもつた相手に対する軍事的有効性は何も存在しない。核兵器を保有することによっては、これまでさまざまな地域で、大国が直接、間接に関与してきた戦争を防止することはできなかった。これらの大国が屈辱的な後退を余儀なくされたときですら、核兵器の使用は適さないと思われた。

どの核保有国も、化学兵器や生物兵器の使用に対抗して、核兵器を使用することを国策として公言したり、公言しようとしてはいない。このような懸念に対する解決は、不穏な開発の早期発見にとくに重点を置いた。化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約の強力で効果的な実施やその普遍的な加盟にかかっている。いかなる違反に対する対応も多国間でなされるべきである。

したがって、核兵器に対して残る唯一の軍事的効用は、他国の使用を抑止することにある。この効用は核兵器が継続して存在することを意味する。核兵器がなくなれば、この効用も完全に消滅する。

新しい行動環境

核兵器には独特的な安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家だけが核兵器を保有している。このような状態は極めて差別的であり、したがって不安定であり、永続しないであろう。いかなる国家による核兵器の保有も、絶えずそれ以外の国の保有欲を駆り立てる。

1960年代に、核保有国が何十にも増える可能性を察して、世界はこれに嫌悪し反対した。その結果が、こうした兵器のない世界の実現を約束した、1968年の核不拡散条約(NPT)であった。NPTやその他の核不拡散体制の全体的な成功は満足すべきものであるが、それはかちとるのが困難な成功であったし、成功の保証もなかった。水平的拡散再開の見通しは現実のものとなっている。

核兵器の拡散は国際社会が直面している最も緊急の安全保障の課題の一つである。国際的核不拡散体制の影響にかかわらず、いくつかの国が核兵器をひそかに開発する努力をしてきたし、なかには現在もひそかに開発努力を継続しているという困惑すべき現実がある。核兵器や核物質をテロ集団が入手する可能性は、国際社会に対する脅威を増大させている。

冷戦の終焉は、核兵器を廃棄しようとする国際的行動の新しい環境、新しいチャンスを生み出

した。これは即刻追求しなければならない。さもないとこの機会は失われる。

核兵器の廃棄はすべての国を含めた全世界的な努力でなければならない。このためのプロセスは、どの段階においても、さらなる核軍縮がいかなる国に対しても安全保障上の脅威とは感じられないよう保証するものでなければならない。このためには、核兵器の廃棄は、検証を伴った一連の削減で行われる必要がある。その削減は、各段階で、核兵器廃棄への次の動きが安全かつ確実に行われると各国が満足できるようなものでなければならない。

ただちにとるべき手段

最初に要求されるのは、五つの核保有国が、核兵器の廃棄への決意を明確に表明し、その達成のために必要とされる実務的な手順や交渉についての作業を、ただちに開始するのに同意することである。この決意は最高の政治レベルでなされなければならない。非核保有国は核保有国の決意を支持し、その実施のための国際的な協力行動に加わるべきである。この決意は、討議の性格、戦争計画の重点、近代化計画の時期、さらにはその必要性まで、ただちに変更されることになるであろう。これは、核兵器の使用とさらなる拡散という二重の危険に満ちた世界を無期限に管理するというパラダイムから、核兵器廃棄というパラダイムへと、核兵器のパラダイムを転換させるであろう。この決意についての交渉は、実施の第一段階が1997年に行われることをめざして、ただちに開始されるべきである。

核保有国が核兵器のない世界実現への決意には、一連の実際的で現実的、かつ相互に強化しあえる段階的手順を伴うべきである。このような手順には即刻実行できるものが数多くある。これによって核戦争の危機が大幅に削減され、すべての国、特に核保有国の安全保障が促進されるであろう。その実施によって、安全保障態勢の中での核兵器の役割を、いっそう軽減しようとする核保有国の意図が、明確に確認されることになるであろう。勧告する手順は次のとおりである：

- 核戦力の臨戦態勢解除
- 運搬手段から核弾頭のとり外し
- 非戦略的核兵器の配備の停止
- 核実験の中止

●米国とロシアのさらなる保有核兵器削減交渉開始

- 核保有国相互の核兵器第一使用の放棄の約束と、非核保有国に対する核兵器使用禁止の約束

核兵器保有国は、すべての核戦力を臨戦態勢から外すべきで、これによって偶発的あるいは正当に指令されない核兵器発射の機会が劇的に減少できる。まず最初に、核保有国が独自に臨戦態勢の緩和を行うことができるであろう。

運搬手段から核弾頭を物理的に隔離することは、核戦力の臨戦態勢解除で達成された成果を大幅に強化するであろう。この措置は、公知の時間枠、あるいは合意された時間枠内でのみ、核戦力を臨戦態勢に復元できるという限度まで、実施することが可能である。

核保有国は一方的措置として、すべての非戦略的核兵器を配備地点から撤去し、各国領土にある限定された数の安全な貯蔵施設まで移動すべきである。

包括的核実験禁止条約(CTBT)が全世界的に適用されるまで、すべての国はこの条約が核実験に関して規定しているとおり、実験の凍結をただちに行うべきである。

米国とロシアは、冷戦中に蓄積された核兵器の削減で、ひき続いて指導性を發揮すべきである。その目的は、信頼できる手段でそれが検証されたときには、核兵器を廃棄しようとする決意を明確に反映しているとすべての核兵器国が考えるような核戦力レベルにまで削減することでなければならない。

核保有国は、相互に第一使用をせず、あるいは第一使用の威嚇を行わず、また非核保有国とのいかなる紛争に際しても核兵器を使用せず、使用の威嚇をしないとに同意し、公言すべきである。このような合意は、できるだけ早急に実行すべきである。

強化段階

ただちにとるべき行動として勧告した段階の実施によって達成される決意、実績、善意の堅固な基盤の上に、次のような段階を築くことができるであろう。

- 水平的拡散防止の行動
- 核兵器のない世界実現のための検証体制の開発
- 核爆発を目的とした核分裂物質の生産中止

核拡散の問題は、ごく少数の国家による継続した核兵器保有と複雑に関連している。拡散が管理されている世界環境は、軍縮の過程や最終的な核廃棄への動きを促進することもあるだろう、その逆もありうる。廃棄過程でのいかなる新しい核保有国の出現も、核兵器廃止の過程を深刻に脅かしかねない。民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な拡散防止の管理を保証し、不拡散の義務をすべての国が受け入れるよう努力する行動が必要である。

核兵器のない世界の達成と維持には効果的な検証が欠かせない。検証体制によって兵器、兵器部品、兵器生産手段、あるいは未申告の核分裂物質を秘密裡に持ち続けたり新たに入手して、軍縮過程を騙そうとするいかなる企てもただちに探知できるという高度の信頼性を、各国は核兵器廃棄に同意する前に要求するであろう。正式な法的取り決めは、それに対応する検証についての法的制度を伴うものでなければならない。核兵器後の世界で安全保障を維持するため、各国の核活動の継続した平和的、非爆発利用に対しては、検証システムが高度の保証を与えるものでなければならない。検証システムから得られる保証のレベルで充分かどうかはについては、政治的判断が必要であろう。完全に確実な検証システムはありえないでの、現存のすべての兵器管理や軍縮の協定には、こうした性格の政治的判断が求められてきた。

核兵器のない世界実現のための核拡散防止の体制で重要な点は、場所が公表されていてもいなくても、非公然の核活動が探知できるような極めて高度な能力であろう。核兵器保有国、非公表の保有国、さらには事実上の保有国における核活動へと保障措置を段階的に拡大するとしても、最終的にはすべての国に保障措置が普遍的に適用されることが必要であろう。核弾頭が解体され破壊されていることや、その核分裂物質は兵器に再使用する不可能であることを最大限の信頼性をもって保証する保障措置のもとにおかれていることを明らかにするような検証システムが必要である。

核兵器を廃棄しようとする政治的決意には、効果的な検証など核軍縮のために必要な資源を喜んで提供しようとする意欲が伴わなければならない。各国は、違反が探知されればただちに行動が起こされることに信頼を抱けなければならない。その意味で、安全保障理事会は、それに与えられている具体的委任権限にしたがい、また国連憲章に則って、理事会に持ち込まれる可能性のある核軍縮義務違反に対して、どのように対処するかをひき続き考慮しなければならない。これによって、憲章にもられた集団的安全保障体制がこの分野で効果的に作動することを実証できるであろう。

さらなる米ロ戦略兵器削減条約(START)や核に対する信頼醸成措置によって、全世界的な核兵器削減交渉を受け入れる国際環境を作り上げるべきである。米国とロシアは、核軍縮の過程に英国、フランス、中国を参加させるプロセスを開始できるであろう。早期にとるべきさらなる手段は、米国とロシアが、STARTの検証、兵器解体や解体兵器の核分裂物質の検証と管理などに関する情報や知識を分かち合うことによって、核保有国の削減の検証のための基盤を整えてやることであろう。核に関する信頼醸成についての米国とロシアの経験は、他の核保有国やそれらの国が関係して作られた新しい措置にも波及させうるであろう。

将来の環境

中心的な軍縮の過程とともに、核軍縮と拡散防止に向かっての環境構築のために、すべての国、特に核保有国によって支援された活動が必要になってくるであろう。

核兵器廃棄を追求するためには、弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM)の正当性を、全面的に擁護することが極めて重要になるであろう。

非核兵器地帯は、核兵器のない世界を有効に推進し、支持できる構造の一部である。非核兵器地帯が、それぞれの地域の安全保障に関する懸念に対応できるよう、特定の機構を備えて全世界に広がれば、核兵器のない世界へ移行するための段階的な体系化が可能になる。

国家的行動のレベルにおいて、各国は、さまざまな条約の下で、それぞれの国の規制や管理の下に置かれていて高度の慎重さが要求される核物質、装置、技術などを、これらを誤用する恐れのあるものの手に渡さないことを保証する基本的な義務を負っている。

キャンベラ委員会は、核兵器の威嚇あるいは使用に関する法的正当性についての勧告的意見を求める国連総会の要請に対する、1996年7月の国際司法裁判所の回答に満足して注目した。厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務があるとした裁判所の見解は、まさに委員会が実施を望んでいる義務である。

委員会は、核兵器廃棄の精密な時間枠を設定することの利点を慎重に考慮したが、あえてそれを行わなかった。しかしながら、このことは委員会が、弾頭解体施設数が限られているといった、現状の制限からくる期限の延長を認めていることを意味するものではない。こうした制限は、政治的決定や解体促進のために必要な財源の配分によって解決されるであろう。さらに、その他の制限要因は、廃棄を達成する最終段階で必要となる検証制度に、必要な信頼性を確立することであるかも知れない。こうした関連から、キャンベラ委員会は、できる限り早急に、最終的廃棄という究極的目的達成に向かって、このプロセスを推進する目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要であると現在も確信している。

資料3 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」

核兵器廃絶に向けての行動計画 1996年8月8日、ジュネーブ軍縮会議に提出

はじめに

核軍縮のために有効な諸措置を講ずること、および核戦争の脅威を消滅させることに対して、国際社会は最高の優先順位を与えてきた。冷戦後の時代の到来は、国連憲章が掲げる不易(ふえき)の理念に基づく新たな国際的安全保障システムを樹立する上で、またない機会をもたらしている。核兵器の永続的な保有を合理化する試みはすべて放棄する必要がある。安全保障という角度から見た核兵器の役割が不当とされ、現行の核戦略の教義が廃棄されない限り、核軍備競争再開の脅威と核兵器による脅迫の激化は限りなく続くであろう。

それゆえ、国際関係に見られる現在の好ましい状況が、すべての核兵器を消滅させるという目標を、単なる修辞上の目標から生きた現実に転換するために活用されるよう保証することが、私たちの義務なのである。そしてそのためには、核兵器の完全な消滅をめざす一歩一歩の具体的措置が何であるかを明らかにし、協議を進め、実施を達成する活発で多角的な努力を必要とする。

1996年7月8日付けで発表された核兵器の威嚇または使用についての国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の特有の性格、とくにその破壊能力、すなわち空前の人間的苦痛をもたらす能力と今後数世代にわたって被害をひき起こす能力のために、これらの兵器は潜在的に破局を招きうるものとなっているとの認識を確立した。裁判所の意見によれば、「核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも限定することができない。これらの兵器はすべての文明と、地球上の全生態系を破壊できる潜在的可能性を持っている」のである。

国際司法裁判所は、核兵器による威嚇や核兵器の使用は、一般的には武力紛争に適用できる国際法の諸規定、とくに人道法の原理と規定に背反するであろうと結論した上で、厳格で効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が、すべての国に存在する、と述べている。

1996年3月28日に軍縮会議(CD)の全体会議に提出された宣言で述べているように、21カ国グ

ループ(G21)は、国際社会が最高の優先順位を与えている核軍縮についてのCDでの協議を一貫して求め続けてきた。たとえば1996年3月14日には、21カ国グループがCDに対し、会議が核軍縮に関する特別委員会を設置し、国連総会決議50/70Pで要望されているように、「明確な時間的枠組みの中で核兵器を究極的に廃棄するための段階的計画について協議を開始する」決定(CD/1388)を採択するよう提案したことが想い起こされるであろう。

特別委員会で実施されるべきこの計画は、その作業の基礎として次のような諸段階と諸措置を含むのではないかと考えられる。各段階の諸措置のリストは例示的なものであって網羅的なものではなく、挙げられている順序も必ずしも優先順位を反映しているものではない。とはいっても、核軍縮をめざすどのような計画であろうと、講すべき諸措置やたどるべき諸段階はすべて互いに密接に結びついていることは理解していかなければならない。

行動計画

第一期(1996-2000)

A. 核の脅威の軽減をめざす諸措置

- *下記の条約についての交渉の即時かつ同時進行の開始とその早急の締結
 - 核兵器の使用や使用の威嚇に対して非核兵器諸国の安全を保障する、多国間交渉に基づく法的拘束力のある取り決め
 - 核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する国際条約
 - 核兵器を廃棄する条約
 - 核兵器用分裂物質の生産を禁止する条約

*下記の事項についての合意による核兵器の質的改良の停止

- すべての核兵器実験の中止とすべての核兵器実験場の閉鎖
- 核兵器の研究・開発の禁止を含め、現在の核兵器システムの改良をめざしての新技術の使用を防止する措置

*トラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバ、および東南アジア条約の完全な履行と、当該地域の諸国との間で自由な意志により到達したとり決めに基づくさらなる非核兵器地帯の創設

*核兵器および核兵器用物質の保有量の申告

B. 核軍縮の諸措置

- *核兵器システムの作戦即応態勢の解除
- *ABM(弾道ミサイル迎撃)条約堅持
- *大気圏外兵器システムの実験の一時停止と禁止
- *START II条約の批准と実行
- *核兵器保有量のさらなる削減(START III)に関する交渉の開始と締結
- *核兵器諸国が軍用から平和利用に移行させた核分裂物質をIAEA(国際原子力機関)の保障措置下に置くこと
- *すべての核兵器国による、核弾頭の生産禁止を含む、さらなる核軍縮交渉
- *西暦2000年から2010年までの十年を「核軍縮の十年」と宣言するよう国連総会に勧告すること

第二期(2000-2010)

核保有量を削減し、各国相互間の信頼を増進するための諸措置

- *核兵器を廃棄する条約の発効と、その順守を確保するための、次のような諸措置を含む单一の整った多国間の包括的検証システムの確立
 - 運搬手段からの核弾頭の分離

- 国際管理の下にある安全な貯蔵所での核弾頭の保管とそれらの核弾頭からの特定核物質の除去、および
- 核分裂物質と運搬手段を含む核兵器材料の平和目的への転用
 - *国際的協賛の下での、核分裂物質、核弾頭、および運搬手段を含む各国の核兵器保有目録の作成
 - *核弾頭の運搬を目的とするミサイルの漸進的で均衡のとれた制限
 - *西暦2010年から2020年までの十年を「核兵器の全面的廃棄の十年」と宣言するよう国連総会に勧告

第三期(2010-2020)

「核兵器のない世界」の定着

- *全地球的な協調的安全保障システムの基本原則と機構の採択
- *すべての核兵器を廃棄する条約と、次のような措置を新たに講ずることによるその検証体制の完全な実施
- 核兵器の製造にもっぱら使われてきたすべての施設の平和目的への転換
- 核施設に対する保障措置の普遍的な基準に基づく適用、および
- すべての核兵器の廃棄

資料4 新アジェンダ連合・声明

核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性 1998年6月9日

- われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用的威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験によりますます深刻になってきている。
- われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」
- われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。
- 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃棄することを明確に誓約しようしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。
- 国際連合加盟国の大半は、核兵器および他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の方的拘束力を持つ

た約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていることについて、われわれは深く憂慮している。

- これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこない、かつ完結させる義務が存在するのである。
- 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。
- 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしながら、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。
- これとの関係で、われわれは、STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を、ともに歓迎する。それは、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体・破壊という目的にとって適切な二国間機構であり、やがてはすべての核兵器国を含む多国間の機構になるものと考える。
- 保有核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発するには、時間が必要とされるだろう。しかし、核兵器国が即座にとることができ、またるべきである多数の実践的措置がある。われわれは、それらの国に、核兵器の警戒態勢の解除や不活性化に着手することによって、現在の一触即発態勢を中止するよう要求する。またそれらの国は、配備基地から非戦略核兵器を撤去すべきである。そのような措置は、継続的な軍縮努力を利するような諸条件をつくり、不注意による、あるいは偶発的、あるいは認可をえないミサイル発射を防止する助けとなるだろう。
- 核軍縮の過程が進展するために、三つの核兵器能力国は、明確にかつ緊急に、それぞれの核兵器の開発・配備の追求を中止し、核軍縮に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎まなければならない。われわれは、それらの国およびすべての未加盟国に対して、NPTに加盟し、加盟に伴って必要とされる措置をとるよう要求する。われわれは、同様に、包括的核実験禁止条約(CTBT)に、即座にかつ無条件に、署名・批准することを、それらの国に要求する。
- 核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂物質の製造を、国際的に禁止すること(カットオフ)は、核兵器の完全な廃棄に向かう過程をさらに下支えするものである。1995年にNPTの締約国によって合意されたように、そのような条約に関する交渉が即座に開始されるべきである。
- 軍縮の措置のみでは、核兵器のない世界を実現することはできない。核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ核分裂物質およびその他の核兵器の部品に対する管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならない。新しい核兵器国や、核兵器を製造あるいは入手しうるような状態にある非国家主体が登場すれば、核廃棄の過程は深刻な危機にさらされる。
- 完全な保有核兵器の廃棄に至るまでのあいだ、そのほかの措置もとらなければならない。核兵器国があいだで相互に第一使用(先制使用)をしない約束や、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇を行わない、いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力を持った

- 制度が発展せられるべきである。
15. 南極条約も含め、非核地帯をもうける諸条約、すなわち、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリングダバ条約の締結により、核兵器は、地域全体から着実に排除されてきた。そのような非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、さらに追求し、拡大し、設定してゆくことは、核兵器のない世界という目的に向けて、大きく貢献することになるだろう。
 16. これらの措置はすべて、不可欠の要素であり、核兵器国自身によって、あるいは、核兵器国と非核兵器国とが協力して、並行的に追求することが可能であるし、またそうすべきものである。することによって、核兵器のない世界にいたる道筋が示されるであろう。
 17. 核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要だろう。
 18. われわれに關していくれば、これまで述べたような目的を追求するのにいかなる努力も惜しまない。われわれは、共同して、核兵器のない世界という目標を成就する決意である。核兵器後の時代への断固として迅速な準備を、いま始めなければならない。われわれは固くそう信じる。

資料5 第53回国連総会における新アジェンダ決議

核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性(決議53/77Y)

1998年12月4日採択

総会は、

(前文)

1. 核兵器の存在によって課された人類の存続そのものの脅威に警告され、
2. 核兵器が無期限に保有されるという展望を憂慮し、
3. 核兵器能力をもちながら核不拡散条約(NPT)に加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢をひき続き保持していることを憂慮し、
4. 核兵器を保有しつつ、偶発的にも決定によってそれを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠くものであり、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると信じ、
5. 核兵器国が、自国の核兵器を廃棄するという誓約を、迅速かつ完全に履行してこなかったことを憂慮し、
6. 核兵器能力をもちながらNPTに加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢を放棄していないこともまた憂慮し、
7. 大多数の国が、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて法的拘束力のある約束をおこなったこと、そして、このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという、核兵器国の方的拘束力のある約束を背景として、なされたものであることに留意し、
8. 1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所(ICJ)の全員一致の結論、すなわち、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこない、かつ完結させる義務が存在することを想起し、
9. 限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であるとみなされるような見通しを持って、国際社会は三千年期に突入してはならないことを強調し、現在の岐路が、核兵器を永久に禁止し廃絶することに着手するまたとない機会を提供していると確信し、

10. 核兵器の完全な廃棄のためには、もっともたくさんの核兵器を保有する核兵器国が最初に措置をとることが必要であると認識し、また、より少ない核兵器を保有する核兵器国が、近い将来において切れ目のない形でこれらの国々につながってゆかなければならぬことを強調し、
11. STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を歓迎し、またそれが、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体および破壊という目的をもった、すべての核兵器国を含む多国間の機構として発展する可能性を示していること歓迎し、
12. 保有核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発する前に、核兵器国が即座にとることができ、またるべきである多数の実践的措置があると信じ、これに関連して、最近の一方的な措置およびその他の措置に注目し、
13. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダ(議事次第)の第一項の下で、専門コーディネーターの報告書(CD/1299)とそこに含まれている委任権限に基づいて、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約を交渉するための特別委員会の設置に関する合意が最近得られたことを歓迎し、また、このような条約は、核兵器の完全な廃棄に至る過程をさらに下支えするものでなければならないと考え、
14. 核兵器の完全な廃棄が達成されるためには、核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ、核兵器あるいはその他の核爆発装置用のすべての核分裂物質に対する国際的管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならないことを強調し、
15. 現在ある非核地帯諸条約の重要性、およびそれら諸条約の関連議定書の署名と批准の重要性を強調し、
16. 1998年6月9日の共同外相宣言に注目し、またそれが、二国間、数国間、多国間のレベルにおいて、相互に補強し合う一連の措置を並行して追求することを通じて、核兵器のない世界を達成するための新しい国際的アジェンダを要求していることに注目し、

(主文)

1. 核兵器国に対して、それぞれ自国の核兵器を迅速かつ完全に廃棄するという明確な誓約を示し、また、遅滞なく、核兵器の廃棄に通じる交渉を誠実に追求し締結に至らしめ、それによって、NPT第6条の下での義務を履行することを要求し、
2. 合衆国とロシア連邦に対して、これ以上の遅滞なくSTART IIを発効せしめ、即座に続いて、START IIIについて、早期締結の見通しをもって交渉を続けることを要求し、
3. 核兵器国に対して、核兵器の完全な廃棄に通ずる過程に、五つの核兵器国すべてが切れ目なく統合されてゆくために必要な措置をとることを要求し、
4. 核兵器国に対して、非戦略核兵器への依存度を弱めること、および、包括的な核軍縮のとりくみの中の重要な一部分として、非戦略核兵器の廃棄の交渉を行うことを、強く追求することを要求し、
5. 核兵器国に対して、暫定的措置として、自国の核兵器の警戒態勢を解除し、また、運搬手段から核弾頭をとり外すことに着手することを要求し、
6. 核兵器国に対して、戦略的安定性を高めるための措置など、さらなる暫定的措置について調査し、それに従って、戦略ドクトリンを再検討することを要請し、
7. 核兵器能力をもちながらNPTにいまだ加盟していない三カ国に対して、明確にかつ緊急に、すべての核兵器の開発や配備の追求を転換し、地域および国際の平和と安全や、核軍縮と核兵器の拡散防止に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎むことを要求し、
8. いまだそうしていないすべての国に対して、NPTに無条件にかつ遅滞なく加盟し、また、条約加盟に伴って必要とされるすべての措置をとることを要求し、
9. いまだそうしていないすべての国に対して、国際原子力機関(IAEA)と全面的保障措置協

- 定を締結し、また、1997年5月15日のIAEA理事会で承認された模範議定書に基づいて、それら保障措置協定の追加議定書を締結することを要求し、
10. いまだそうしていないすべての国に対して、包括的核実験禁止条約(CTBT)に無条件にかつ遅滞なく署名および批准し、また、条約が発効するまでの間、核実験の一時停止を行うことを要求し、
 11. いまだそうしていないすべての国に対して、核物質防護条約に加盟し、また、それをさらに強化すべく務めることを要求し、
 12. CDに対して、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダの第一項の下で、専門コーディネーターの報告書(CD/1299)とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、核不拡散および核軍縮という二つの目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の交渉を追求し、遅滞なく交渉を締結させることを要求し、また、その条約が発効するまでの間、(すべての)国に対して、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産の一時停止を行ふことを要請し、
 13. CDに対して、核軍縮をとり扱う適切な補助的組織を設立すること、また、そのために、適切な手段およびとりくみ方についての集中的協議を、遅滞なく決定に達するという見通しをもって、優先的事項として追求することを要求し、
 14. 核軍縮および核不拡散に関する国際会議は、他の場でとりくまれている努力を効果的に補完することになり、核兵器のない世界のための新しいアジェンダの整備を促進しうると考え、
 15. 1995年のNPT再検討延長会議で採択された諸決定と決議的重要性を想起し、「条約の再検討過程の強化」を完全に履行することの重要性を強調し、
 16. 核兵器のない世界を維持するためには、検証体制の開発が必要となることを確認し、IAEAに対して、関連の他の国際機関や国際組織とともに、そのような制度の構成要素について探求することを求め、
 17. 核兵器の使用および使用の威嚇がおこなわれないということを、NPTの締約国である非核兵器国に実効的に保証するよう、国際的に法的拘束力のある条約の締結を要求し、
 18. 非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、自由にとり結ばれた協定に基づき、追求し、拡大し、設立することは、核兵器のない世界という目的に向けて大きく貢献することを強調し、
 19. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された条約や、相互に補強し合う一組の条約体系による下支えが必要であることを確認し、
 20. 事務総長に対して、現にある手段の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求め、
 21. 第54総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

共同提案国リスト：ベニン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フィジー、グアテマラ、アイルランド、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パナマ、ペルー、サモア、ソロモン諸島、南アフリカ、スワジランド、スウェーデン、タイ、トーゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、ザンビア（注：当初8カ国「新アジェンダ連合」の一員として共同提案国に参加していたスロベニアは、米国などの圧力で撤退した。）

資料6 第53回国連総会におけるマレーシア決議

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ（決議53/77W） 1998年12月4日採択

総会は、

1994年12月15の総会決議49/75K、1996年12月10日の総会決議51/45Mおよび1997年12月9日の総会決議52/380を想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結果をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防御は、核兵器を完全に除去し、核兵器が再び生産されないと確認することであることを認識し、

核軍備競争の早期の停止と核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳肅なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・延長会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための体系的で前進的な努力を断固として追求するという目的を想起し、

また、1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起するとともに、その条約の調印国および批准国の数が増加していることに満足の意を表明し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、パンコク条約、およびペリンダバ条約によって、徐々に全南半球これらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっと多く保有している国家（複数）が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して保有核兵器の意味のある削減を加速させることを要求し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の多国間軍縮交渉の場としてのジュネーブ軍縮会議（CD）の中心的な役割を再確認するとともに、CDの1998年会期中に軍縮の分野、なかんずく核軍縮の分野における進展速度が緩慢であったことを遺憾とし、

CDが、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器の威嚇または使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」を想起し、

決議52/380の実行に関して加盟国によってとられた努力や措置についての事務総長の報告（1998年8月5日付け文書A/53/208）に留意し、

1. 「厳格かつ効果的な国際管理の下においてすべての侧面での核軍縮に導く交渉を誠実におこない、完結させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する。

2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約（NWC）」の早期締結につながるさまざまな分野の多国間の核軍縮交渉を1999年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。

- 3.本決議の実現や核軍縮についてとり組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第54回国連総会に報告することを要請する。
- 4.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第54回総会の暫定議題に入れることを決定する。

資料7 第53回国連総会本会議での投票結果

新アジェンダ決議、マレーシア決議、日本決議についての投票結果

1998年12月4日

- ◆新アジェンダ決議案 y:114 n:18 a:38欠:7
- ◆マレーシア決議案 y:123 n:25 a:25 欠:4
- ◆日本決議案 y:160 n:0 a:11 欠:6

全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた。

y=賛成
n=反対
a=棄権
—=欠席

国名	(新アジェンダ決議案) マレーシア決議案 日本決議案	コモロ	y y y	コンゴ	y y y	ハンガリー	n n y	モンゴル	y y y	シエラレオネ	y y y
アフガニスタン	y y y	コモロ	y y y	コンゴ	y y y	アイスランド	a a y	モロッコ	y y y	シンガポール	y y y
アルバニア	a n y	コスタリカ	y y y	コスタリカ	y y y	インド	n y a	モザンビーク	y y y	スロバキア	n n y
アルジェリア	a y a	コートジボアール	y y y	コートジボアール	y y y	インドネシア	y y y	ミャンマー	a y a	スロベニア	a n y
アンドラ	a n y	クロアチア	a a y	クロアチア	a a y	イラン	y y a	ナミビア	y —	ソロモン諸島	y y y
アンゴラ	y y y	キューバ	y y a	キューバ	y y a	イラク		ネパール	y y y	ソマリア	
アンティグア・バーブーダ	y y y	キプロス	y a y	キプロス	y a y	アイルランド	y y y	オランダ	a n y	南アフリカ	y y y
アルゼンチン	a y y	チェコ	n n y	チェコ	n n y	イスラエル	n n a	ニュージーランド	y y y	スペイン	a n y
アルメニア	a a y	オーストラリア	a a y	オーストラリア	a a y	イタリア	a n y	ニカラグア	y y y	スリランカ	y y y
オーストリア	a a y	コンゴ民主主義共和国	— y a	コンゴ民主主義共和国	— y y	ジャマイカ	y y y	ニジエール	y y y	スーダン	y y y
アゼルバイジャン	y a y	デンマーク	a a y	デンマーク	a a y	日本	a a y	ナイジエリア	y y y	スリナム	y y y
バハマ	y y y	ジブチ	y y y	ジブチ	y y y	ヨルダン	y y y	ノルウェー	a a y	スワジランド	y y y
バーレーン	y y y	ドミニカ	— —	ドミニカ	— —	カザフスタン	a a y	オマーン	y y y	スウェーデン	y y y
バングラデシュ	y y y	ドミニカ共和国	y y y	ドミニカ共和国	y y y	ケニア	y y y	パキスタン	n y a	シリア	y y y
バルバドス	y y y	エクアドル	y y y	エクアドル	y y y	クウェート	y y y	パラオ	— —	タジキスタン	a a y
ペラルーシ	y a y	エジプト	y y y	エジプト	y y y	キルギス	a a y	パナマ	y y y	タイ	y y y
ベルギー	a n y	エルサルバドル	y y y	エルサルバドル	y y y	ラオス	y y y	パプアニューギニア	y y y	旧ユーゴ・マケドニア	a a —
ベリーズ	y y y	赤道ギニア	y y y	赤道ギニア	y y y	ラトビア	n a y	バラグアイ	y y y	トーゴ	y y y
ベニン	y y y	エリトリア	y y y	エリトリア	y y y	レバノン	y y y	ペルー	y y y	トリニダードトバゴ	y y y
ブータン	a y a	エストニア	n a y	エストニア	n a y	レソト	y y y	フィリピン	y y y	チュニジア	y y y
ボリビア	y y y	エチオピア	y y y	エチオピア	y y y	リベリア		ポーランド	n n y	トルコ	n n y
ボスニア・ヘルツェゴビナ		フィジー	y y y	フィジー	y y y	リビア	y y —	ポルトガル	a n y	トルクメニスタン	— a y
ボツワナ	y y y	フィンランド	a a y	フィンランド	a a y	リヒテンシュタイン	y a y	カタール	y y y	ウガンダ	y y y
ブラジル	y y y	フランス	n n y	フランス	n n y	リトアニア	n a y	韓国	a a y	ウクライナ	a y y
ブルネイ	y y y	ガボン	y y y	ガボン	y y y	ルクセンブルグ	a n y	モルドバ	a a y	アラブ首長国連邦	y y y
ブルガリア	n n y	ガンビア	y y y	ガンビア	y y y	マダガスカル	y y y	ルーマニア	n n y	連合王国	n n y
ブルキナファソ	y y y	グルジア	a a y	グルジア	a a y	マラウイ	y y y	ロシア	n n y	タンザニア	y y y
ブルンジ	y y y	ドイツ	a n y	ドイツ	a n y	マレーシア	y y y	ルワンダ	y y y	アメリカ合衆国	n n y
カンボジア		ガーナ	y y y	ガーナ	y y y	モルディブ	y y y	セントクリストファー・ネビス	y y y	ウルグアイ	y y y
カメルーン	y y y	ギリシャ	a n y	ギリシャ	a n y	マリ	y y y	セントルシア	y y y	ウズベキスタン	a a —
カナダ	a n y	グレナダ	y y y	グレナダ	y y y	マルタ	y y y	セントビンセント・グレナディーン	y y y	バヌアツ	y y y
カーボベルデ	y y y	グアテマラ	y y y	グアテマラ	y y y	マーシャル諸島	a y y	サモア	y y y	ベネズエラ	y y y
中央アフリカ	y y y	ギニア	y y y	ギニア	y y y	モーリタニア	y y y	サンマリノ	y y y	ベトナム	y y y
チャド	y y y	ギニアビサウ	y y y	ギニアビサウ	y y y	モーリシャス	a y a	サントメ・プリンシペ	y y y	イエメン	y y y
チリ	y y y	ガイアナ	y y y	ガイアナ	y y y	メキシコ	y y y	サウジアラビア	y y y	ユゴスラビア	y y y
中華人民共和国	a y y	ハイチ	y y y	ハイチ	y y y	ミクロネシア	a — y	セネガル	y y y	ザンビア	y y y
コロンビア	y y a	ホンジュラス	a y y	ホンジュラス	a y y	モナコ	n n y	セーシェル	— y y	ジンバブエ	y y y

資料8 包括的核実験禁止条約(CTBT)発効に必要な44カ国と批准状況

1999年6月1日現在

「未」は、署名はしたが批准していない国。
「未署名」は署名していない国。

	批准年月日		批准年月日
アルジェリア	未	イタリア	99.2.1
アルゼンチン	98.12.4	日本	97.7.8
オーストラリア	98.7.9	メキシコ	未
オーストリア	98.3.13	オランダ	99.3.23
バングラデシュ	未	朝鮮民主主義人民共和国	未署名
ベルギー	未	ノルウェー	未
ブラジル	98.7.24	パキスタン	未署名
ブルガリア	未	ペルー	97.11.12
カナダ	98.12.18	ポーランド	99.5.25
チリ	未	韓国	未
中国	未	ルーマニア	未
コロンビア	未	ロシア	未
コンゴ民主主義共和国	未	スロバキア	98.3.3
エジプト	未	南アフリカ	99.3.30
フィンランド	99.1.15	スペイン	98.7.31
フランス	98.4.6	スウェーデン	98.12.2
ドイツ	98.8.20	スイス	未
ハンガリー	未	トルコ	未
インド	未署名	ウクライナ	未
インドネシア	未	英國	98.4.6
イラン	未	アメリカ合衆国	未
イスラエル	未	ベトナム	未

資料9 インド原子力省と国防研究開発機関との共同声明と一問一答

1998年5月17日 ニューデリー

1998年5月11～13日にポカラン実験場で行った五つの核装置の実験は、原子力省(DAE)と国防研究開発機関(DRDO)との多年のパイオニア・ワークの成果である。

DAEは原子力科学技術の各分野にわたって先駆的な研究開発を進めてきた。発電用原子炉、燃料再処理工場、および燃料サイクルにかかわる他の諸活動について設計し、建設する包括的な自力の能力を発展させた。DAEはまた研究炉の開発と建設を行い、工業と農業における原子力平和利用を強力に推進してきた。バーバー原子力研究センター(BARC)はわが国における多様な専門分野にまたがる大規模な研究機関の一つであり、広範な領域で新しい技術システムをつくり出す能力を有する。今回の五つの核実験に用いられた核分裂性物質は完全に国産であり、DAEの諸組織が有する技術に基づいて自力で生産された。

DRDOは軍の新型兵器システムの研究開発に従事する大きな機関の一つであり、一連の防衛技術の最前線に位置している。DRDOは、技術を生産部門に移転する部局と協同して、防衛システムの設計開発および実証にかかわる多数のプロジェクトを有する。爆発物と爆発関連技術、およびシステム工学とシステム統合に関するDRDOの経験と専門知識こそが、今回実験された五つの装置の重要な部分をなしている。

種々の核爆発物——例えば核分裂、ブーストつき核分裂、熱核、および低イールド(イールド=発生エネルギー量)——の設計と開発は、BARCの25年を超える研究開発によってなされた。BARCはまた、部品の保存可能期間の長期化や、イールド対重量比の最適化など、新しい構造を作りだした。また核分裂性物質を適切な形に仕上げることもBARCによって行われた。1974年5月の平和目的の核爆発(訳注:インドは当時からその主張している)は、核装置に対するインドの能力を早い時期に、かつ成功裡に実験して見せたものである。

DRDO所属の研究所の一つは、確証済み設計の兵器化を担当した。すなわち新型起爆装置の設計と試験と製造、頑丈な高電圧点火システム、インターフェース工学、システム工学、軍事用仕様に適するシステム統合などである。他の三つの研究所が、空気力学、発火装置、信管、安全インターロック、試験飛行などで貢献した。またDRDOは一連の試験を行い、必要な操作上の余裕を達成した。さらにDRDOは、DAEとともに核実験を実施するための現地工事を担当した。

DRDOとDAEは、インドが核の脅威を消去する能力をもつという国家的使命のもとに、それぞれの技術力を効果的に効率よく調整し力を合わせてきた。

5月11日の三つの核実験は、約12キロトンのイールドをもつ核分裂装置、約43キロトンの熱核装置、およびキロトン未満の装置を用いたものであった。これらの装置はすべて同時に爆発された。5月11日の熱核装置のイールドに関しては、爆発の閉じ込めの問題や、近くのいくつかの村の建物や構造物への被害を最小限に止めることから決められた、厳しい規準に合うように計画されたことを指摘しておきたい。

5月13日に、さらに二つのキロトン未満の核実験が行われた。これらもまた同時に爆発された。それぞれのイールドは0.2から0.6キロトンの範囲内にある。

5月11日の核実験は、13日と同様、完全に閉じ込められ、大気中への放射能の放出はなかった。

これら装置のイールドの測定値は事前の設計値と一致した。DAEが開発した複雑なソフトウェアを用いて装置の設計とイールドの予測がなされた。

5月11～13日の核実験によって、いろいろな使用目的と運搬手段に合わせて、さまざまなイールドをもつ核兵器を設計できるわれわれの能力を確認する上での貴重なデータが取得できた。今回の核実験によって、新しい設計をコンピュータによってシミュレートする能力が大いに高められたらし、将来必要とあれば、未臨界実験の段階に進むこともできる。

DAEとDRDOとは、今回の作業を見事に支援したインド陸軍とインド空軍に対して感謝したい。

またDAEとDRDOとが核の脅威に対抗する能力を有することに信頼を寄せてきた現政府と、これまでの政府に対しても感謝する。

記者会見一問一答

出席者:

R.チダムバラム博士(インド原子力委員長、原子力省長官)/A.P.J.アプダル・カラム博士(ラクシャ・マントリ科学顧問、国防研究開発機関長官)/アニル・カコドウカール博士(バーバー原子力研究センター所長)/K.サンタナム博士(国防研究開発機関技術担当代表顧問)

◆熱核装置はどのくらい水爆に近いものか? 引き金の核分裂に使われた物質は何か?

チダムバラム 水爆とはその俗称である。水爆には核分裂による引き金があり、それと別に適切に配置する必要のある熱核反応物質がある。したがってそれは2段階からなる装置である。第2段がイールド(発生エネルギー量)の大部分を占める。その値はきわめて大きなものにできるが、われわれの場合は、まわりの住民に及ぶ恐れのある被害の点からイールドを制限せざるをえなかった。使用した物質名はいえない。

◆戦略指揮システムをもっているか?

カラム 指揮の意味を説明してほしい。われわれは協同して作業している。協同作業の頂点に兵器化がある。指揮・管制システムに関していえば、現在いくつかの形式をもっており、それに向かって進みつつある。

◆インドは核兵器をもっているか?

カラム 首相はインドは核兵器国であると言った。核不拡散条約(NPT)第9条を参照していただきたい。

◆シャクティ・1は熱核兵器ではなくブーストつき核分裂装置だと聞いているが?

チダムバラム 先にいったように、熱核兵器は2段階、つまり核分裂の引き金と第2段からできている。この装置は2段階でできている、熱核兵器だった。

◆あなた方はいつ核実験を実施するよう告げられたか?

カラム 30日前である。

◆インドはいまや、未臨界実験、流体核実験、流体力学実験、そしてコンピュータによるシミュレーションに向かって進みつつあるのか? それにはアメリカの国立点火施設のものと同様のレーザー核融合技術も含まれるか?

チダムバラム イールドは臨界超過の程度による。超過が大きいほどイールドが大きい。 $k < 1$ ならば臨界未満である。われわれはアメリカの慣性閉じ込め核融合計画のことは知っている。それはペレットにレーザー・ビームを当ててある種の現象をシミュレートする。われわれは、われわれのしたことを行ったまでである。

(ニューヨーク・タイムズ、J.ブーンズ):

◆インドは運搬可能な兵器体系を現にもっているか?

カラム DRDOとDAEの共同プレス・リリースを引用しよう。これは国家的使命である。首相はインドは核兵器国であるといった。

◆インドはさらに地下核実験をする必要があるか? それとも今回の一連の実験で目的を達したか?

チダムバラム 5月13日のプレスへの声明を読んでよろしいか。計画した一連の地下核実験は完了した。

◆パキスタンの核爆発はあるか?

カラム この記者会見に来る時点ではわれわれは知らない。われわれがやったのはインドの安全保障のためである。

◆核兵器であって、ブーストつき核分裂でないことは確かか?

チダムバラム すでにいったように、熱核兵器は2段階になっていて、核分裂の引き金と第2段で

きている。ブーストつき核分裂装置は水爆ではない。水爆は二つの部分からできていなければならぬ。

◆インドは原子力計画を平和利用と軍事利用に分離し、DRDOは軍事部門を担当すると聞いています。また、平和利用の原子炉を保障措置(訳注:国際原子力機関)のもとにおくつもりか?

カラム あなたのいわれることがわからない。われわれは協力して存在し、協力して運営している。たがいに他の仕事をひき継ぐ必要はない。

チダムバラム その通り。

◆経済制裁はBARCやDRDOにも影響するか?

カラム 技術面でわれわれは長年制裁を受けてきた。スーパーコンピュータの導入を拒否されたときにもわれわれは前進して自前のものを作った。宇宙開発計画でも、極低温エンジンを拒否されたときも前進して自前で作り、来年には出来上がるはずである。誰もわれわれを技術的に困らせるることはできない。挑戦することによってわれわれは力を発揮する。

チダムバラム つけ加えていえば、二十数年間われわれは技術管理の体制に直面してきた。そのことで仕事は遅れはしたかもしれないが、自己依存を増大させた。現在のインドの原子力計画はほとんど100%が国産である。

◆坑道の深さはどれほどか?

チダムバラム それはいえない。

◆一番近い村はどのくらい離れていたか?

チダムバラム 5km少しであってケトライ村である。爆発のイールドはそこから決められた。

カラム 水爆の規準はその村の位置に基づいて決められた。

◆そうすると、もっと大きな規模の実験もできたのか?

チダムバラム その通り。

◆インドはいま核兵器技術のどのあたりにいるのか?

カラム 5月11日の三つの核実験、つまり水爆と核分裂装置とキロトン未満装置、およびその後の二つのキロトン未満装置によって、われわれの核兵器技術は自分を信頼できる段階に達したことにはっきりと立証された。要求があれば、それを行うことになる。

◆同時爆発を行った理由は何か?

チダムバラム 二つの装置、すなわち熱核装置と核分裂装置とは1km離れていた。一方の爆発によって他方が被害を受けないようにする必要があり、衝撃波は何ミリ秒かで伝わる。それゆえ同時に爆発させた。それは比較的簡単なことで、一つのボタンで三つの装置を爆発させた。われわれは地震測定を行い、加速度計のデータもとった。

◆水爆のエネルギーのうちどのくらいが熱核反応によるものか? 実験および兵器化のコストは?

カラム コストについてはそれほどの巨額ではない。関係省庁の予算で、多少とも通常の活動に割り当てられたものから引き当てられた。

チダムバラム エネルギーの割合に関しては総計で45キロトンだったが、核分裂の引き金は核分裂装置のエネルギーと同等である。

◆これらの核弾頭はプリスピとアグニ(ミサイル)に取りつけ可能なものか?

カラム われわれのもつミサイルは、どんな種類の弾頭も、つまり通常弾頭でも核弾頭でもその重量、大きさ、および周辺環境条件に従って運搬可能である。ミサイルは運搬手段にすぎず、花だつて運ぶことができる。

◆弾頭の小型化を計画しているか?

カラム すでにいったとおり、兵器化は、大きさ、重さ、性能特性、および環境条件にかかるものである。

◆サンデルジ将军とK.サブラマニアンはインドは100個の弾頭を必要とするといっているが、同意するか? 生産はいつから開始するか?

カラム 数については専門家によって違う。私はノーコメントである。

◆アメリカは核装置を備蓄している。インドの場合の必要数の限度は?

カラム 私は核兵器の拡散問題を研究してきた。アメリカは何万個かの弾頭をもっている。核弾頭は政治目的および商業目的で用いられる。われわれの地域においては、商業上の関心から拡散する事態を見てきた。われわれの開発はそのようなものではない。われわれの場合はわが国の安全保障のためである。

◆アメリカの監視システムはインドによって意図的にだまされたのか、それとも偶然か?

カラム ノーコメント。われわれはこの仕事を求められたとおりにやった。

◆インドはパキスタンの爆弾の大きさや爆発力を測定する技術をもっているか?

チダムバラム 爆発前のことか後のことか?もちろんわれわれは遠隔地震計を使って彼らの実験を検知する手段をもっている。しかし彼らの計画については何も知らない。私はパキスタンを訪ねたこともない。われわれの実験では、記録された波形は、同時爆発のゆえに混乱した。事実、アメリカにある国際データ・センター(IDC)はインドの実験を地震と記録した。

◆アグニ計画をさらに進める予定は?

カラム 必要なら必要な数だけ製造できる。到達距離を伸ばす必要があればそうできる。

◆さらに核実験をする必要はあるか?

チダムバラム プレスのための声明を見ていただきたい。

何個の地震計が使用されたか?また三つの実験とバックグラウンドの雑音を区別できるインドの能

◆力はどんなものか?

カラム 発表できない。

チダムバラム 地震信号を記録するときにはバックグラウンドの雑音や人為的な雑音が存在する。それに検出限界がある。包括的核実験禁止条約(CTBT)では1キロトンとされている。われわれは地震波形と爆発波形を区別するソフトウェアをもっているが、強度ないしイールドについてはファクタ2程度の誤差がありえよう。

◆1995年に準備されたサイトと同じサイトが今回使われた疑いがあるが事実か?

チダムバラム 当時メディアの無責任な報道の反響には応えないといったがその答は変わらない。

◆サイトはまったく新しく用意されたものか?

チダムバラム ノーコメント。

◆1974年以降、なぜ24年もかかったのか?

答 ノーコメント。

◆5つの実験からデータを収集したが、今後の開発はCTBTの枠内でやりうるか?

チダムバラム いい質問だかノーコメント。

◆実験はなぜいつも5月に行われるのか?

答 とくに理由はない。

◆1974年と1998年の実験の共通点は?次回は?

チダムバラム 今回は一つの里程碑である。適当な折りにお伝えする。

◆アグニミサイルに関して何か予定されている変更はないか?固体液体燃料を全部液体燃料に変更するとか?到達距離を伸ばすには形状はどうなるか?

カラム 到達距離は変更できる。

◆科学者たちはいつから準備していたか?

チダムバラム 1974年以来われわれは知識をもっている。技術と知識はずっと改良され続け、洗練されてきた。

◆インドは検知されないよう特別に実験を準備してきたのか?

チダムバラム それは違う。

◆しかしCIAは検知できなかつたではないか?

チダムバラム CIAに質問するべきだ。

資料10 未臨界核実験米エネルギー省発表

第3回 1998年3月19日

合衆国エネルギー省のネバダ・オペレーション事務所は、3月25日にネバダ実験場のU1a地下複合施設で、「ステージ・コーチ」(駅馬車)という未臨界実験を行う予定である。

「ステージ・コーチ」は、ロスアラ莫斯国立研究所が担当する実験であり、その主要な目的は、さまざまな古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報を得ることである。ロスアラ莫斯が過去40年以上かけて開発した技術を利用して、「ステージ・コーチ」未臨界実験は、兵器物質、とりわけプルトニウムに加えられる高圧力を生み出すために、高性能化学爆薬を使う。実験は、5つの別々の集合体から構成され、総計で、約116キログラムの高性能化学爆薬および約0.97キログラムのプルトニウムを使うものになる。

未臨界実験は、核兵器物質の経年変化の影響と挙動についての科学的データと技術的情報を得るために設計されている。未臨界実験は、地下核爆発実験をおこなわずに貯蔵核兵器の安全性と信頼性を維持するという、エネルギー省の科学的備蓄兵器管理計画(SSMP)を支えるものである。これらの実験が「未臨界」と呼ばれるのは、臨界質量に達することなく、自己持続的な核分裂連鎖反応が起こらないためである。これらは、包括的核実験禁止条約(CTBT)とまったく矛盾しないものである。

U1a複合施設は、ラスベガスの約137キロメートル北西に位置し、地下約290メートルに達する垂直シャフトの底に掘削された、長さ約800メートルの水平トンネルからなる地下実験施設である。この垂直シャフトには、人や実験設備を運ぶための昇降機が備えられており、約300メートル離れたところにある別の垂直シャフトには、換気装置、計器類、ユーティリティ通路、非常用出口がある。地上には、臨時の建築物と計器類のトレーラーがいくつかある。この複合施設は、環境への影響を最小限にとどめ、ネバダ実験場の従業員および一般市民に対してきわめて高い安全性を保証するように設計されている。

第4回 1998年9月23日

米エネルギー省(DOE)は、9月26日にネバダで4回目の未臨界実験を行う。未臨界実験は、核兵器材料の経年変化の影響に関する不可欠の科学データや技術情報を提供する。実験は、「臨界質量」が形成されず、持続的な核連鎖反応が起こることは不可能であり、したがって核爆発が起こることもない、未臨界実験と呼ばれる。実験は、核実験なしに米国の貯蔵核兵器の安全性と信頼性を維持するためのエネルギー省備蓄兵器管理計画を支援するものであり、包括的核実験禁止条約に完全に合致するものである。

ビル・リチャードソン・エネルギー省長官は「未臨界実験は、核実験なしに貯蔵兵器の安全性と信頼性を確保するのに役立つ。実験は、経年変化によって発生する複雑な諸問題を評価する新しい手段やデータを提供し、わが国の貯蔵核兵器の信頼性と安全性を維持するための、われわれの科学的計画の不可欠な一部分である。」

この実験の主要な目的は、年数の違うさまざまなプルトニウム試料について、重要な物理情報を得ることである。エネルギー省ローレンス・リバモア研究所で開発された技術に基づいて、実験においては、兵器材料、とくにプルトニウムに加える高圧力を発生させるために、高性能化学爆薬を使う。実験においては、約204グラムの高性能化学爆薬と、4つの別々の集合体に分配された約204グラムのプルトニウムを使用する。

実験は、ラスベガス北西約136キロメートルにあるネバダ核実験場のU1a複合施設において行われる。U1a複合施設は、地下約290メートルの垂直トンネルの底にある。施設は、これらの実験が安全で確実な環境でおこなえるように設計されている。

資料11 包括的核実験禁止条約(CTBT)に対する米国の保障措置

CTBTに対する保障措置 1995年10月27日 米エネルギー省発表

包括的実験禁止条約(CTBT)には以下の条件が課せられるものとする。

- A. 実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信をもつづけるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、「科学的備蓄兵器管理プログラム」(Science Based Stockpile Stewardship)の実施。
- B. 近代的原子核研究施設と、理論的で先駆的な原子核技術のプログラムを維持することによって、その担い手として核技術の継続的進歩を可能にする科学者の人的資源をひきつけ、保持し、継続的な志願者を確保すること。
- C. 万一、合衆国がこの条約に束縛されなくなる事態に備えて、CTBTによって禁止されている核実験を再開するための基礎的能力を維持すること。
- D. われわれの条約監視能力とその活動を改善するための包活的な研究開発プログラムの継続。
- E. 世界全体の核兵器保有数、核兵器開発プログラム、それに関連した核プログラムについての正確で包括的な情報を保証するための、広範囲な情報収集、分析能力、分析活動の継続的発展。
- F. 核兵器評議会、エネルギー省所属の核兵器研究所の所長たち、および合衆国戦略軍司令官の勧告に基づいて、もし国防長官およびエネルギー省長官が、わが国の核抑止力にとって致命的に重要であると考えられるタイプの核兵器の安全性と信頼性に高度の確信を保証できなくなったと合衆国大統領に報告したときには、大統領は議会との協議の上、いかなる実験であれ必要な実験を実施するため、「至高の国家的利益」条項にもとづいて、CTBTから脱退することを考慮するものと理解すること。

資料12 未臨界核実験に関する欧州議会決議

1998年2月19日採択、決議86/PE, 266.807

歐州議会(European Parliament)
歐州連合(EU)の議会に相当する。歐州委員会委員の承認権、EU予算の最終決定権、その他一部項目についての、最高決定機関である理事会決定に対する拒否権、をもつ。議員は直接選挙により選出、定数626(95年に3カ国が加盟し、567から増加された)は、加盟各国に割り当てられる。任期5年。

歐州議会は、
核不拡散に関する本議会のこれまでの諸決議を考慮して、

- A. 未臨界実験が、合衆国によって、1997年7月2日と1997年9月18日にネバダ核実験場で実施されたがゆえに、そして合衆国はそのような実験を1998年9月までにもう4回実施することを計画しているがゆえに、
 - B. 合衆国政府は、その実験が現存する貯蔵核兵器の安全性と信頼性を保証するのに必要であると説明していることに留意し、しかしまた、その計画の批判者たちが、実験は現存する核弾頭の性能向上、さらには新型核弾頭を生み出すことにも使われると主張していることにも留意し、
 - C. 実験が本当に未臨界で、それゆえ包括的核実験禁止条約(CTBT)に合致しているかどうかについて国際的検証が存在しないがゆえに、
 - D. 実験がCTBTの文面には反していないかもしれないが、しかしそれでも条約の精神を侵し、そして「信頼の危機」を生み出すことでその発効を危機にさらすがゆえに、
 - E. 未臨界実験と新型兵器の開発は、インドとパキスタンのCTBT署名拒否の立場を強め、その発効を妨害し、そしてまた、とくにこれら二つの国家において、核不拡散条約(NPT)反対の立場を強める危機をつくり出すがゆえに、
 - F. 広島、長崎両市長や合衆国議会の46人の議員のみならず、ノルウェー、インドネシア、メキシコ、マレーシアそしてイランを含む少なくとも15の国々が、これらの実験に対する懸念や反対の意思を公に表明したがゆえに、
 - G. 1996年9月に署名が受けつけが始まったのち、すべてのEU加盟国がCTBTに署名したがゆえに、
 - H. 条約に関するウィーン条約の規定により、CTBTを署名した国は「その目的や目標を無効にし得るいかなる行為もさし控える」義務を有するがゆえに、
1. 本議会のCTBTに対する支持と条約の早期批准に対する要請を再確認し、そしてすべての加盟国に迅速に行動することを求める、
 2. 合衆国政府が一連の未臨界実験を停止し、すべての政府がそのような実験を実施しないよう求め、
 3. 合衆国政府に、実験が新型兵器設計計画の一部をなすものではけつしてないこと、そして新型核兵器の設計が合衆国の政策には含まれていないことを述べる公式の宣言を発布することを求める、
 4. 起こりうるCTBT違反への国際的懸念を緩和するため、追加的な信頼醸成装置のみならず、実験現場における一層の透明性を要求し、
 5. 理事会が欧州連合条約J.3条にもとづく共同行動行動——ほかの国々による署名と批准を促進するため、そしてほかの国々が条約の条項を遵守することを可能にするためのすべての必要な支援、とくに効果的な国際的検証体制の創設を含めるような共同行動——を採択することを求める、
 6. 欧州連合総裁に、理事会、委員会、そしてアメリカ合衆国大統領と議会に本決議を送付するよう指示する。

資料13 英戦略国防見直し(SDR)・第4章

1998年7月8日

第4章 抑止力と軍縮

60. 抑止力とは、戦争を戦うというより防止することに関連している。英國軍はすべて重要な抑止任務をもっているが、核抑止力は、核戦争の性質ゆえに、とくに困難な問題を提起している。英政府は、核兵器の居どころがないようなより安全な世界を望んでいる。したがって、軍備管理の進展が外交および国防政策の重要な目的となる。にもかかわらず、大量の貯蔵核兵器と核拡散の危険がまだ残っている以上、最小限の抑止力がわが国の安全保障の必要な要素であることに変わりはない。

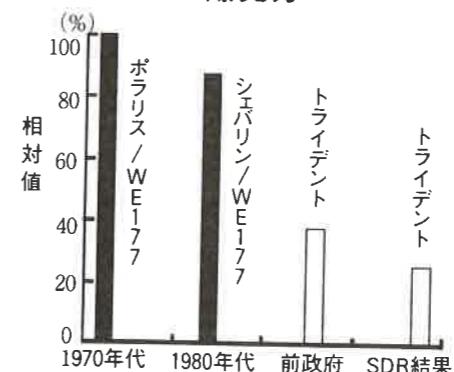
61. 「戦略国防見直し」は、わが国の抑止力の必要性を厳密に再検討した。それは、他の国の貯蔵核兵器の量に依存するものではなく、わが国の致命的な利益を脅かす脅威を抑止するのに必要な最小限のものである。その結果われわれは、核兵器の数においても日々の作戦態勢においても、冷戦レベルから相当量の削減をさらに進めても安全であると結論づけた。核兵器保有についての透明性もまた、軍備管理の一部をなすが、われわれは抑止力のすべての面の正確な詳細を明らかにすることはできないが、いくつかの分野における公開性を相当に高めるつもりである。

兵器

62. 1998年3月に最後の空軍のWE177爆弾を撤退したことにもなって、トライデントがわが国の唯一の核兵器である。われわれは、それが30年以上にわたって有効な抑止力であり続けることを確実にする必要がある。これが4隻目のトライデント潜水艦戦力を必要とする理由である。4隻の最後の原潜ベンジアンス(仇討ち)が、年末に進水する予定である。

63. 同様に、こんにちそれがいかにありそうにあっても、トライデントの艦齢中に出くわすかもしれない最悪の状況にも備えて、わが国の兵器の要求について判断しなければならない。抑止力の信頼性はまた、全面的な核の撃ち合いに自動的に発展しないような限定攻撃の選択を残すことによってえられる。ポラリスやシェバリンとちがって、トライデントはこの「非戦略(戦略以下)」の任務を遂行できるものでなければならない。

英国の作戦配備弾頭
の爆発力



注:図は1970年代と80年代の作戦配備の兵器の爆発力を、前政府の計画による1999年末の核戦力およびSDR決定と比較したものである。図には、以前に英国が運用していた米国のシステムは含まれていない。

64. このような背景のもとに、トライデントのポラリスに勝る正確度を考慮して、「戦略見直し」は作戦用核弾頭は200発以下でよいと結論づけた。それは前政府が公表していた300発以下という数字の3分の1の削減となる。また、冷戦終結以来、抑止力の爆発威力の70%以上を削減したことになる。

65. また、われわれは、戦略的環境の好転にかんがみ、われわれがすでに購入している58基のミサイル本体で、信頼性のある抑止力を維持するのに十分であると結論づけた。

作戦態勢

66. われわれは、万一危機の期間にトライデントが航海していても、誤解を与えたり、エスカレーションを引き起こしたりすることをまちがいなく避けるためにも、抑止のための海洋パトロールを継続して維持するつもりである。しかし、冷戦後の緊張緩和と現在の戦略状況の大幅な改善の結果、われわれは日々の警戒態勢を緩和することが可能である。

67. われわれは、48発の弾頭を装備した潜水艦を一時期に一隻のみパトロールさせる。これに対して前政府は96発という上限を発表していた。これは、ポラリス時代と比較して大きな変化である。トライデントは、われわれのもつている唯一の核兵器であり、戦略、非戦略両方の任務をもつものであるが、一隻のトライデント潜水艦に配備されている爆発威力は、シェバリンを装備したポラリス潜水艦より3分の1小さい。

68. 潜水艦のミサイルは標的に照準を合わせていない。通常、数日間の発射態勢(発射命令を下してから数日かかる状態)におかれ。この緩和された警戒態勢によって、弾道ミサイル潜水艦は、他の軍艦との共同演習、装置の試験、水深調査といった二次的な任務により多く利用することができる。同様に、こんにちの脅威のレベルにおいては、抑止力を護衛するために通常戦力を大量にはりつけておく必要はない。しかし、必要となればいつでも、高い警戒態勢を回復することが確実にできるようにしておくであろう。

軍備管理

69. 軍備管理は、われわれの安全保障に重要な役割を果たす。英国は、ヨーロッパにおける緊張緩和や大量破壊兵器の拡散の制限に大きく貢献してきたいくつかの軍備管理協定に参加している。これらの協定にもとづいて、われわれは国際的な信頼と安定をさらに増進させる責任がある。現在の重要な課題は、新しい戦略環境においても継続した役割を果たすように、1990年のヨーロッパ通常戦力条約の改訂を行うことである。われわれはまた、他の多くの軍備管理イニシアチブに貢献し、わが国の監視能力を高めている(49節参照)。

70. 核軍備管理に関して言えば、英国は米ロが戦略兵器削減条約(START)プロセスを通して二国間の戦略兵器の削減をいっそう進めることを期待する。また、ロシアの何千発もの短距離ミサイルの削減が進むことを期待する。上述した削減ののちのわが国の貯蔵核兵器は、近未来のわが国の安全保障に必要最小限のものであり、主要核兵器保有国と比較してはるかに少量のものである。

71. 核拡散防止条約(NPT)と包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍備管理の鍵となる要素である。わが国はCTBTを批准した。そして、CTBTが発効するよう、とりわけインド、パキスタンを含めた他の国々が、わが國のお手本に早期に続くことを期待する。核プログラムの透明性を拡大することもまた、国際的な信頼と安全保障を高める。本章ですでに述べた措置は、この方向への重要なステップである。

72. われわれはまた、核分裂物質について、公開性をいっそう高めることができる。われわれの現在の国防用の貯蔵量は、プルトニウムが7.6トン、高濃縮ウランが21.9トン、他の形のウランが15,000トンである。計画通りの核兵器数の削減の結果、0.3トンの余剰の兵器級プルトニウムを(非兵器級の余剰物質とともに)国際査察下に置くことができるであろう。また、保障措置下に置かれている貯蔵核物質から、核兵器用に核分裂物質を引き抜くことができるというNPT下で核兵器国に与えられている権利行使することを、われわれは止めるであろう。今後の引き抜きは、兵器目的には適さない少量の物質に限定される。そして、その詳細は公表される。保障措置から引き抜かれる物質が、核兵器に使用されることはない。また、将来計画されている再処理は、すべて保障措置の下で実行され、過去の国防用核分裂物質生産に関する最初の報告書を2000年までに発行する予定で

ある。

73. 軍備管理協定の有効性は、検証に大きく依存する。わが国は、核分裂物質や核実験の監視に特別な専門技術を開発してきた。このうえにさらに、わが国はアルダーマストンの核兵器施設での専門技術を生かしながら、核兵器削減の検証に利用できる能力を開発する計画である。その最初として、必要とされる工学、熟練技能、技術を洗い出し、わが国に存在するものを特定するための18ヶ月かけた調査を行う。

費用

74. トライデント・システム購入の全費用は約125億ポンド(約2兆9000億円)と推定される。そのほとんど全額がすでに支出されている。これまでの経験を基礎に、トライデント潜水艦の艦齢の期間、1年あたりの平均運転コストは約2億8000ポンド(約658億円)と見積もられる。核弾頭と核分裂物質プログラムの現在の年間費用は約4億ポンド(約940億円)である。その約3分の1が直接にトライデント関係費であり、約3分の1弱がこれまでの核兵器から生ずる費用であり、残余がインフラストラクチャーの費用である。

75. これらは、きわめて高額な費用であるが、全体的な視野から見る必要がある。(過去のプログラムからくる継続的費用を含めて)年間費用は、全国防予算の3%強にすぎない。国家安全保障に対する致命的な重要性のある能力を考えると、不釣合いな投資ではない。

資料14 カナダ議会の勧告リスト

カナダ下院外交貿易常設委員会報告書

「カナダと核の挑戦:21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」

勧告のリスト 1998年12月10日

勧告の見出しが編集部による。また、各勧告は「本委員会は勧告する」という文體で書かれているが、「勧告1」のみ、それにしたがって訳した。「勧告2」以降はその表現を省略した。

■勧告1 基本原則

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、その核不拡散・軍備管理・軍縮政策を導く次のような基本原則を採用すべきであると、本委員会は勧告する。

つまり、核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために、カナダは一貫して働く。

■勧告2

国民の合意形成措置

この基本原則を実行するため、カナダ政府はその核不拡散・軍備管理・軍縮政策と他のすべての国際関係とのあいだの関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせつづけることによって将来の合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。とくに次のような措置を含む。

*国連人権委員会の年次会議の前の、非政府組織や市民社会の代表とともに開催されるような形の年次準備会議。この会議は、たとえばカナダ外交政策開発センターが主催して開催する。

*国連軍縮大使が本委員会に毎年公開で出席する。

*外交貿易省と国防省のあいだの調整を強化する。その第一歩として、多国間の核不拡散会議へのカナダ代表団に国防省代表を含める。

■勧告3

新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始

カナダ政府は、NATO(北大西洋条約機構)同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。この目的のために、平和と安全保障への影響はもちろん、核兵器のもつている人道上、環境上、経済的コストについて、一般市民からの意見表明を奨励したり、一般市民に知らせたりしなければならない。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスから教訓を引き出し、政府はまた、核軍縮過程を進展させる革新的な措置を検討すべきである。

■勧告4

民生核技術の再検討

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見をこの分野の政府政策に受け入れるために追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。これを達成するための一つの措置として、カナダ議会は、カナダの民生用核技術の国内利用と輸出について、別個の掘り下げた調査を行うべきである。

■勧告5

警戒態勢解除の支持

核兵器の安全性と安定性を増加させるために、そして核兵器の廃棄というより大きな目標にむかって前進する一つの措置として、カナダ政府は、すべての核戦力(国連安保理常任理事国と三

つの核兵器能力国(核兵器を含む)の相互主義と検証に裏うちされた警戒態勢解除という概念を支持し、これら政府がそれを実行するよう奨励すべきである。

■勧告6

STARTの推進

米国とロシアがSTART(戦略兵器削減交渉)プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。とくに、カナダはロシアがSTARTⅡを批准することを奨励し、その目的を達成するための具体的な支援を提供し、ロシアの政治的、経済的安定性の増加を保証するための同好諸国がロシアと協力するよう奨励すべきである。さらにカナダは、米ロ両国がそれぞれの核兵器態勢を前進的かつ相互主義的に改良するよう促すべきである。

■勧告7

NORADホットライン

核兵器の安全性と安定性を増すのに貢献することを考え、またコンピューターの2000年誤動作(バグ)の可能性に対処する必要性を考慮して、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、ロシアのミサイル早期警戒システムを補完し強化するためにNORAD(北米大陸防空司令部)ホットラインの設立可能性について、さらなる探求をすべきである。カナダはまた、このような機構を他の核兵器能力国を含むように拡大する考えを、強く支持すべきである。

■勧告8

MOX燃料の選択肢を放棄

カナダでMOX(混合酸化物)燃料を燃やすという選択肢はまったく妥当性を欠くものであるから、カナダ政府がこの考えを避けるべきであり、他の国々の政府と協力して余剰核分裂物質の問題にひきつづいて対処してゆくべきであると、本委員会は勧告する。

■勧告9

英、仏、中への要求

核不拡散条約(NPT)下の核兵器国としての責任において、また、国連常任理事国としての責任において、英国、フランス、中国の各政府が次のことを行うようカナダ政府が奨励すべきである。つまり、それぞれの貯蔵核兵器、核分裂物質および核ドクトリンについて透明性を高めること、ジュネーブ軍縮会議(CD)において核軍縮問題についての実質討議を求めるカナダやその他の国の要求を支持すること、米国やロシアとともに、できるだけ早期に核兵器削減交渉に入る準備の措置を探求すること、である。

■勧告10

中東と南アジア

カナダ政府は、南アジアおよび中東の根本にある地域安全保障問題を改善しようとするすべての国際的努力を継続して支援すべきである。同好の国々と協力しながら、信頼醸成のために、これらの地域の国家間の交通と協力をただちに増加することの地域的および世界的な安全保障上の利益を強調することにおいて、カナダ政府はもっと能動的な役割を果たすべきである。

両地域において—最近の核実験を考えると、とりわけ南アジアにおいて—カナダは次のことを強調すべきである。つまり、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟すること。

■勧告11

生物・化学兵器禁止条約の強化

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための適切な財源を確保するための国際的努力を強化するようとり組むべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化すること、また、化学兵器禁止条約の実施を支援し続けることに加えて、カナダ政府はオーストラリア・グループやミサイル技術管理体制の有効性のみならず、テロリストによる生物・化学兵器の取得を阻止するための情報や法の執行についての協力を強化する方

法を調査すべきである。

■勧告12

新模範議定書の普及

カナダ政府は、国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書に調印することによって国際的保障措置体制を強化したが、他の国も同様にするよう政府の権限においてできるあらゆる手段を講じて説得すべきである。将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その前にその国が少なくとも新模範議定書を採択するよう、カナダは要求すべきである。

■勧告13

原子力協力協定の見直し

カナダ政府は、すべての原子力協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

■勧告14

国際的核軍縮の課題

カナダ政府は、NATO参加国のような同好国と協力して、世界的な軍縮・安全保障の課題を前進させるための努力を強化すべきである。課題には次のようなものがある。

*カナダは、世界的な核兵器不拡散体制の中心としてNPTを支持することを再確認すべきである。また、インド、パキスタンをNPTのものとの核兵器国と認定するようなNPTの改訂を拒否すべきである。カナダはまた、NPTの再検討過程を強化するという約束を核兵器国に尊重させる努力を継続すべきである。このことによって、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散のと核軍縮のための原則と目標」を作成することが可能になるであろう。

カナダは、できるだけ早くCTBTの批准プロセスを完了させ、他のすべての国にも批准を督促すべきである。万一、インド、パキスタンがCTBTを無条件に受け入れることを拒否したとしても、条約が法的に発効するように国際社会が保証するようカナダは奨励すべきである。

*核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのために、カナダは来るべき交渉において、ジュネーブ軍縮会議(CD)で強力な役割を果たすべきである。

*1993年にドイツによって提案されたような、核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立を、カナダは支援すべきである。

*カナダは核軍縮条約締結の要求を支持すべきである。

■勧告15

NATO核戦略の見直し

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

資料15 カナダ政府の回答・抜粋

核軍縮および不拡散政策に関する外交貿易常設委員会の勧告へのカナダ政府の回答(抜粋)

1999年4月19日

以下は、各勧告の要旨あるいは抜粋要旨と、それに対する回答の抜粋である。抜粋は、とくに断りのない限り抜粋された部分の正確な訳である。

■勧告1

基本原則(要旨)

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、「核兵器の前進的削減と究極的廃棄」という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」という基本原則を採用すべきである。

回答(抜粋)

政府は、この勧告を支持する。カナダの安全保障は、核軍縮・不拡散の目的と安全保障要求との間の適切なバランスを維持することによって促進される。

歴代のカナダ政府の目的は、核兵器の完全廃棄であったし今も変わらない。1995年に核不拡散条約(NPT)の無期限延長を確実にするため、五つの核兵器国は、「核兵器の廃棄」という究極的目的をもって核兵器を世界的に削減するために、系統的かつ前進的に努力することに、同意した。カナダ政府は、国際社会がこの目的に近づくように、交渉による削減を求めて圧力を加え続けるであろう。

政府の政策は、NPTがカナダ政府の核不拡散・軍縮政策が根拠とすべき中心的な条約であるという固い信念によって導かれている。国際社会は、この条約のすべての義務を実行しなければならない。(後略)

■勧告2

国民の合意形成措置(抜粋要旨)

基本原則を実行するため、カナダ政府は核政策と他の国際関係との関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせ、合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。たとえば、国連人権委員会の年次会議の前に非政府組織(NGO)代表とともに開催される年次会議、国連軍縮大使が議会委員会に毎年公開で出席する、など。

回答(抜粋)

政府は、「核の挑戦」に新しく対処する指針となる包括的な政策文書を提出した。委員会の求めがあれば、この政策とカナダの国際関係の他の側面との間の関連を説明する用意がある。

政府は、非政府組織(NGO)と年次会議を開催することに賛成であり、協議をどのような形でおこなうのが最善であるか考えたい。(中略)

政府は議会と緊密な連絡を維持することに同意する。委員会が望むならば、外交貿易常設委員会にカナダ軍縮大使が毎年参加する。

■勧告3

新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始(要旨)

カナダ政府は、NATO(北大西洋条約機構)同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスに学び、政府は核軍縮のための革新的な措置を検討すべきである。

回答(抜粋)

(勧告の前半について)政府は委員会の勧告に同意する。NATOは、より広範囲で、より包括的で、より検証可能な国際的核軍縮・不拡散体制を促進する点において、明確な役割を真剣に担っている。将来の不拡散、軍備管理、軍縮に関する実際作業を調整するフォーラム・センターとしての

NATOの重要性と価値は、過小評価されるべきではない。カナダは、NATOがこの肯定的な役割を絶えず追求するよう求めるつもりである。この役割は、NATO同盟自らの安全保障と防衛のために行う努力の極めて重要な側面である。

軍縮目的を前進させるために肯定的な役割を果たすことを保証するためにNATOがとりうる実際的措置には、次の三つのことなどがある。つまり、脅威軽減の努力について同盟国間の連絡調整を改善すること、NPT第6条でわれわれが等しく負っている義務により忠実であることを目指して、軍縮諸フォーラムにおいて同盟各国が連携努力を強めること、ミサイル発射警告の情報交換の改善や、ウラル以西のロシアの貯蔵核兵器も含め、ヨーロッパの戦略以下核兵器をより削減させる交渉につながるような措置の工夫といった新しい信頼醸成措置を特定し促進すること、などである。カナダはまた、NATOに対して1989年の「NATO包括的軍備管理・軍縮概念」を改定するよう提案した。それを近代化することは、NATO同盟の核軍縮・不拡散への貢献や関係性をおおいに強めるであろう。

カナダは、核軍縮・不拡散の共通目的を追求するに当たって、新アジェンダ連合各国を引き続いだりと関与するつもりである。そして、切迫した諸問題や予想される諸問題に直面して、NPTに基づいた核軍縮・不拡散体制への忠誠を、すべての国に対して再確認するよう奨励するつもりである。

(勧告の後半について)(前略)短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、カナダ政府は認識し、受け入れる。この文脈においてこそ、カナダ政府は核兵器国に対して責任を果たし約束を守るよう奨励している。予見可能な将来においては、保有核兵器の削減の協議を核兵器国間で行うかどうかは、彼ら自身によっている。同時にカナダもすべての国際社会構成員も、そのプロセスに深い持続する関与を続ける。世界が軍縮の新しい段階に入ったときには、改善された新検証技術の分野におけるカナダの専門技量が、国際努力に貢献するために強化されるであろう。

カナダは、核兵器国がこの問題について活発に活動し、核兵器の削減、さらには廃棄するためにはいつそう前進することを期待する。とくに、ロシアがSTARTⅡを早く批准することを求める。カナダは、ロシアと米国両国が、STARTⅢを通して速やかに核兵器のさらなる大幅削減に進むことを求める。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスに他の核兵器国を包含することを支持する。

カナダ政府は、さらなる核軍縮・不拡散措置の達成のためには、核兵器国のみならず国際社会全体による相当量の財政的投資が必要であると認識する。弾頭の解体と破壊や核兵器から出た核分裂物質の廃棄には、貢献できる立場にある国からの財政その他の援助が必要とされる。

■勧告4

民生核技術の再検討(抜粋要旨)

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見を政府政策に受け入れるために追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。

回答(抜粋)

核の安全性に関するカナダの考え方やとり組みは、カナダの法や制度の体系とともに、1999年4月に「核の安全性に関する条約」参加国によるビア・レビューのために提出された「核の安全性に関する条約のカナダ国家報告」の第一版に記録されている。この報告のコピーは、原子力エネルギー管理委員会のホームページで見ることができる。(後略)

■勧告5

警戒態勢解除の支持(要旨)

カナダ政府は、すべての核戦力(国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国)の核兵器を含む)の警戒態勢解除という概念を支持しその実行を奨励すべきである。

回答(抜粋)

政府は、貯蔵核兵器の安全性と保安、および米ロの戦略核関係の安定性に貢献する警戒態勢解除その他の措置の考え方を支持する。相互主義の方法で実施され検証可能な警戒態勢解除措置は、安全性と安定性の両方を強化する。カナダ政府はまた、(運搬手段から弾頭や誘導シス

ムを分離する)「切り離し措置」を支持する。より大きな安全性と安定性が得られるからである。同時に、警戒態勢解除も切り離し措置も、核部隊に加わっている「使わなければ負ける」という心理圧力を軽減し、すべての核兵器国による認可されない核兵器使用や偶発的核兵器使用を防止する安全幅を広げ、まちがった警報に基づいて弾道ミサイルが発射される危険を避けるのに役立つであろう。カナダは、米国とロシアに、保有核兵器の警戒態勢解除と切り離し措置を、可能な最大限までおこなうよう交渉することを求める。信頼できる検証が、このような交渉が成功する決め手となる。

NATOに帰属する核兵力は、ヨーロッパに残留する核・非核両用の航空機と少数の核爆弾となっている。NATOは過去10年にわたって核戦力の大きさを減らし、航空機の準備態勢の水準を相当程度下げてきた。これらの戦力は本質的に警戒態勢が解除されている。

■勧告6

STARTの推進(抜粋要旨)

米国とロシアがSTART(戦略兵器削減交渉)プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。また、そのための具体的な支援を提供すべきである。

回答(抜粋)

(前略)二国間においても国連やジュネーブ軍縮会議(CD)などの多国間会議においても、カナダはロシアにSTARTⅡの批准を求め続けている。カナダは、米ロ両国にSTARTⅢを通して、さらなる大幅削減に速やかに進むよう求めている。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスを他の核兵器国を含むように拡張することを支持する。

■勧告7

NORADホットライン(要旨)

核兵器の安全性と安定性を増すため、またコンピューターの2000年誤動作(バグ)の可能性に対処するため、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、NORAD(北米大陸防空司令部)ホットラインの設立可能性を探求をすべきである。

回答(抜粋)

カナダは、1998年9月に発表された米ロミサイル早期警戒センターの設立と意図的ミサイル発射の通告のための国際システムの設立の合意を歓迎する。カナダの政府役人は、ロシアと情報を共有するとともに、この構想を多くの国に広げることを米国に奨励してきた。

発射通告の国際システムは、カナダがCDに設立することを提案してきた宇宙に関する特別委員会で議論してほしい話題の一つである。

政府は、多国間早期警戒システムに利用できる機関の一つはNORADであるかもしれないことに合意する。しかし、NORADは米国とカナダの間に公式の協定なので、このような提案がロシアと協議される前に両国で公式に協議され合意されなければならない。

核兵器のコンピューター2000年問題に関して、米国とロシアはコンピューターに起因する障害が起こることを排除する目的で二国間協議を行っている。(後略)

■勧告8

MOX燃料の選択肢を放棄(要旨)

カナダでMOX(混合酸化物)燃料を燃やすという選択肢を中止すべきである。

回答(抜粋)

カナダ政府は、この勧告を支持しない。外交貿易常設委員会は「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」ことをカナダに求めている。カナダ重水ウラン原子炉(CANDU)でMOXを燃やす選択肢は国際的に実施可能な選択肢であると考えられており、核兵器のプルトニウムを処分し核兵器の解体の継続を促進するのに貢献することができる。したがって、原則としてCANDU・MOX選択肢を考慮するというカナダ政府の合意は、外交貿易常設委員会報告に述べられた目的に合致したカナダの責任ある立場を反映している。

米国やロシアで国防需要よりも過剰であると宣言されている兵器用プルトニウムの拡散の危険性を軽減する措置として、カナダの原子炉でMOX燃料を使用するという可能性を放棄することを

正当化するような十分な根拠は存在しないと、カナダ政府は考える。(後略)

■勧告9

英、仏、中への要求(抜粋要旨)

英国、フランス、中国の各政府が、核兵器や政策の透明性を高め、CDにおいて核軍縮問題の実質討議を求める要求を支持し、できるだけ早期に米国やロシアとともに核兵器削減交渉に入ることを、カナダ政府が奨励すべきである。

回答(抜粋)

カナダ政府は、核弾頭数、種類、配備個所を減らし、透明性を高め、兵器目的の核分裂物質の生産を自主的に一時停止するという最近の英国とフランス両国の決定を歓迎する。カナダは中国がこれにならうこと、とりわけ核分裂物質の一時停止を宣言することを求める。

カナダ政府は、すべての核兵器国に対して核軍縮問題についての実質討議を行うための特別委員会をCDに設立するというカナダの提案を支持するよう求め続ける。核軍縮は、少数の国だけではなく地球社会全体の、主要な、優先度の高い問題である。核兵器の削減について協議するのは核兵器国自身の責任であるが、CDは軍縮問題に関する多国間協議の場として、核問題に適切に、かつ実質的に関与すべきである。(中略)

カナダ政府は、中国、フランス、英国がいま、拡大したSTARTプロセスに参加するという政治的な約束をすることが、類い希なる責任ある行動であると考える。カナダは、今後も核兵器国にこの問題について協議をすることを奨励し続ける。

■勧告10

中東と南アジア(抜粋要旨)

カナダ政府は、南アジアおよび中東地域において、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟することを、求めるべきである。

回答(抜粋)

(前略)イスラエルは核のあいまいさの政策をとり続けているが、相当な核兵器能力を開発していると広く考えられている。カナダ政府は、この計画は、イスラエル自身の長期的利益にも、地域や世界全体の長期的な安全保障の利益にもならないと確信する。われわれは、イスラエルに非核兵器国としてNPTに参加することを求める。中東平和プロセスの進展のみが、地域的な軍備管理や軍縮や不拡散における協力の環境を改善することができる。(後略)

■勧告11

生物・化学兵器禁止条約の強化(抜粋要旨)

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための財源を確保する国際的努力を強化すべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化することにとり組むべきである。

回答(抜粋)

生物・毒素兵器条約(BTWC)は1975年に発効し、これまでに135カ国が批准している。化学兵器禁止条約とちがって、BTWCにはまだ検証条項が備わっていない。政治的に拘束力のある信頼構成措置を毎年国連に提出することと、1994年以降は条約を補完する遵守議定書の交渉を続けることによって、この欠点を埋める努力が行われている。

カナダは、北の国家とも南の国家とも協力しながら、進行中の遵守議定書の交渉に積極的な役割を果たしている。議定書は、秘密の生物兵器計画が作り出す脅威を、産業に限度を超えるような負担をかけないで減少させための検証と遵守機構を規定しようとしている。生物兵器に対する防衛に従事している施設や生物兵器の製造に利用される可能性のある施設は、申告されなければならない。条約が破られているかも知れないという深刻な危惧があるときにとられるべきチャレンジ調査の規定がなければならない。(後略)

■勧告12

IAEA新模範議定書の普及(要旨)

カナダ政府は、将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その国が少なくとも国際原子

力機関(IAEA)の新模範議定書を採択するよう要求すべきである。

回答(抜粋)

非核兵器国も核兵器国も含めて、カナダのすべての核の相手国は、カナダの核輸出は平和的、非爆発的な終端利用のためにのみ使われるという誓約を含む、拘束力のある二国間原子力協定を締結することが要求される。この協定が順守されているかどうかは、IAEAの保障措置制度によって証明される。

■勧告13

原子力協力協定の見直し(全文)

カナダ政府は、すべての原子力協力協定の相手国と協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

回答(全文)

二国間の原子力協力協定の実行の点検や、相互に関心のある二国間および多国間原子力政策の協議のために、カナダが重要な原子力協力関係をもっている国と二国間会議が定期的に開かれている。すべての国と毎年というペースにはならないが、カナダはこのやり方を継続するつもりである。カナダ政府と他国の政府との間の協議は部外秘であるという現実的な制約を念頭に置かなければならぬが、政府は議会が適切に情報を得ることができるようにとり組むつもりである。

■勧告14

国際的核軍縮の課題(抜粋要旨)

カナダ政府は、同好国と協力して、核軍縮を前進させるための努力を強化すべきである。課題には、NPTの再検討過程の強化、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の作成、核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのCDでの成立、1993年にドイツによって提案されたような核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立、核軍縮条約の締結などがある。

回答(抜粋)

カナダ政府は、NPTの可能なかぎり全面的な実行を固く誓っており、2000年のNPT再検討会議が近づくなからでこの目的を精力的に追求している。カナダは説明責任の備わった永続性という原理こそが、NPT再検討過程の中心であると考えている。すべての国に、NPTが定めた約束を実行していることを示す義務がある。

この点において、5年ごとの再検討会議とその間の期間を含めた全再検討プロセスが、手順の問題だけではなく実質問題を取り上げるのに活用されることを保証するよう、カナダは努力している。再検討会議に意思決定段階を確保しつつ、このような手法によってNPT過程の活力と発展性にとって不可欠な政治的説明責任が強化される。カナダ政府は2000年再検討会議が成功することが極めて重要だと考えている。1995年に採択されたものを補足するような新しい「原則と目標」声明が、新しい将来の進歩を計る基準となるであろう。

これらの目的を実現するために、カナダは強化された再検討プロセスを実行するために努力する。(中略)

1950年代半ば以来、歴代のカナダ政府は、核兵器その他核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する効果的に検証可能な条約「核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)」に、直接的かつ積極的に関わってきた。1994年、当時のカナダ軍縮大使ジェラルド・シャノンが、CDの特別コーディネーターに任命され、FMCT交渉の委託任務に関する意思一致を形成するよう託された。1995年、「シャノン報告」がCDで採択され、NPT再検討・延長会議の「原則と目標」の決定に際して支持された。1998年8月、CDは「シャノン報告」で合意された委託任務に基づいてFMCTを交渉する特別委員会の設立に合意した。現在のカナダの軍縮大使マーク・モーアが、1998年に開かれたFMCT特別委員会第一回会期の議長を務めた。

FMCT交渉においてカナダ政府は、5つの核兵器国に関する核軍縮と軍備管理の目的と、NPT体制の外にある国々に関する核不拡散の目的を、CDが差別なく平等に扱うことを保証するよう努力する。核軍縮と核不拡散という二つの次元が、明確に区別されながらも、国際的な核の安全保障

の青写真の中心問題でなければならない。さらに、兵器用核分裂物質の生産を永久に禁止する条約は、核兵器国による貯蔵核分裂物質の削減と最終的廃棄のための有効な機構を確立する並行したとり組みによって、均衡が計られなければならない。

FMCT交渉は長期にわたる困難なものになるであろう。そのあいだ、カナダ政府は、核兵器その他の核爆発装置用核分裂物質の生産に関する、即時かつ普遍的な一時停止を推進する。カナダ政府は、直ちにこのような一時停止をするよう関係国すべてに求め続ける。

カナダ政府は、核兵器の削減と廃棄を促進する、核兵器国による透明性増大のための措置を支持する。有効なFMCTや、核兵器国による兵器用の貯蔵核分裂物質に関する並行的とり組みは、この透明性の向上の目的に向かう重要な実際的ステップになるであろう。

カナダ政府は、核軍縮条約の交渉に入る機はまだ熟していないと考える。しかしながら、カナダ政府は、短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、認識し、それを受け入れる。(後略)

■勧告15

NATO核戦略の見直し(全文)

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

回答(抜粋)

政府は同意する。現在のNATO核政策は、1991年の戦略概念で打ち出された。その戦略概念は、冷戦終結直後に起草されたものであり、当時としては積極的で進歩的なものであった。しかし、その後の安全保障環境の大きな変化を踏まえて、1997年のマドリッド・サミットで戦略概念の再検討が決定された。新しい版は4月(1999年)にワシントンで開催されるNATO創立50周年サミットで発表される予定である。

カナダは、改訂が信頼を得るためにNATO核戦略の特徴の検討作業を行わなければならぬと、主張した。種々の軍備管理・軍縮体制の進展によってNATOの全般的な安全保障は強化された。状況は、1991年以来大きく変わった。たとえば、NATOは戦略以下の核戦力を80%以上削減し、核砲弾と地上発射短距離ミサイルを全廃し、NATOの新しい参加国の領土に核兵器を配備する意図も、計画を、理由もないことをくり返し表明した。同様に、残存するNATO核戦力は、臨戦態勢の水準を大幅に低減した。さらに、欧州通常戦力条約(CFE)は、ヨーロッパにおける通常戦力の水準と相対的な均衡を減少させた。NATOは一ヵ国にしろ数カ国との合同にしろ、想像しうる通常戦略による挑戦に耐えるのに十分な通常戦力をもっている。(中略)

その結果、NATOは外交その他の手段で危機を回避したり、必要ならば、通常戦力による防衛を成功裡に行うのに、よりよい状況に置かれている。したがって、NATOが核兵器を使用を考慮するような状況は、いまや極めて少なく、かつてないほど予想できなくなっている。(中略)

カナダは、NATOが核兵器政策とその不拡散、軍備管理、軍縮の進展との関係を見直すことにワシントン・サミットで合意することを提案した。この見直しとそれを補うNATOの諸活動は、核軍縮と不拡散がNATOが真剣にとり組んでいる課題であるという重要なシグナルを、拡散の可能性のある国々に対して送ることになるであろう。NATOは全会一致で動くことを考慮に入れて、カナダは、NATO核戦力の特性を考察するとき、核拡散の可能性のある国々に与える影響について考慮するようNATO加盟諸国に対して求め続けるつもりである。

資料16 NATOサミットにおける核政策見直し決定

コミュニケ「21世紀のための同盟」第32節 1999年4月24日 ワシントン

32. (NATO)同盟の安全保障目的の達成のために、軍備管理、軍縮、そして不拡散は、ひき続いて大きな役割を果たすであろう。NATOはこの分野において長い間の実績がある。NATO軍は、核戦力においても通常戦力においても、冷戦終結以来、安全保障環境の変化の一部として、著しく削減してきた。すべてのNATO加盟国は、核不拡散条約、生物・毒物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約といった大量破壊兵器の軍縮と不拡散に関する中心的な条約に加盟しており、その全面履行を約束している。NATOは、すべての範囲の任務に対する必要性に見合った最低限の戦力によって、安全保障と安定性の強化を目指している防衛的な同盟である。安全保障への幅広いアプローチの一部として、核戦力においても通常戦力においても、NATOは軍備管理と軍縮に力を入れ、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を阻止する方法を追求している。全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、(NATO)同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討をおこなう。常設会議理事会は、12月の外相会議にこのような選択肢を検討するための手順を提案する。責任あるNATOの諸組織がこれを完成する。われわれは、ロシアとの常設共同理事会において、この分野やその他の分野でロシアとより深く協議するとともに、NATO・ウクライナ委員会においてウクライナと、ヨーロッパ大西洋協力理事会(EAPC)において他の協力国と、協議を深めることを支持する。

資料17 モンゴルの非核地位に関する国連総会決議

モンゴル国の国際的安全保障と非核地位(第53回国連総会決議53/77D)
1998年12月4日 全会一致で採択

総会は、
国連憲章の目的と原則を想起し、
さらに、諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言を想起し、
その領土を非核地帯として宣言するというモンゴル国の決定を歓迎し、
モンゴル国領土の非核地帯宣言と関連して核兵器国によって行われた個々の声明に満足をもつて注目し、

モンゴル国一ヵ国の非核地位を制度化しようとするモンゴル国の方針を歓迎し支持した第12回非同盟運動首脳会議(1998年9月)の最終文書に留意し、
非核地位が諸国の国家安全保障を保証する一つの措置であるという事実に由来し、
また、小国の保護と安全保障に関する1994年12月9日の総会決議49/31に留意し、
地域諸国やその他の諸国と、平和的、友好的、互恵の関係を発展させるのにモンゴル国が果たしている積極的で建設的な役割を歓迎し、

モンゴル国が国際的に認められた地位が、その独立、主権、領土保全、国境の不可侵性、生態系の均衡の保全を強化することを通じてモンゴル国のおもな安全保障を増進するのみならず、地域の安定と信頼醸成を強めるにも貢献することを確信し、

以下のことを決議する。

1. モンゴル国による、非核地位の宣言を歓迎する。
2. モンゴル国が友好的で均衡のとれた近隣諸国との関係を、地域の平和と安全保障と安定にとって重要な要素であると認め、支援する。

3. 五つの核兵器国を含む加盟国が、モンゴル国の独立した外交政策のみならず、モンゴル国の独立、主権、領土保全、国境の不可侵性、経済的安全保障、生態系の均衡、そして非核地位を固め、強化するために必要な措置を、モンゴル国と協力してとることを奨励する。
4. アジア太平洋地域の加盟国に、安全保障や経済のための関連地域機構に参加しようとするモンゴル国の努力を支援するよう訴える。
5. 上記第3項に述べられた必要な措置をとるために、現有の力量のなかで、モンゴル国に必要な援助を与えるよう、事務総長と関連国連機関に要請する。
6. この決議の実行に関する報告を第55総会において行うよう、事務総長に要請する。
7. 「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」と題する事項を、第55総会の暫定議題に含めることを決定する。(以上)

資料18 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト

アルファベット順。
第1回から第3回会合までをまとめたもの。行の最後の数字は、何回目の会合に出席したかを示す。
●は共同議長。
○は報告書起草委員会メンバー。◎は同委員長。(このほか、起草委員会には事務局より1名が参加している。)
カッコ内は出身国。

ニシャット・アフマド	地域研究所所長(パキスタン)1,2,3
ザカリヤ・ハジ・アフマド	マレーシア国立大学教授(マレーシア)1,2,3
明石康●	前広島平和研究所所長(日本)1,2
マルコス・アサンブージャ	駐仏大使(ブラジル)1,2,3
セルゲイ・ブラゴボーリン○	世界経済国際関係研究所副所長(ロシア)1,2,3
エミリオ・カルデナス	香港上海銀行専務取締役(アルゼンチン)1,2,3
テレーズ・デルペシュ○	フランス原子力企画部長(フランス)3
ロルフ・イケウス	駐米大使(スウェーデン)1,2,3
ロバート・ガルチ	ジョージタウン大学国際関係学部長(米国)3
韓昇洲(Han Sung-Joo)○	高麗大学教授(韓国)1,2,3
今井隆吉	世界平和研究所首席研究員(日本)1,2,3
ヨアヒム・クラウゼ○	ドイツ外交協会副会長(ドイツ)1,2,3
マイケル・クレポン○	ヘンリー・スチムソンセンター所長(米国)2,3
ピエール・ルルーシュ	英國際戦略問題研究所理事(フランス)3
パトリシア・ルイス○	国連軍縮研究所(UNIDIR)所長(英国)1,3
ペギー・メイソン	カナダ国際平和安全保障評議会部長(カナダ)1,2,3
松永信雄●	日本国際問題研究所副会長(日本)1,2,3
ジョセフ・ナイ	ハーバード大学ケネディスクール学長(米国)1
ロバート・オニール	オックスフォード大学教授(オーストラリア)1,2,3
錢嘉東(Qian Jiadong)	中国国際戦略学会高級顧問(中国)1,2,3
アブドゥル・モネイム・サイード	アハラム戦略研究所所長(エジプト)1,2,3
ジョン・シンプソン	ササンプトン大学マウントバッテン国際研究センター所長(英國)3
ジャスジット・シン	インド防衛研究所所長(インド)1,2
ゲンナジー・ウドベンコ	ウクライナ最高会議議員(ウクライナ)2,3

資料19 第53回国連総会での日本の軍縮方針演説

はやしあきら
第53回国連総会第一委員会での林暘軍縮大使の演説
(全17節からなる。うち4節を除いて全文を掲載する。)
1998年10月13日 ニューヨーク

議長、まずははじめに、日本代表団を代表して貴殿の第53回国連総会第一委員会議長就任に対し心からお祝い申し上げます。貴殿の軍縮問題の外交経験と外交技術、そして軍縮問題に関する知識は、—その質の高さはジュネーブ軍縮会議(CD)において十分に明らかにされたのですが—、当委員会において我々を実のある議論へ導く大きな助けになるでしょう。我々の目の前にある諸課題は今年特に重要性をもつものであり、貴殿が当委員会を成功裡の終了へと導くために、わが国代表団の完全なる支持と協力を保証いたします。

議長、冷戦終結後、国際社会は国際の平和と安全のための新世界秩序の設立という困難な課題に直面しています。我々は完全なる成功にはいたっていませんが、我々の誠実で精力的な努力が、化学兵器禁止条約(CWC)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、対人地雷禁止オタワ条約などのいくつかの実を結んだことは、注目すべきことです。条約交渉とその締結が重要であることはもちろんですが、同様にそれらの条約が普遍的な加盟を得て、効果的かつ完全に履行されることも重要です。我々は、そうでない状態に満足したり甘んじたりすべきではありません。

また、CDが再び活性化して、非核兵器国に核兵器の使用や威嚇をおこなわないことを保証する効果的な国際的とり決め(NSA)に関する特別委員会、および、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約に関する特別的委員会を設置したことでも、注目に値することあります。CDはまた、今年6人の特別コーディネーターを任命しました。各コーディネーターのもとでCDがおこなっている実質的で建設的な議論を、我々は評価するものです。

議長、軍縮分野での確かな達成がこれまで得られてきた一方で、インドとパキスタンは核実験を実施し世界に衝撃を与えました。この核実験は、軍縮と不拡散への国際的努力にまっ向から逆らうものでした。

日本の小渕総理大臣は、国連総会での最近の演説において、このことが不拡散体制に対するきわめて重大な挑戦であると述べました。不拡散体制の強化がきわめて重要であることを強調しつつ、彼は以下の5つの目標が緊急に注目されるべきであると指摘しました。

- 第一に、NPTへの普遍的な加盟。
- 第二に、不拡散を保証するための、核兵器やミサイルに関する備品、材料および技術の厳格な輸出管理。
- 第三に、CTBTを普遍的に支えることによる、これ以上の核実験の防止。
- 第四に、核兵器国による核軍縮のいま以上の前進。
- 第五に、核分裂物質生産禁止条約(FMCT)交渉の早期完結。

議長、日本は最近の核実験はきわめて真剣な問題であると受けとめています。それは、NPTへの挑戦を投げかけており、NPTの基盤そのものを崩しかねないものだからです。我々は、NPTが世界的な核軍縮および核不拡散の基本的な枠組みであると考えています。このような背景に反して、条約の非加盟国であるインドとパキスタンによる最近の核実験は、国際社会への大胆な挑戦であります。NPT締約国は、一方では、非核兵器国が核兵器を開発するといいかなる意図も放棄することによって、他方では、核兵器国が核兵器の削減および究極的な廃棄をおこなうことによって、核兵器の廃棄を誓約しています。すなわち、NPTとは、核兵器国が永続的に核兵器を保有すること

が許容され、他の国には核兵器の保有が禁止されている、というような枠組みではありません。187もの国々がこの考えに承諾しており、その結果NPTは世界中の条約の中でもっと多くの参加国を得ているのです。

以上の観点から、日本は、核実験を既成事実と受けとめてそれに応じて行動すべきであるという考え方を、決して支持することはできません。むしろ我々は、核実験後に採択された安全保障理事会決議1172がきわめて重要であると考えます。日本政府はまた、P5やG8の声明という形で国際社会が発した、強力で明確なメッセージを歓迎します。

議長、ではここで、我が国政府が不拡散を強化し核軍縮を促進するためにとったイニシアチブについて説明させていただきます。

第一に、核実験の直後に、当時の外務大臣であった小渕元総理大臣は、インドとパキスタンに核兵器計画を放棄させるための実現可能な措置を考えるとともに、世界的な不拡散体制を強化し核軍縮を促進する適切な方法を検討するための国際フォーラムを、緊急に設立することを提案しました。続いて、そのフォーラムは「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」と名付けられ、その第1回会合は、世界中からの多くのすぐれた政府関係者と研究者双方からなる専門家の参加を得て、8月に開催されました。このフォーラムは、将来の核不拡散と核軍縮への努力のための指針として活用可能な、具体的で建設的な勧告を含む報告を提出する予定です。

第二に、日本政府は第一委員会のこの会期中に、核軍縮に関する決議を提出いたします。日本政府は、核兵器の究極的な廃絶に関する決議案を、1994年に初めて提出しました。これは、加盟国の大半の一員として核兵器廃棄の明確な誓約を示すとともに、翌年の(NPT)再検討・延長会議に向けて好ましい土台を準備するものでした。1995年のこの会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、その内容を反映して、国際社会の共通の目標としての「核兵器の究極的な廃絶」に明確に言及しました。以来毎年提出しているこれに続く決議は、国連加盟国の圧倒的多数の支持により採択されており、昨年には、すべての核兵器国が支持しました。このような実績を基にして、日本政府は今年新しい決議を上程するつもりです。それは、核兵器のない世界という目標への世界的な誓約を得ることを目的としています。

議長、この目標は広く共有されていますが、その達成に向けた方法や措置に関する意見には相違がみられます。日本政府は核軍縮を達成するために、具体的で現実的な措置をとるという「ステップ・バイ・ステップ」の方法を提唱してきました。このような観点からは、CTBTに続く次の段階は、1995年の「原則と目標」に記されているように、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約とするべきであります。

日本は、CDでのこの問題に関する特別委員会の設置の決定を歓迎します。この特別委員会は、今年は交渉開始はできませんでしたが、CDは来年の会期で早期に同委員会を再設置し、実質的な交渉ができるかぎり早く開始されるようにすべきです。

核分裂物質条約の義務範囲(スコープ)や構成についてはこれから交渉されるべきですが、日本は、核分裂物質の生産の禁止は、核軍縮と核不拡散の双方への重要な措置として働くであろうと確信しています。

核分裂物質生産禁止条約の交渉の中で出されるさまざまな問題の中で、どのように貯蔵物質をとり扱うかという問題は、もっとも議論の分かれどころの一つでしょう。日本は、貯蔵核分裂物質の問題は放置することのできない大きな問題であると確信しており、それをとり扱うもっとも適切な方法について、集中的に審議することを求めます。

貯蔵の問題に加えて、これから解決されなければならないいくつかの技術的問題があるでしょう。この点については、日本政府は今年5月にジュネーブで「カットオフ条約の技術的側面」に関するセミナーを開催しました。我々は、同じ目的で他の国々がとったイニシアチブを歓迎したいと思います。日本政府は、核エネルギーの平和利用の分野において幅広い知識と経験をもっており、この

問題の交渉に建設的な貢献を続けていきます。

議長、核分裂物質条約が多国間でとるべき次の措置ではあることは疑いのないところですが、それはもちろん、最終の措置ではありません。核分裂物質の生産を禁止するという発想が、実際に交渉が始まるところへと進展するまでに数十年を要したという事実を考慮するならば、FMCTに続くべき実現可能な一つまたは複数の措置についての審議が開始されることは、時期尚早ではまったくないと我々は考えます。この見地から、CDが、議長団の協議を通じて、核軍縮に関する諸問題をどう取り扱うかについて真剣に議論をおこなったことは注目されるべきことです。日本政府は、これに続くCD議長団のこの問題での努力を高く評価するとともに、これらの協議が、核軍縮の促進への多国間でとるべき追加的な措置を議論する適切で効果的なしくみを、早期につくり出すことを望んでいます。

議長、核軍縮は国際社会全体で共有されるべき責務であります。しかしながら、核兵器国が主要な責任を負うべきであることは否定できません。この意味で、二つの最大の核兵器国である合衆国とロシア連邦による核削減措置は、もっとも重要であります。日本は、この両国がこんにちまでに達成したことがらを評価するとともに、START IIの早期発効と、できるかぎり早期のSTART III交渉の開始を求めます。

いくつかの核兵器国が、最近多くの核軍縮措置を実施してきたことは注目されるべきです。連合王国の「戦略国防見直し」のイニシアチブはその一例です。核兵器国が一方的に保有核兵器を削減するいかなる措置も歓迎されるものであり、それは他の核兵器国によるさらなる核軍縮措置へつながる環境を生みだすものです。

さらに言及するに値する措置は、合衆国とロシア連邦の間で結ばれた、余剰 plutonium の管理と廃棄に関する協定です。この決定は、確かによい方向へ向かうものと言えます。

それにもかかわらず、過去数年間の核軍縮の前進は遅々としており、国際社会の期待にこたえるものになっていません。核軍縮への努力が加速され、増強されることが真に望まれるところです。

核軍縮は全世界に影響を及ぼす問題であるため、非核兵器国は、この分野でなされる前進と努力について情報を得る正当な権利をもっています。日本は、そのために核兵器国がNPT再検討会議第2回準備委員会においておこなった努力を歓迎するとともに、そのような努力の重要性を今後も強調していきます。

議長、ここでNPT再検討過程に移らせていただきます。

NPTがこれまでそして今後も核軍縮の土台であることは、我々の長い間の固い確信です。この条約の普遍性と完全履行は、NPT体制を強化するためには欠くことのできないものです。普遍性に向けた重要な一步が、ブラジルの加盟によってなされました。これにより、締約国は187に増えました。

完全履行の確保について言えば、条約無期限延長の決定の一部として合意された「強化されたNPT再検討過程」を活用していくことが適切です。条約の不明確な延長決定の一第2回準備委員会が実質的な課題について一つも報告書を採択することができなかつたことは、残念なことでした。現在の履行状態は、1995年に表明された期待にはるかに及ばないものです。

2000年の再検討会議はきわめて重要であります。それは、無期限延長の決定後はじめ、条約の履行状態を評価する機会となるからです。NPTの目標を達成するためには、我々は将来への視野と同様に歴史への認識をもつ必要があります。次回再検討会議は新たな千年期がまさに開かれんとするときに行われるのですから、2000年会議は、21世紀における核不拡散と核軍縮に向けた我々の熱望を明確に表すのにまさに時宜を得たものであるということを指摘したいと思います。

議長、ここで、CTBTについて手短に触れさせていただきたいと思います。

私は、この問題に関してパキスタン首相とインド首相が国連総会で最近おこなった演説に注目するものです。演説は、いくつかのあいまいな点を含んでいましたが、前進への確実な歩みであったと我々は考えています。演説での言葉が具体的な行動に反映されることを願いつつ、日本政府は、インド、パキスタンおよび朝鮮民主主義人民共和国に対してCTBTの署名と批准をおこなうことを強く要求するとともに、他の未批准国にはその批准を強く要求し、それらを通じてできる限り早く条約が発効することを求めます。

もしも残念ながら、条約が署名のために開放されてから3年たっても発効されない場合には、目標達成のためのもっとも早く実現可能な手段を促進するために、1999年に会議が召集される必要があります。

(中略:ここで、「対人地雷」、「小火器」、「通常兵器の情報公開」、「生物兵器」の4項目について各1節ずつが当てられている。)

議長、国際社会が平和と安全を維持し確実にするよう努力している中で、アジアにおいてこのような国際的努力に反する行為がおこなわれたことは遺憾であります。

最近朝鮮民主主義人民共和国が発射したミサイルは、それが人工衛星を軌道に乗せる試みであったかどうかを問わず、北東アジアの安全保障にとって重大な懸念をひき起こしたのみならず、我々にあらためて、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散に対する懸念を抱かせたのであります。

議長、演説を終える前に私は、国連アジア太平洋平和軍縮センターの役割に対して感謝の意を表したいと思います。同センターは、軍縮と地域の安定のための「カトマンズ・プロセス」で知られるような、多くの事業に積極的に取り組んでいます。そして、核不拡散と核軍縮に焦点を当てた議論をおこなうために、来月長崎で国連軍縮会議を開催することを計画しています。私はこれらの活動が継続され、より一層促進されることを期待しています。

議長、私はここで、軍縮は着実で具体的な措置をとっていくことによってのみ達成され得る、という日本政府の固い確信をくり返し述べたいと思います。

我々は、軍縮という高尚な目的を心に留めておかなければならない一方で、我々が現実的であるべきことは、それに劣らないほど重要であるのです。このことは、我々が軍縮という課題にとり組むときの指針となるでしょう。我々は現在どこにいて、最終目標がなんであり、次の最も良い段階は何であるべきか、という視点を保ちつつ、課題にとり組んでいく必要があるのです。今年の第一委員会において、建設的で実のある議論が、今述べたような方法で進められていくことが、私の心からの希望であります。日本政府としては、我々の共通目標の達成に寄与するために、あらゆる努力を行なうつもりであります。

議長、ありがとうございました。

資料20 「新アジェンダ決議」日本棄権の理由

「国連総会第一委員会における投票後の各国の演説についての報告」
(1998年11月13日、レベッカ・ジョンソン)より日本に関する部分の抜粋

日本は、新アジェンダ決議(L. 48/Rev. 1)と日本自身の決議(L. 42/Rev. 1)には共通の要素が多くあると指摘し、日本代表団が棄権の決定をするのは容易ではなかった、と述べた。日本は、L. 48/Rev. 1は「少しばかり行き過ぎであり、少し機が熟さない要素が含まれている」という理由で棄権した。これには、核兵器が無期限に保有される可能性に言及したり、核兵器国に対する批判が入っていたりすることが含まれている。日本は、核兵器国は核兵器の廃棄の約束をしており、すでに相当な削減をしていると見なしている。日本は、とりわけ主文14節(核軍縮に関する国際会議の呼びかけ)と主文19節(核兵器のない世界は究極的には多国間で交渉された法的に拘束力のある条約によって下支えされる必要があることの確認。これは多くの国によって核兵器禁止条約を支持している言葉だと見なされているが、共同提案国の中にはそれは一見解に過ぎないと力説している国々もある。)に懸念を示している。日本は、核兵器の究極的廃絶に向かってステップ・バイ・ステップの着実な進展をするために、核兵器国を巻き込んだ新しい一致点を育むことを望んだ。

資料21 第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議

究極的核廃絶にむけた核軍縮(決議53/77U) 1998年12月4日採択

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/H、1995年12月12日の総会決議50/70C、1996年12月10日の総会決議51/45G、および1997年12月9日の総会決議52/38Kを想起し、

核不拡散の世界的な体制を強化しようとする国際的努力への挑戦である最近の核実験に留意し、

戦略兵器削減条約(START II)の早期発効を期待するとともに、クリントン・アメリカ合衆国大統領とエリツィン・ロシア連邦大統領によって発表された、核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明を歓迎し、

その他の核兵器国による保有核兵器削減努力、ごく最近では、大ブリテンおよび北アイルランド連合王国による努力を歓迎し、

ブラジルの核不拡散条約(NPT)加盟もまた歓迎し、

核軍縮の進展が、国際の平和と安全を保証する核不拡散体制の強化に資するとの確信を再確認し、

ジュネーブ軍縮会議(CD)が、1995年の専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマニフェストに基づいて、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」を交渉する特別委員会の設置を決定したことを歓迎し、

1. NPTの普遍性確立の重要性を再確認するとともに、同条約の非締約国に対し、遅滞なく無条件に加盟することを求める。
2. すべてのNPT締約国が、同条約による義務を履行することの重要性もまた再認識し、
3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標として世界的に核兵器を削減する体系的かつ前進的努力の決然たる追求と、すべての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完

全軍縮の追求を求める。

4. 核兵器の廃絶という究極的目標を達成するために、以下の措置を追求することの重要性と必要性を再認識し。
 - ・包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた、すべての国による同条約の早期署名と批准、および、同条約発効までの間の核実験の中止
 - ・CDにおける、専門コーディネーターの報告書およびそこに含まれるマンデーに基づく、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉の早期締結
 - ・核軍縮および核不拡散に関する可能な将来の措置に関する多国間での議論
 - ・START IIの早期発効、およびロシア連邦とアメリカ合衆国によるSTART III交渉の早期開始と締結
 - ・五つの核兵器国による保有核兵器の一方的および交渉を通じての削減へのさらなる努力
5. 核兵器国に、国際連合加盟国に対して、核軍縮に関する前進と努力についての適切な情報提供を継続するよう促し、
6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎するとともに、解体された核兵器から生じる核分裂物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、
7. すべての国に、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散防止のための努力を強めること、そして必要とあれば、これらの兵器につながる可能性のある装備品、原材料、技術を輸出しないとの各国の政策を確認し強化することを求め、
8. すべてのNPT締結国に対し、2000年に開催される予定の次回の再検討会議の成功のため、最大限の努力を払うことともまた求め、
9. 核不拡散・核軍縮に関する適切な諸フォーラムで、ひき続き真剣な討議が行われることを奨励する。

共同提案国：オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、ルーマニア

資料22 シャノン報告

「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」を交渉するための、もっとも適切な仕組みに関する
カナダのジェラルド・E・シャノン大使の報告

1995年3月24日 ジュネーブ軍縮会議 CD/1299

昨年のジュネーブ軍縮会議(CD)の会期冒頭において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉をするための、もっとも適切な仕組みについて、参加国の見解を求めるよう、私は仕事を仰せつけられました。

ご承知のように、私は二者協議と集団協議を問わず多数の協議を重ね、1994年中に5回にわたって、この全体会議に正式な報告をいたしました。前回の会期の途中で、CDがこの問題に関する条約交渉を行う適切な場であるという全会一致の合意が成立しました。9月の会期の最後に、特別委員会への委託任務については合意に至らなかったものの、委託任務について合意ができ次第、速やかに特別委員会を設置すべきであるという原則的合意がえられました。そのとき、CDは、特別委員会の速やかな設置が可能になるように、私は適切な委託任務について協議を継続するように依頼しました。

今年の会期の初め、CDは委託任務についての協議を継続することを決定しました。

それ以来、私は数多くの協議を重ねてまいりました。その結果、各國代表は特別委員会の委託任務は国連総会決議48/75Lに基づくべきであるということで一致したことを、ここに喜びをもってご報告いたします。それは次のようなものです。

1. CDは、「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置する。
2. CDは、特別委員会に、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉を行うことを命じる。
3. 特別委員会は、1995年会期の終了までに、交渉の進展についてCDに報告する。

協議の過程において、多くの国の代表は、条約の適切な義務範囲など核分裂物質に関連するさまざまな問題について懸念を表明しました。何か国かの代表は、特別委員会に与えられた委託任務は核分裂物質の将来の生産についてのみ考慮することを許しているという見解を表明しました。他の国の代表は、委託任務は将来のみならず過去の生産についての考慮を許すものであるという見解を示しました。さらに他の代表は、(過去や将来の)核分裂物質の生産に関するのみならず、核分裂物質の管理に関しても考慮がなされるべきであるという見解を示しました。

議長、特別委員会の設立にあたっての委託任務は、何人も上記のような諸問題を特別委員会で提起することを妨げるものではないということで、各國代表は一致しております。

強い主張をもった諸代表も全員一致に加わることができましたので、われわれはそろってこの問題で前進することができました。このことは、この重要問題に関して特別委員会の設立が可能であり、交渉を開始することができるということを意味しています。このことは、CD全代表の近年の共通の目標でありました。

この結果に到達するまでの、すべての国代表のみなさんの生産的な貢献と支援に感謝いたします。

資料23 カットオフ特別委に関する林軍縮大使の演説

はやし・あきら
ジュネーブ軍縮会議における林暘日本大使の演説
1998年8月11日

議長、きょう、3年間のゆき詰まり状態ののち、ジュネーブ軍縮会議(CD)は「兵器用核分裂物質の生産禁止(カットオフ)条約」に関する特別委員会の設置に全会一致で同意しました。カットオフ条約(FMCT)の主要な主張国のひとつとして、日本政府は、CD参加国すべてが柔軟な姿勢で臨んだことが功を奏し、このような前進を実現できたことを心から歓迎します。しかし、私たちが合意に向かうよう促した、議長、あなたの数え切れない協議と粘り強い努力なしには、特別委員会の設置は実現をみなかったであります。あなたの努力はこの度のようなポジティブな進展には全く不可欠なものでした。この意味において、議長、私はあなたに心より感謝申し上げます。

議長、日本政府は、カットオフ条約は核軍縮の分野できわめて意義深いものであると考えます。1995年の核不拡散条約(NPT)の再検討・延長会議は、この考えを支持しています。カットオフ条約のみで核弾頭の削減をもたらすことができないことは明らかですが、核兵器国の大生産力に歯止めをかけるという点で核軍縮の強化と促進に貢献すると、私たちは信じています。

同時に、カットオフ条約は核不拡散の点において計り知れないほど貴重なものです。なぜなら、この条約は兵器目的の核分裂性物質の生産を世界的に中止させ、そのことによって不拡散体制を大幅に強固にするからです。核不拡散体制が現在直面している困難を考えるとカットオフ条約はなおさら重要です。したがって、カットオフ条約は、核不拡散と核軍縮をともに促進することによって、核兵器廃絶という究極の目標の達成に不可欠な中間的ステップとして役立ちます。

議長、このような観点から、議題項目Ⅰ「核軍備競争の中止と核軍縮」に関する協議の重要性を明確に表明している総裁声明に、私は完全に同意します。カットオフ条約の重要性が強調されるべきであることはもちろんありますが、その締結だけではCDにおける私たちの仕事は充分ではありません。日本は、カットオフ条約に続く次の適切な多国間の方策を特定する努力を、CDが続けるべきであると強く確信しています。総裁の協議が、このような目的に向かって、私たちが前進することを可能にするような、具体的で建設的な機構や措置を生み出すことを、私たちは切に希望いたします。

議長、日本政府はカットオフ条約の交渉開始を歓迎します。私たちはまた、これが私たちの仕事の出発点にすぎないことを認識しています。カットオフ条約の本質に関わるような、決定的かつ根本的な問題について、CD参加国の代表の間で見解や立場が違っていることは、いまここにいらっしゃるどなたも、よくご存知のとおりです。条約の義務範囲(スコープ)は、そのような例の一つです。特別委員会の委託任務については、「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止」と「シャノン報告」に明確に定義されています。しかし、現存する核分裂性物質の在庫の問題は、放置できない重要な問題です。単に特別委員会の設置に同意を得たことよりも、この問題の扱いに成功するか否かに、CDの力量の有無が問われていると、私は確信します。

この点に関して、日本代表団はアメリカ合衆国、ロシア連邦、そして国際原子力機関(IAEA)のイニシアティブに勇気づけられてきました。日本代表団は、最近のイギリスによる「戦略国防見直し」のイニシアティブ、とくに自国保有の核分裂性物質の量と種類を公表したことに対して歓迎し、感謝します。

政治的課題とも言える義務範囲(スコープ)の問題に加え、交流過程では無数の解決すべき技術面の問題点があります。これに関連して、私は、有能な専門家の参加をえて5月10日と11日に開催された技術セミナーの成果について、CD参加国の記憶を喚起しておきたいと思います。議長のまとめ報告入手ご希望の場合は、日本代表団にご請求ください。

資料24 高知県港湾非核化に関する資料

24-1

高知県の港湾における非核平和利用に関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、昭和59年7月には「非核平和高知県宣言」を決議したところである。

高知新港の一部開港を控え、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。

よって、当県議会は、ここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する。

平成9年12月19日 高知県議会

24-2

平成10年5月29日

外務省北米局長 高野紀元 様

高知県知事 橋本大二郎

高知県港湾施設管理条例の一部改正に係る疑義について(照会)

本県は、政府の基本的政策である「非核三原則」をより一層徹底させるため、高知県港湾施設管理条例(以下「条例」という。)の一部改正を検討しています。

改正作業にあたり、下記事項について疑義が生じましたので、御教示をお願いします。

なお、現時点における条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による本県港湾施設の使用を規制すべく、使用許可にあたっては非核証明書の提出を要請する予定ですが、この条例案に対する見解をお示しいただければ幸いです。

また、平成2年10月広島県呉市において、港湾管理施設使用条例改正の住民直接請求があつた際、政府の公式見解が示されたと側聞していますが、その写しを御恵与ください。

記

- 1 外国艦船に対する港湾法等国内関係法令の適用について
 - (1)港湾法等国内関係法令は、外国艦船に対しても適用されると解されるが如何か。
 - (2)適用された場合、アメリカ合衆国軍艦とその他の国軍艦とでは、その適用関係に差異が生じるのか。また、差異が生じた場合、その具体的根拠規定は何か。
 - (3)適用されないとした場合、その具体的根拠規定は何か。

- 2 外国艦船の本邦寄港に関する同意は国の権限と承知しているが、港湾管理者が施設管理上の必要から行う危険物の取り扱い等に関する行為規制や施設使用許可は、管理者である地方自治体の権限であり、両者は一体不可分ではないと考えるが如何か。

24-3

高知県知事 橋本大二郎殿

平成10年12月28日

外務省北米局長 竹内行夫

高知県港湾施設管理条例の一部改正について(回答)

平成10年5月29日付貴書簡において御照会の点についての当方の考え方は下記のとおりです。

記

問1.について

国際法上、一国の領海及び内水において、沿岸国は、米国軍艦を含む外国軍艦に対し国内法令を執行することはできない。

なお、米国軍艦は、日米安全保障条約及びその関連取締に基づき我が国の港への出入りを認められている。

問2.について

地方公共団体が行う危険物の取扱等に関する行為規制や港湾施設の使用規制は、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からのあくまでも港湾管理者としての地位に着目してのものにとどまる。これらの地方公共団体の規制と外国軍艦の我が国寄港に同意を与えるか否かについての国との決定とは別個の問題である。地方公共団体に前述の権能が与えられているからといって、地方公共団体が当該決定に関与することまでを認めたものではなく、地方公共団体が当該決定を制約できることにはならない。

我が国は非核三原則を国的基本政策として堅持しており、国が外国軍艦に対して寄港の同意を与えるか否かについて決定する際には、このような基本政策を堅持するとの立場を踏まえ対処している。

高知県の条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による高知県の港湾施設の使用を規制することとし、使用許可にあたっては県から非核証明書の提出を要請するものである。

これは、港湾管理者である地方公共団体が、外国軍艦が核兵器を搭載していないことを証明する書面を提出しないという理由により、外国軍艦の港湾施設の使用を規制してこれを認めないとする権能を与えるものである。この場合、我が国への寄港を認めるか否かというのは外交関係の処理に当たる国の事務であり、地方公共団体によるかかる権能の行使は、国の寄港の同意に関する決定に地方公共団体が関与し、又はこれを制約することになり、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からの港湾管理者としての地位に基づく権能の範囲を逸脱しているものであって、地方公共団体の事務としては、許されないものである。

24-4

平成十一年二月二十三日提出

高知県知事 橋本 大二郎

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(案)

高知県港湾施設管理条例(昭和二十九年高知県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二 県は、港湾施設の管理に当たっては、国的基本政策である非核三原則を踏まえ、平和で県民に親しまれるように努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

24-5

外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱(案)

1999年3月9日に修正された案

1 課旨

この要綱は、外国艦船が本県港湾施設を使用するときに必要な手続きを定めるものである。

2 報告義務

海上保安部等から、外国艦船の港湾施設使用の情報を得た土木事務所長(高知港湾事務所長及び港湾管理事務の委任に関する規則に基づき委任された市町村長を含む。以下、「管理者」という。)は、別紙様式1により、直ちに港湾課長に報告をしなければならない。

3 外務省への要請

前項の報告があった場合、知事は、外務省に対し、当該艦船が核兵器を積載していないことを示す文書等の提出を、要請するものとする。

4 要請結果の公表

知事は、前項の要請結果を、県民に公表するものとする。

5 通知

港湾課長は、3及び4の経緯を、速やかに管理者に通知するものとする。

6 使用の手続き

管理者は、前項の通知を受け、高知県港湾施設管理条例に定める使用の手続きを行うものとする。

附則

この要綱は、平成11年 月 日(公布日)から施行する。

資料25 核兵器に関する世界の文民指導者の声明

1998年2月2日 ワシントンD.C.

冷戦の終焉は、国際政治や安全保障の分野に深遠な変化をもたらした。イデオロギー的な対立にかわって、人間の取り組みのあらゆる分野で地球大の関係が発展しつつある。断絶的な状況がある一方で、平和的な対話も行われている。鋭い敵対関係もあるが、暴力や流血事態ではなくて、平和的解決を図る相当な努力も行われている。

とくに重要なのは、核兵器の壊滅的な脅威のない世界の実現という長年求めてきた展望が、突然、手のとどくものとなったことである。人類の歴史の中で画期的な時期が訪れているのである。この崇高な目標の実現する奇跡に近い機会が生じている。しかし、この機会は壊れやすいものもある。核拡散の可能性は、いつまでも阻止しておけるものではない。学者や政治家らが、この問題に緊急に着目し最善の努力をすることが求められる。

核保有国、それに事実上の核保有国の指導者らは、1970年の核不拡散条約(NPT)に記されており、また、その無期限延長を定めた1995年の文書によって明確にされ再確認された核軍縮の約束を果たさなければならない。そのためには、彼らは、核兵器を体系的かつ前進的に削減し、その重要性をなくしていく作業を開始し、また、彼らの目標が、最終的に核兵器を廃絶することにあると明確に宣言しなければならない。

多くの国々の軍部の多くの指導者たちが、核兵器のない世界の方が、すべての国々の安全がより保障されることになると警告を発してきた。核兵器のない世界という目標に向けてただちにとるべき、そして実行可能な措置が、「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書」を初めとする注目すべき多くの研究によって列挙されている。われわれ以下に署名したものは、これらの提案のなかでも、次の措置を全面的に支持するものである。

1. 核兵器の臨戦態勢を解き、核兵器をその運搬手段からはずして、各国の安全な貯蔵の下に置く。
2. 核兵器用の核分裂物質の生産を中止する。
3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効するまでの間、核実験を停止する。
4. START IIの批准に関係なく、米ロの間で核兵器のさらなる大幅削減に向けた交渉を直ちに開始する。
5. 他の核保有宣言国、また宣言していない核保有国は、米ロの核兵器保有量が自分たちのレベルに近づいたとき、国際的な査察、証明、保障措置の制度の枠内で、比例関係に基づいた削減過程に参加することを明確に約束する。
6. 核廃絶という遠いかもしれないが最終的な目標に向けた措置の実施、達成、執行の計画を作成する。

以上6つの措置は、ただちにとられるべきものである。

以下の追加的措置は、現在妥当で実施可能なものか判断するために注意深く検討すべきものである。

- ◆自国の主権の及ぶ領土以外のところに配備されている核兵器を自国に持ち帰る。
- ◆核兵器の「第一不使用」を約束する。
- ◆大型の長距離弾道弾の生産と保有を禁止する。
- ◆核兵器の生産に必要なすべての物質について計量し、国際的な保障措置の下に置く。

世界は、核戦争の脅威の下で、あるいは、核抑止がもたらす心配でもろい平和のもとで、永遠に

生き続けることを運命づけられてはいない。このような脅威は許容できないものであり、このような平和は平和の名に値しない。核兵器の圧倒的な破壊力そのものが、その廃絶を道徳的義務とする。これが、われわれに与えられた使命である。さあ、始めよう。

署名者一覧

アルゼンチン	◆ ラウル・アルフォンシン(元大統領)
オーストラリア	◆ マルコム・フレーザー(元首相)／ゴフ・ホイットラム(元首相)／キム・C・ビーズリー(元副首相)／リチャード・バトラー(国連大使)／ギャリス・エバンス(元外相)
バングラデシュ	◆ A.D.M.S. チュウドリー(元副首相)／ムハンマド・ユーナス(グラミーン銀行支配人)
ブラジル	◆ ジョセ・サルネイ(元首相)／セルソL.N. アモリン(元外相)
ブルガリア	◆ ニコライ・ドブレフ(元内務相)／ニコライ・カモフ(外務委員長)／ディミトウラ・パプロフ(国防相)
カナダ	◆ ピエール・トルドー(元首相)／ダグラス・ロウチ(元軍縮大使)
チリ	◆ ホワン・ソマビア(国連大使)
中国	◆ 錢家棟(元国連大使)／陳繼峰(中国平和軍縮人民協会)
コロンビア	◆ ミサエル・パストラナ・ボレロ(元大統領、97年8月死去)
コスタリカ	◆ ホセ・フィゲレス(大統領)／オスカル・アリアス(元大統領)／ロドリゴ・カラソ(元大統領)／レベカ・グリンスパン・マユフィス(第二副大統領)／ロドリゴ・オレアムノ・B(第一副大統領)
キプロス	◆ ジョージ・バシリウ(元大統領)
エジプト	◆ エスマット・アブドゥル・メギド(元外相)
フィンランド	◆ カレビ・ソルサ(元首相)
フランス	◆ ミシェル・ロカール(元首相)／ジャック・アタリ(元大統領特別顧問)
グルジア	◆ エドアルド・A・シェワルナゼ(大統領)
ドイツ	◆ ヘルムート・シュミット(元首相)／ハンス・モドロフ(元首相)／エゴン・バール(元特別相)／アンゲリカ・ペール(国防報道官)／アルフレッド・ドレガー(連邦議員)／ハンス・コシニク(元EU行政官)／マルクス・メッケル(元東独外相)／バルター・ロンベルク(元東独蔵相)／ローター・シュペート(元州知事)／ハンス・ヨヘン・ボーゲル(元法務相)
ハンガリー	◆ エルビン・ラスロー(ブタベスト・クラブ)
イスラエル	◆ ヤエル・ダヤン(国会議員)
日本	◆ 羽田孜(元首相)／細川護熙(元首相)／宮沢喜一(元首相)／村山富市(元首相)／竹下登(元首相)／土井たか子(元衆議院議長)／後藤田正晴(元副首相)／平岡敬(広島市長)／伊藤一長(長崎市長)／河野洋平(元副首相)／鯨岡兵輔(元衆議院副議長)／大江健三郎(ノーベル文学賞受賞者)
キルギス	◆ アスカル・アカエフ(大統領)／ムラトベック・S・イマナリエフ(外相)／ローザ・オトウンバエバ(元外相)
レバノン	◆ サリム・エル・ホス(元首相)
マレーシア	◆ イスマイル・ラザリ(国連総会議長)
メキシコ	◆ ミゲル・デ・ラ・マドリッド(元大統領)
モンゴル	◆ ポンサルマーギン・オチルバト(元大統領)／ジャルボ・チョインホル(米国大使)
ナミビア	◆ サム・ヌヨマ(大統領)
ナウル	◆ ラグモト・ハリス(元大統領)／ルーベン・ケン(元大統領)／デビッド・ピーター(元国會議長)
オランダ	◆ ルドルフス・ルベルス(元首相)／アンドリース・ファン・アフト(元首相)／E・コルトハウス・アウテシュ(元スペイン大使)／J・ファン・ハウエリング(元副国防相)／J.G. クラユベルド・パウテルス(元国防相)／D.J.H. クラウシンガ(元国防相)／J・ドゥ・ラウテル(元国防相)／J.C. テルラウ(元副首相)
ニュージーランド	◆ デビッド・ロンギ(元首相)／ジェフリー・パーマー(元首相)
北アイルランド	◆ メイリード・マクワイア(ノーベル平和賞受賞者)
パキスタン	◆ サドラディン・アガ・ハン(元国連難民高等弁務官)／マフブブ・ウル・ハク(元蔵相)
パナマ	◆ リカルド・デ・ラ・エスペリーリヤ(元大統領)
フィリピン	◆ コラソン・アキノ(元大統領)
ポルトガル	◆ マリア・デ・ローデス・ビンタシウゴ(元首相)
韓国	◆ 申鉉碩(元首相)

- ロシア ◆ エゴール・ガイダル(元首相)／ミハイル・ゴルバチョフ(元ソ連大統領)／ゲオルギ・アルバトフ(米国カナダ研究所)／アレクサンドル・ベスマルトヌイフ(元ソ連外相)／ビタリ・ゴルダンスキー(パグウォッシュ委員会)／ローランド・ティメルバエフ(ロシア政治研究センター)／ユーブゲニイ・ペリコフ(国家安全保障会議委員)／アレクサンドル・N.ヤコブレフ(ロシア公共テレビ議長)
- 南アフリカ ◆ F. W. デクラーク(元大統領)／デズモンド・ツツ(主教)
- スペイン ◆ エンリケ・バルン・クレスポ(欧洲議会)／フェルナンド・モラン・ロペス(元外相)
- スリランカ ◆ A. T. アリヤラトナ(サルボダヤ運動)／ヌーラ・バンダラナイケ(元教育相)／ジャヤンタ・ダナパーラ(元米国大使)
- スリナム ◆ I. M. ジュワラペルサド(国会議長)
- スウェーデン ◆ ヨーラン・ペーション(首相)／イングバル・カールソン(元首相)／マイブリット・テオリーン(欧洲議会)
- タンザニア ◆ アル・ハッサン・ムビニ(元大統領)／ジュリアス・ニエレレ(元大統領)／サリム・アハメド・サリム(元首相)／ジョセフ・ワリオバ(元首相)
- タイ ◆ アナンド・パンヤラチュン(元首相)
- ウガンダ ◆ ミルトン・オボテ(元大統領)／ポール・カワンガ・セモゲレ(元副首相)／ナファリ・アケナ・アドコ(元国家安全保障相)／エマニュエル・オテング(元法相)
- 英國 ◆ ジェームズ・キャラハン(元首相)／デニス・ヒーリー(元国防相)／ジョン・エドマンズ(元軍備管理軍縮局長)／ベティ・ウイリアムズ(ノーベル平和賞受賞者)
- 米国 ◆ ジミー・カーター(元大統領)
- ジンバブエ ◆ ロバート・ムガベ(大統領)

資料26 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター

「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」についてのNGO国際レター
1998年8月25日

高村正彦外務大臣様

5月に行われたインド、パキスタンの核実験のあと、当時の外務大臣であった小渕恵三総理大臣は、核不拡散と核軍縮のためにるべき緊急行動について話し合う国際会議を開くことを提案しました。小渕提案は一連の「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」という形で実現するにいたりました。日本国際問題研究所と広島平和研究所の共催で、第1回会議が8月末に東京で開催されます。世界各地の非政府組織(NGO)で、核軍縮のために活動してきた私たちは、この重要なイニシアチブを心から歓迎し、感謝いたします。

疑いもなく、人類はいま、核軍縮のために緊急に、かつ断固とした姿勢で行動すべきときです。日本政府の主催する過去の会議の多くは、政府高官や専門家に討論の機会を与えるだけで、日本政府の方針を打ち出すものではありませんでした。それは何がしかの役割を果たしたものでなければならぬと、私たちは信じています。とくに、日本政府は断固としたリーダーシップを発揮して、人類は核兵器のない世界に向かう明確な方向をもたないまま21世紀に入るかもしれないという、今や一般化しつつある危険な考え方を打ち破り、変える努力をすべきであります。

このような非核の未来への熱望を心に抱きつつ、私たちは過去の日本の核軍縮政策の弱点について率直に指摘しなければなりません。

私たちは、日本の市民の抱いている強い反核感情と日本政府代表が国際的な軍縮交渉や討論において示す消極的な姿勢とのあいだに、大きなギャップがあることに印象づけられてきました。もともと際立った例は、核兵器の使用や使用の威嚇の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の法廷において行われた広島市長と長崎市長の証言を、日本政府が支援しなかったことです。両市長の証言は、1996年7月8日に出されたICJの歴史的な勧告的意見に貴重な貢献をしました。

米国の核の傘を要求する日本の政策は、核軍縮を求める日本政府の立場をきわめて弱く、偽善的なものにさえしています。なぜなら、自国の安全保障に核の傘が必要であるという考えに立つならば、日本はインドのような国が同じような目的のために核兵器をもつことを認めざるをえなくなるからです。

この危機的な状況において、戦争における原爆投下によって壊滅的な被害を受けた唯一の国として、日本は人類に対して特別の責任をもっています。したがって、日本はこの問題について大胆なリーダーシップをとり、来たるべき「緊急行動会議」で、次のような措置をとることを私たちは求めます。

- (1) 日本は、核兵器が安全保障に役立つという誤った考えを、完全に放棄すべきです。日本は核の傘から出て、日本と朝鮮半島を含む東北アジア非核地帯の設立の努力を開始すべきです。その際、日本は、周辺の核保有国から消極的安全保障をえることができるはずです。
- (2) 日本は、98年6月9日に核兵器廃絶のために共同行動をとる決意を表明した8カ国の「新アジェ

ンダ連合」への支持を表明すべきです。日本は、同好の国やNGOとともに、いっそう強力な連合を形成し、核軍縮への世界的な努力を開始することも可能でしょう。

(3)日本は、「緊急行動会議」が次のことを決議するようリーダーシップを発揮すべきです。つまり、核兵器国が核兵器の早期撤廃を明確に約束するよう促し、世界的に核兵器を禁止する条約にいたるような交渉をただちに開始するよう決議することです。

広範な構成員からなるNGOの代表として、私たちは核兵器のない世界の実現のために、貴下とともに働く機会があることをお待ちしています。

1998年8月25日 署名者一同

署名者(アルファベット順。組織・肩書は所属を表すのみ)

●安斎育郎:立命館大学教授(日本) ●コリン・アーチャー:国際平和ビューロー(IPB)事務局長(スイス) ●プラフル・ビドワイ:インド核軍縮運動(MIND)(インド) ●オレク・ボドロフ:グリーン・ワールドNGO議長(ロシア) ●ジャクリーン・カバッソウ(*):西部諸州法律財団・所長(アメリカ) ●ドナルド・B・クラーク:統一キリスト教会・環境・経済責任ネットワーク(アメリカ) ●ジェイ・コフラン:サンタフェ・核の安全性を問う市民・プログラム代表(アメリカ) ●ピーター・クームベス:軍備競争の中止を・代表(カナダ) ●グレアム・ダニエル:西オーストラリア核軍縮のための人々(PND)(オーストラリア) ●ケイト・デュース:クライストチャーチ軍縮安全保障センター(ニュージーランド) ●江尻美穂子:日本YWCA会長(日本) ●エリック・フォーセット:トロント大学物理学部名誉教授・「平和のための科学」創設代表(カナダ) ●ジョー・アン・フラー:ピース・アクション(アメリカ) ●バブス・フラー・クイン:オーストラリア平和委員会(全国事務所)コーディネーター(オーストラリア) ●舟越耿一:長崎ピースバス代表(日本) ●イレーヌ・ゲイル:オーストラリア平和委員会(南オーストラリア支部)Inc.事務局(オーストラリア) ●ロバート・グリーン:イギリス世界法廷プロジェクト(イギリス) ●ニック・ハーガー:太平洋軍備撤廃運動(PCDS)(ニュージーランド) ●ザンシ・ホール:核戦争防止国際医師の会(IPPNW)ドイツ支部共同代表(ドイツ) ●服部一学:平和資料協同組合(ピースデボ)代表(日本) ●フェリシティ・ヒル(*):平和と自由のための国際女性連盟(WILPF)国連事務所・所長(アメリカ) ●ラルフ・ハチソン:オークリッジ環境平和同盟コーディネーター(アメリカ) ●池田眞規:反核法律家協会・事務局長(日本) ●伊東一壮:日本原水爆被害者団体協議会(被団協)代表委員(日本) ●キャロル・ジャーンコウ:サンディエゴ平和資料センター(アメリカ) ●ピーター・ジョーンズ:戦争抵抗者国際委員会・副議長(オーストラリア) ●鎌田定夫:長崎平和研究所・所長(日本) ●マリア・ケリー:トライ・ハレイ・ケアズ(放射能の環境に反対するコミュニティ)代表(アメリカ) ●キム・ヨンハン:太平洋軍備撤廃運動(PCDS)韓国ファシリテーター(韓国) ●ボブ・キンゼイ:統一キリスト教会・平和と正義特別委員会ロッキーマウンテン支部(アメリカ) ●デイビッド・ナイト:核軍縮運動(CND)議長(イギリス) ●デイビッド・クリーガー:核時代平和財團・代表(アメリカ) ●リー・サムスン:韓国カトリック大学教授(韓国) ●ビル・リンドストロン:テネシー州カンバーランド平和と正義・市民連合(アメリカ) ●リュー・ミン:上海社会科学アカデミー・アジア太平洋研究所(中国) ●ニック・マクレラン:太平洋問題資料センター(PCRC)(フィジー) ●アク・マルテン:反核世界同盟(GANA)(オランダ) ●ロン・マッコイ:マレーシア核戦争防止医師の会・議長(マレーシア) ●デイビッド・マクレイノルズ:戦争抵抗者国際委員会・元代表(アメリカ) ●マメラ・メイデル:アトミック・ミラー/アース・ウェイズ財团代表(アメリカ) ●ジョアンナ・ミラー:プロジェクト・プラウシェア・サスカトゥーン支部(カナダ) ●ポーリン・ミッチャエル:国際協力軍縮運動・事務局(オーストラリア) ●アンドゥル・ナイヤー:カイディ・アザム大学物理学部教授(パキスタン) ●西田一勝:非核自治体全国草の根ネットワーク世話人(日本) ●大庭里美:ブルトニウム・アクション・ヒロシマ(日本) ●小笠原公子:日本キリスト教協議会・平和・核問題委員会委員長(日本) ●小川岩雄:核軍縮研究会・核物理学者(日本) ●大津健一:日本キリスト教協議会・総幹事(日本) ●アナンド・パトワルダン:インド反核運動(インド) ●トリナ・ポーラス:ニュージャージー・コーニュコピア・ネットワーク(アメリカ) ●リンディス・バーシー:在英米軍基地の説明責任を求める運動(CAAB)(イギリス) ●アラン・F・フィリップス:地球生存のための医師の会(カナダ) ●アレクサンダー・ピカエフ:ロシア科学アカデミー世界経済・国際関係研究所(ロシア) ●アニー・レインボウ:在英米軍基地の説明責任を求める運動(CAAB)(イギリス) ●真田幸三:核戦争防止国際医師の会(IPPNW)日本支部・支部長(日本) ●ロベティ・セニトゥリ:太平洋問題資料センター(PCRC)所長(フィジー) ●庄野直美:ヒロシマ・ナガサキ平和基金理事長(日本) ●ローランド・G・シンプラン:非核フィリピン連合・全国議長(フィリピン) ●アリス・スレーター:環境のための地球資源行動センター(GRACE)(アメリカ) ●アイリーン・ミオコ・スマス:京都グリーン・アクション(日本) ●武田隆雄:日本山妙法寺僧侶(日本) ●ロセナ・トゥバナバウ・サラブラ:太平洋問題資料センター(PCRC)非軍事化担当副所長(フィジー) ●梅林宏道(*):太平洋軍備撤廃運動(PCDS)国際コーディネーター(日本) ●コラソン・バルデス・ファブロス:非核フィリピン連合全国事務局長(フィリピン) ●リズ・ウェストモーランド:核軍縮運動(CND)(イギリス) ●パティ・ウイリス:太平洋軍備撤廃運動(PCDS)資料コーディネーター(カナダ) ●スティーブン・ヤング:英米安全保障情報評議会・上級研究員(アメリカ) ●湯浅一郎:平和資料協同組合(ピースデボ)広島ボスト(日本)

(*):「アボリション2000」暫定調整委員

資料27 「アボリション2000」声明

1995年4月25日 ニューヨーク

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるためには、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一步一歩達成してゆかなければならぬと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国の意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

- 1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約の交渉をただちに開始し、2000年までに締結すること(注)。
- 2) 核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。
- 3) しきい値をゼロに定め、すべての国が核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。*
- 4) 新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。
- 5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。
- 6) すべての国が核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。
- 7) 非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど(それらに限らず)研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。
- 8) トラテロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。
- 9) 核兵器の使用と使用的威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司法裁判所において宣言すること。
- 10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。
- 11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国が核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははつきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

(注)核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を(それに限

らず)含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにどってかわるであろう。

資料28 モオレア宣言（「アボリション2000」設立声明への補足）

1997年1月25日

テ・アオ・マオヒ*、モオレアでの「アボリション2000」会議にて

*フランス領ポリネシアに対する先住民（マオヒ）の呼称

本会議は、広島・長崎の人々の被爆から50周年である1995年に発せられた「アボリション2000」設立声明に述べられている合意事項や展望を再び確認する。それは、核兵器をきっぱりと無条件に廃棄するために活動し、52年間にわたる核兵器の使用、実験、生産の遺産である環境破壊や人的被害を正すためのものである。

しかし、フランス核実験の終結から一周年にテ・アオ・マオヒ*で開かれたこの会議は、核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けていることに強い光をあてた。植民地化された人々の怒りや涙は、核時代のそもそも最初から、彼らの土地や大気や水が核開発のために取りあげられたにもかかわらず、彼らに何の相談もなく何の合意もなく、何の関与も与えられなかつたという事実から発している。

植民地化された先住民の大部分は、この核の荒廃の矢面に立たされてきた。先住民の土地におけるウラン採掘や核実験から、プルトニウムや核廃棄物の投棄、貯蔵、輸送、さらに核のインフラストラクチャーのために土地が盗みとられたことにいたるまで。

「アボリション2000」設立宣言は、「核兵器廃絶の立案や監視に、市民やNGO（非政府組織）の参加がきわめて重要である」と述べている。私たちは、これを精神においても行動においても再び強調する。とともに、先住民や植民地化された人たちが、この過程にとって重要であることを指摘する。彼らが、核兵器サイクルに関する決定、とりわけあらゆる分野における核兵器の廃絶に参加することができて初めて、これが達成されるのである。自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利が地球から核兵器を永久になくするための共通の闘いに全世界の人たちが参加するために不可欠である。

したがって本会議は、このモオレア宣言が「アボリション2000」設立声明への補足となることに同意する。

資料29 米バーモント州決議関連資料

29-1

バーモント州の町集会における「核兵器廃絶要求条項」（離形）

1999年3月2日

バーモント州（自治体名）の市民は、合衆国政府と全核保有国政府に対し、核兵器廃絶条約を早急に確立することを要請する。その条約は、すべての国に相互的で検証可能な方法で核兵器を早期に廃棄するためのタイム・テーブルをもり込んだものでなければならない。

私たちはまた、私たちの州の上院および下院議員が同様な決議を提案し、それを即時実行に移すようバーモント州選出国会議員にとどけることを要請する。

29-2

バーモント州上下両院共同決議

上院 1999年3月23日、下院 1999年4月28日 バーモント州モントプリア

核兵器廃絶のための検証可能な条約を採択するため、全核兵器国との交渉を直ちに開始することを、連邦政府に対し緊急に要請する共同決議

米国と旧ソ連の間の冷戦が終結したにもかかわらず、地球上にはその負の遺産である備蓄核兵器が点在し、地球上のすべての人びとにとって身近な恐るべき脅威でありつづけているがゆえに、また、

1998年、数週間のうちに、インド、つづいてパキスタンが核装置の爆発を行ったことにより、インド亜大陸が新たに、そして破壊し尽くされる可能性のある核戦争地帯となったがゆえに、また、

このような恐ろしい現実を踏まえて、1999年3月2日、バーモント州33自治体の市民、つまりアンドバー、ベーカーズフィールド、ブラッドフォード、ブレインツタリー、ブルックフィールド、バーリントン、カレー、シャーロット、チャーチ、コルチエスター、クラツツベリー、イーストモントプリア、ジェリコ、ジョンソン、マールボロ、マーシュフィールド、モントプリア、ニューアーク、ノーウィッチ、プレインフィールド、ピーチャム、プロニー、ランドルフ、ロチェスター、セント・ジョンズベリー、シェルバーン、スタナード、セットフォード、アンダーヒル、バーシャイア、ウォルデン、ウェストフォード、ウリリストンの市民が、それぞれの町集会において「合衆国政府と全核保有国政府に対し」、「すべての国に相互的で検証可能な方法で核兵器を早期に廃棄するためのタイム・テーブルをもり込んだ」「核兵器廃絶条約を早急に確立することを要請する」投票を行ったがゆえに、また、

これらの町の有権者は、地元州議会議員が同様な決議を総会に提出し、採択された決議をバーモント州選出国会議員にとどけることを要請したがゆえに、

上下両院は次のことを決議する。

総会は、核兵器廃絶へ早期のタイムテーブルを確立するような検証可能な条約のために、合衆国政府が全核兵器国と直ちに交渉を開始することを要請する。

また、この決議の写しをバーモント州選出国会議員に送付するよう州官吏に命じる。

資料30 「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市

1997年3月18日採択 決議番号97-032

- ◆核兵器が、文明、種としての人間、そして生命そのものに、継続的脅威であり続けているがゆえに、
- ◆核の時代を通して、都市は核兵器の第一の標的であり続け、そして今なお核兵器の大量破壊効果に対し無防備のままであるがゆえに、
- ◆核兵器の開発や維持は、今なお一年に何十億ドルも費やし、極端に高い費用がかかっており、これらの資源は、われわれの都市の基盤整備、市民の健康と福祉への援助、そして環境の質の保護や促進に利用されたほうがはるかに有効であるがゆえに、
- ◆公然たる核保有国5ヶ国(合衆国、ロシア、連合王国、フランスそして中国)が、1995年5月の核不拡散条約再検討延長会議で、「核兵器廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力」を追求することを約束したがゆえに、
- ◆1996年7月に、国際司法裁判所が全会一致で「厳格で効果的な国際監視の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」と判決を下したがゆえに、
- ◆かつて米国の全戦略核戦力に責任を負ったリー・バトラー退役空軍大将が、核兵器を「本質的に危険で、あまりに高価で、軍事的に非効率で、人道的に許されない」と呼んだがゆえに、
- ◆冷戦の終結が、核時代を終結させるこれまでにない機会、現在そして将来の世代に対する責任を全うする機会、を提供しているがゆえに、

いま、それゆえ、サンタバーバラ市議会によって以下のことが決議された。

1. サンタバーバラは、自らを非核地帯として宣言し、非核地帯の世界全土への拡大を支援する。
2. サンタバーバラは、すべての核兵器を臨戦態勢から解除し、すべての核弾頭を運搬手段からとり外し、そして核兵器国がこれらの兵器の第一不使用に無条件に同意することを要求する。
3. サンタバーバラは、すべての核兵器保有国に対し、すべての核兵器を来世紀の早い時期に禁止し廃棄する核兵器禁止条約の交渉の即時開始、そしてこれらの交渉を2000年までに終結させることを要求する。
4. サンタバーバラは、この決議文の写しを、合衆国下院議員、合衆国上院議員、そして大統領を含む、この自治体の選挙で選ばれた代表に送ることを命ずる。(決議3が途中で切れて決議4が欠如のため)

資料31 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト

1999年5月8日現在、226自治体 (国名の次の数字はその国の決議自治体数)

注:B=パロウ(市)、D=地方議会、S=シャイア(郡)

オーストラリア ◆
(146) 地方政府全国議会／オーストラリア地方政府協議会／ニュー・サウス・ウェールズ地方政府協議会／サウス・オーストラリア地方政府協議会／ビクトリア自治体協議会／ウェスタン・オーストラリア自治体協議会
(以上全国または州レベルの自治体連合組織)

アデレード市／ブライ頓市／キャンベルタウン市／チャールズ・スタート市／グレネルグ市／ハイドマーシュ・ウッドビル市／ホールドファースト・ペイ市／マリオン市／ミッチャム市／ムノ・バラ市／ノアラルンガ市／オンカパリンガ市／プレイフォード市／ポート・アデレード・エンフィールド市／ポート・リンカン市／プロスペクト市／サリスベリー市／アンレイ市／ワイアラ市／ノーザン・エリアズ町／アレクサンドリーナD／クレアD／イースト・トレントD／エリ斯顿D／グマラカD／カルーンダ・イースト・マレーD／マラーラD／マウント・リマーカブルD／ナラコルテD／ピーター・パロウD／ウェイクフィールド地域議会／ゴーラー・タウン・コーポレーション
(以上サウス・オーストラリア州)

コックバーン市／マンドゥーラ市／ワネロー市／ポート・ヘッドランド町／ビンセント町／アシュバートンS／ブリッジタウン-グリーンブッシュズS／バッセルトンS／コリーS／カバリングS／ダンダスS／ジェラマンガップS／コーダS／マウント・マグネットS／ローバーンS／シャーク・ペイS／タンペラップS／ビクトリア・プレーンズS／ウインダム・イーストキンバレーS
(以上ウェスタン・オーストラリア州)

バララット市／プリムバンク市／ケージー市／フランクストン市／グレーター・シロング市／ホーシャム市／ウォドンガ市／ウインダム市／ヤラ市／コランガマイトS／ハイドマーシュS／ニランビックS／サーフコーストS／ウエスト・ウイメラS
(以上ビクトリア州)

ブラックタウン市／ブルー・マウンテンズ市／ブローケン・ヒル市／セスノック市／フェアフィールド市／ゴスフォード市／グレーター・リスゴー市／グレーター・タリー市／グリフィス市／ホーンズバイ市／ライクハート市／リズモア市／マンリー市／ランドウイック市／シェルハーバー市／サウス・シドニー市／ウランゴング市／バーウッド町／ペリンゲンS／クーラS／コーラモンS／クーナンブルS／ユーロボダラS／グロスターS／ガンダガイS／リートンS／メリワS／マレーS／ナンブッカS／ナロマインS／ニンボイダS／シングルトンS／リッチモンド・リバーS／トワイードS／ウルマラS／ウーララS／ウイングカリビーS／ウランディリS／ワイオングS／ヤロウルムラS／オーバーンD／コンコルドD／ペイ教区・ノースシドニー／ベネット教区・ノースシドニー／エドワード教区・ノースシドニー／キアマ自治体議会／キョグル町／ニュートラル教区・ノースシドニー／スタントン教区
(以上ニューサウスウェールズ州)

ブリスベン市／ローガン市／メアリー・パロウ市／ボーエンS／ブロードサウンドS／クリフトンS／クローネストS／ダグラスS／ジョンストンS／ジョンダリアンS／レイドレーS／リビングストンS／ロングリーチS／マーウェーS／ピーク・ダウンズS／パイン・リバーズS／スタンソープS／スリンゴワS
(以上クイーンズランド州)

ボロルーラ・コミュニティ／ウリヤジャライ町／ユエンドゥムS／ガリウインク・コミュニティ(Inc.)／ユエンドゥム・コミュニティ政府議会
(以上ノーザン・テリトリー)

バーニー市／フリンダーズ町
(以上タスマニア州)

ニュージーランド◆ オークランド市／クライストチャーチ市／ダニーディン市／ハミルトン市／フット・バレー市／インバーカーギル市／マヌカウ市／ネルソン市／ニュープリモス市／ノースショア市／パークマストン市／ポリラア市／サウス・タラナキ市／ワイタケレ市／ウェリントン市／ブランズ＋／セントラルオタゴD／ギスボーンD／ハラキD／ホロウェヌアD／カウェラウD／マスターントD／ロトルアD／タスマンD／テムズ・コロマンデルD／ワイカトD／ウェスタン・ベイ・オブ・プレンティD／オークランド地域議会／カンタベリー地域議会／ホークスベイ地域議会／オタゴ地域議会

英國◆(14) ブラックバーン市／ブラックプールB、ランカシャー／ベリー・メトロポリタンB／ダビーシャ・カウンティ／ノウズレイ・メトロポリタンB／リーズ市／マンチェスター市／マーサー・ティドビルB／オックスフォード市／サウス・ティネサイド・メトロポリタンB／ボルソバーD／ワൺスペックD／ウェルイン・ハットフィールド町／ブラックバーン・ウーズ・ダーウェン・カウンシル

米国◆(26) デービス市／オークランド市／サンタ・バーバラ市／セバストポール市／サン・アンセルモ町／アラメダ・カウンティ／サンタ・クルス
(以上カリフォルニア州)

ニューヘブン
(以上コネティカット州)

ディア・アイル／オロノ／ポートランド／セジェウイック／サウス／サウス・プリッスル／ヴィエンナ
(以上メイン州)

フィラデルフィア市／ピッツバーグ市
(以上ペンシルバニア州)

チエリー・ヒル市／ランバートビル市／ローレンス・タウンシップ／ルーズベルト市／トレントン市／プリンストン・パロウ／プリンストン・タウンシップ
(以上ニュージャージー州)

ケンブリッジ・マサチューセッツ市
(マサチューセッツ州)

カナダ◆(7) ピーターパロウ市／ピーターパロウ・カウンティ／レイクフィールド村
(以上オンタリオ州)

ブリッジウォーター町／ハリファックス地域自治体／リューネンベルグ町
(以上ノバ・スコシア州)

サスカトゥーン市
(サスカ彻温州)

ドイツ◆(1) ダルムシュタット市

日本◆(1) 浦安市議会(千葉県)

資料32 日本の非核宣言自治体の活動と事業

以下のものは、日本の非核宣言自治体が、これまでとり組んだ活動や事業を分類整理したものである。必ずしもすべてが網羅されているわけではない。他にユニークな取り組みがあれば、編集部にご一報いただけたと幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言(手続きにより3種類のものがある)

- ・首長提案・議会決議のもの
- ・市民又は議員提案・議会決議のもの
- ・再度の宣言を議会が決議したもの
(内容による違い)
- ・核兵器の廃絶と恒久平和を訴える
- ・非核港湾を訴える

●条例(内容によりほぼ3種類に分類できる)

- ・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している、市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)
- ・平和条例(平和行政、予算化などを規定)
- ・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大を)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議や要請文の持参・送付(仏・中、インド・パキスタン)
- ・未臨界核実験に対する抗議&要請文の持参・送付(米・ロ)

3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書の提出
- ・CTBT(包括的核実験禁止条約)の制定を求める意見書
- ・仏・中国、インド・パキスタンの核爆発実験の中止を求める決議
- ・米・ロの未臨界核実験に抗議し、今後の実験中止を求める決議
- ・非核法の制定を求める意見書の提出
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器のない21世紀を希求する宣言に関する決議
- ・文民指導者の核兵器廃絶声明を支持する決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・入港するすべての艦船に「非核証明」の提出を求める意見書
- ・ plutonium輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 非核・平和のための周知活動

- ・宣言の懸垂幕設置(車にステッカーも、アドバルーンの掲揚)
- ・宣言の碑の設置(石碑、プロンズ像、被爆石)
- ・宣言の看板設置(多数あり、修理費も)
- ・宣言文の掲示(プレート、パネルを小学校、市の封筒類)
- ・市民キャンペーン(市民の集まる所へ出かけて、知らせる)

- ・平和盆踊り(平和の火リレー、風船メッセージ、灯籠、花火大会)
- ・無料電車「平和号」運行
- ・広報誌での啓発(多数あり)
- ・ローカル紙への行事掲載(テレビ・ラジオも)
- ・ホームページの作成(非核平和推進協議会ほか)
- ・憲法記念日(9条の掲示)
- ・ケーブルテレビでの市民への啓発

5. 啓発品の配布

- ・啓発パンフレットの配布(多数あり)
- ・啓発用品の配布(ファイル中学一年生、球根と鉢、憲法手帳、テレホンカード、カレンダー、Tシャツ&帽子&記念旗、皮製キーホルダー、全戸に色紙配布し千羽鶴をおり広島へ持参、ティッシュ、水性ペン、平和はがき、バンドエイドセット、綿棒など多数)
- ・平和の花いっぱい運動(宣言文いり花の種三千個、リーフレット付、街頭&全小中学生に配布、平和のバラ運動)
- ・日本国憲法の冊子作成と配布

6. 祈念式典・集会

- ・平和のつどい(映画、演劇、展覧会、コンサートなどと一緒に)
- ・平和祈念式典(多数あり)
- ・戦没者追悼式
- ・黙祷の実施・半旗の掲揚(8/6・9・15の他、沖縄、空襲など各地の記念日に)
- ・平和の鐘の打鐘

7. 展覧会

- ・原爆パネル・資料展(ポスターも、ビデオも、戦災も、美術展も、宣言10年展も、県外も、ユニセフも、広島資料も、戦時下パネルやビデオ・図書)
- ・平和の絵募集(カレンダーに作成、ポスターに作成、作文、平和リボンも)
- ・平和ポスター展(平和はがき、その場で書くタペストリー)
- ・平和図書や資料の展示(図書館内、市役所)
- ・平和展(沖縄戦、シベリア抑留展、地域紛争と子どもたち展、戦争展、 Chernobylからの訴え、加害の歴史に学ぶ、国連・平和パネル展、731部隊展、水俣病など多数あり)
- ・子供会「平和壁新聞」

8. 講座・セミナー

- ・被爆の語りべ講演会(広島から、市内の)
- ・憲法記念講演会(多数あり)
- ・平和教育事業(実行委へ委託、映画会&講座、平和を考える講座、地球市民講座、平和・人権学級の開設、平和副読本の作成)
- ・戦争体験を語る会・聞く会(実行委へ委託)
- ・戦争と平和を考えるおはなし会
- ・平和講演会(多数あり)
- ・国連と軍縮シンポジウム
- ・戦争遺跡保存全国シンポジウム
- ・職員研修
- ・戦時中の食事体験講座

9. フィールドワーク

- ・青少年被爆地派遣(広島・長崎各3名、広島2名、広島4名、広島12名、長崎2名、新成人、広島12名、広島16名、広島7名、広島9名、広島中学生、親子で長崎、感想文集の作成、報告会の開催、ビデオ作成&ケーブルテレビでの放映、役所&学校で壁新聞掲示、長崎ピースフォーラムに参加等、被爆地での式典参加・資料館の見学や語り部の体験を聞いたり、地元の学校との交流などをおこなう)
- ・市民の被爆地派遣(広島へ複数、広島中学生他、中学生他、小学生親子等10名以上広島6名、市民への補助金、青年団員、長崎15名、親子5組名市民補助多数沖縄も、市民多数委託、平和の使者広島へ12名、広島バス50名、親子10組、長崎30名、広島親子30組、広島バス30名、沖縄親子平和大使8組)
- ・議員・職員の被爆地派遣(式典や全国大会への参加、青少年や市民に同行も)
- ・平和バスツアー(丸木美術館・第五福竜丸保存館やピース大阪などの平和資料館など、沖縄などの基地や戦跡、地下壕等の見学・体験)
- ・沖縄派遣・交流(中学生を豊見城村へ、30名基地内見学も、小中学生120名)沖縄の戦跡などの説明のガイドを提供(養成講座も)
- ・大阪へ人権差別問題の学習
- ・海外へ市民の交流事業(フィリピン・ブラジル姉妹都市)

10. 音楽・映画など

- ・平和コンサート(器楽合唱の部とポピュラーの部実行委へ委託、南アフリカのグループなど多数あり)
- ・朗読劇など(手づくり実行委の独立採算も、一人芝居)
- ・平和の映画ビデオや図書の購入(貸し出しも、多数あり)
- ・非核平和映画会(ビデオで、市民団体の主催に支援、講演会も、市内5カ所、親子向けアニメなど多数あり)
- ・平和書道展
- ・マンガ「21世紀への伝言・君たちの街にも戦争があった」の発行
- ・平和事業記録の映画ビデオの製作
- ・平和ミュージカルの上演

11. 資料収集・展示

- ・平和資料展示室の運営(企画展、映像コーナーの設置)
- ・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
- ・平和資料館の運営(企画展・特別企画展の実施、広報誌の発行、資料の貸し出し、見学者の受け入れ、教員や地域指導者の施設見学会)
- ・平和資料コーナーの運営・海外資料の収集

12. 複合事業

- ・平和のつどい(被爆者の講演・コンサート、演劇・コンサート・資料展示、映画と講演コンサート等、国連平和フェスティバル、各区巡回展も、大阪の空襲展、沖縄の体験談・アニメ、女と平和を考える、平和を考える戦争展、愛・いのち・人権展、ようこそ沖縄ランドへ、平和と人権を考える、ムッちゃんの平和祭・小中弁論大会、那覇・広島・長崎ピースストライアングル合同事業、ベトナム外務省などを呼び平和フォーラム、外国人市民と日本人の出会いとふれあいの広場(マダム)、……市民の実行委員会との共催も多く各自治体で内容は違う)
- ・ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会の事業(世界平和連帯都市市長会議、海外での

資料33 本冊子98年版に掲載され99年版に掲載されていない資料一覧

13.市民参加

- ・小中学生全員で千羽鶴作成(10000羽、広島・長崎へ持っていく)
- ・非核平和事業補助(原水爆禁止運動推進団体への助成、小中学生映画会、平和の火リレー等、憲法普及協議会へ、沖縄平和音楽祭実行委員会)
- ・小中学生の平和標語コンクール
- ・平和基金への募金活動
- ・平和施策懇談会(朗読劇・映画会・ミニコンサート、市民会議月二回)
- ・市民団体への協力(各住民協議会、各団体への補助、音楽会、戦争展、6月平和月間に市民の企画に賛同する、約11団体)
- ・市民団体への委託(平和推進協議会、平和を求める町民の会、…など、市民の実行委員会に委託し市の担当部局が事務局、約50自治体)
- ・平和行進隊への市長メッセージの委託(多数あり)
- ・平和リレーマラソン
- ・平和祈念スポーツ大会
- ・平和の市民団体・文化団体との共催事業(映画・演劇・スポーツ・ミュージカル)
- ・平和のTシャツづくり
- ・高校生とともに考える会

14.被爆者支援

- ・見舞金等の支給
- ・バス代助成
- ・被爆者団体への育成補助
- ・被爆者の子供医療費の一部助成
- ・栄養食品の支給
- ・宿泊保険事業の実施

行の最後の数字は、98年版での資料番号を示す。

- ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)(1)
- 第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)(4)
- マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)(5)
- 未臨界実験米エネルギー省発表:第1回(97年7月)・第2回(97年9月)(6)
- 『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)(9)
- NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋(96年12月)(11)
- マレーシア決議案への林暉軍縮大使の態度表明(97年11月)(12)
- 日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)(13)
- 各国の將軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)(14)
- 英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)(20)

核軍縮と非核自治体●1999

1999年8月1日発行

監修:梅林 宏道／前田 哲男

執筆:阿部 純子／梅林 宏道／川崎 哲／川村 一之／久保 博夫／田巻 一彦／
津留 佐和子／藤田 明史／前田 哲男

編集・製作:梅林 宏道／川崎 哲／秋山 祐子

発行:平和資料協同組合(ピースデポ)

〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号
Tel:045-563-5101 Fax:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y. email. ne. jp

価額:1500円

郵便振替:00280-0-38075 **加入者名:**「平和資料協同組合」
横浜銀行 日吉支店(普)1216616 「平和資料協同組合」